

第 2 部

環境の現状及び環境の保全に関し講じた施策

(平成22年度)

第 2 部 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策（平成 22 年度）

第 1 章 環境への負荷が少ない循環型社会の実現

第 1 節 大気環境の保全

1 大気汚染防止対策の推進〔環境政策課〕

現状・施策

(1) 大気常時測定結果

大気汚染防止法に基づき、工場・事業場等から排出されるばい煙が主な汚染源である二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントの 4 項目について、42 局の一般環境大気測定局及び 4 局の自動車排出ガス測定局で継続的に測定を行っています。

平成 22 年度は、浮遊粒子状物質が短期的評価においては 42 測定局の全ての測定局で、また長期的評価では 42 測定局のうち 27 測定局において環境基準を達成できませんでした。光化学オキシダントについては、全測定局（30 測定局）で環境基準を達成できず、5 月に注意報を発令しました。

なお、ほかの項目については、すべての測定局で環境基準を達成しており、全般的に見て本県の一般大気環境は概ね良好な状態で推移しています。

有害大気汚染物質について 3 市 8 地点 19 項目（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど）について調査したところ、環境基準が設定されている 4 物質については、全て環境基準を達成しました。

ア．環境基準対象項目

A．二酸化硫黄（ SO_2 ）

41 測定局（自動車排出ガス測定局 1 局含む。）で測定を行い、全ての測定局が測定時間 6,000 時間以上の有効測定局でした。

a．環境基準達成状況

環境基準達成状況を表 1-1-1 に、濃度上位測定局を表 1-1-2 に示しました。

・短期的評価

全ての測定局が環境基準を達成しました。

・長期的評価

全ての測定局が環境基準を達成しました。

なお、過去 10 年間の測定結果でもすべての有効測定局が環境基準を達成しています。

表 1 1 1 1 二酸化硫黄の環境基準達成状況（短期的評価、長期的評価）

年 度 (平成)	測定 局数	短 期 的 評 価			長 期 的 評 価			
		達 成 局 数	非達成 局 数	達成率 (%)	有効測 定局数	達 成 局 数	非達成 局 数	達成率 (%)
13	46	46	0	100	46	46	0	100
14	46	46	0	100	46	46	0	100
15	46	46	0	100	46	46	0	100
16	46	46	0	100	46	46	0	100
17	46	46	0	100	46	46	0	100
18	43	43	0	100	43	43	0	100
19	40	40	0	100	40	40	0	100
20	41	41	0	100	41	41	0	100
21	41	41	0	100	41	41	0	100
22	41	41	0	100	41	41	0	100

表 1 1 1 - 2 二酸化硫黄濃度の上位測定局(平成 22 年度)

1 時間の最高値 (ppm)		日平均値の 2%除外値 (ppm)		年 平 均 値 (ppm)	
順位		順位		順位	
1	稲佐小学校 0.061	1	島原市役所 0.009	1	口之津 0.004
2	島原市役所 0.042		口之津 0.008	2	島原市役所 0.003
3	遠見岳 0.038	3	石 岳 0.007		川 棚 0.003
4	口之津 0.033	5	稲佐小学校・遠見岳・ 対馬・神浦・壱岐・ 木場・川棚・平戸・ 俵ヶ浦・小浜・福石 0.005		小 浜 0.003
5	黒崎中学校 0.031			福 石 0.003	

b. 経年変化

県下各地域を代表する測定局を 6 局選定し、各測定局の過去 10 年間における経年変化を図 1 1 1 3 に示しました。

また、長期暴露の観点から平均的な動きをみるために年平均値についても図 1 1 1 - 4 に示しました。

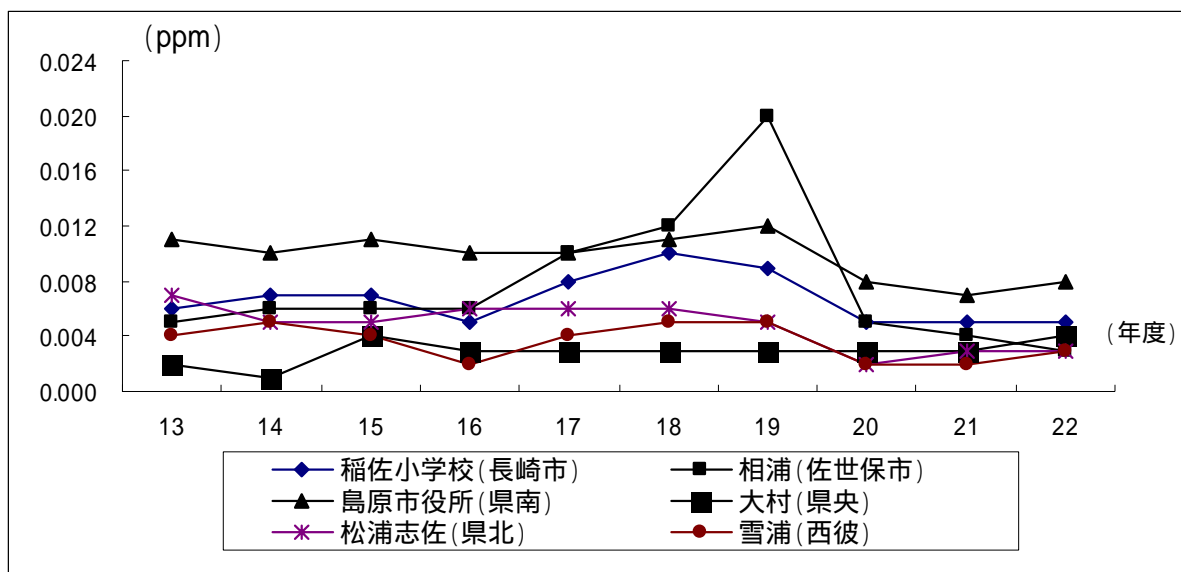


図 1 1 1 3 二酸化硫黄の 2% 除外値の経年変化

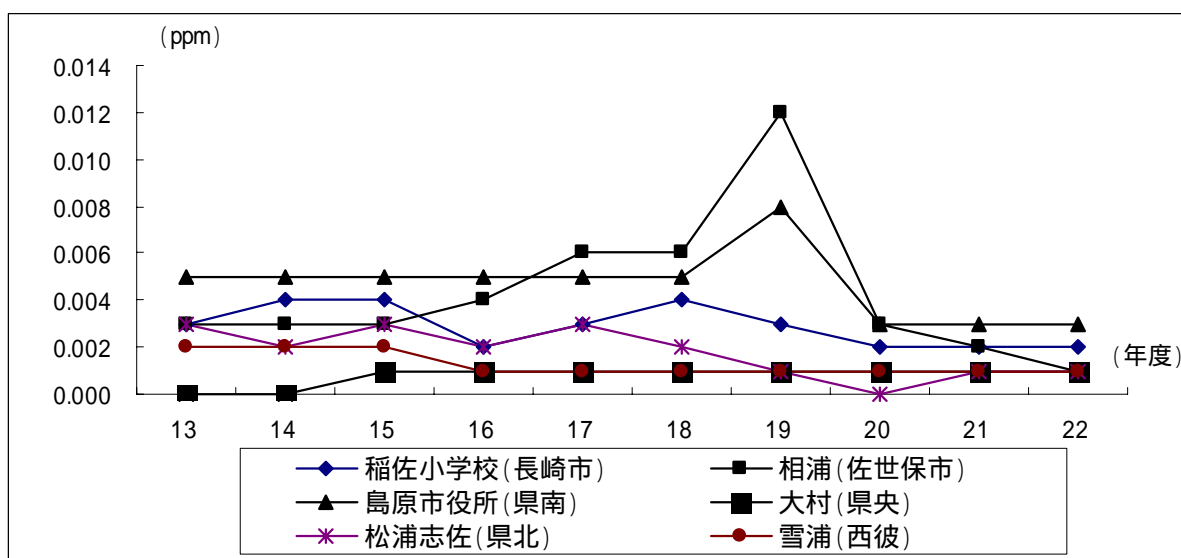


図 1 1 1 - 4 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

B. 浮遊粒子状物質 (S P M)

45 測定局 (自動車排出ガス測定局 3 局含む。) で測定を行い、全ての測定局が測定時間 6,000 時間以上の有効測定局でした。

a. 環境基準達成状況

環境基準達成状況を表 1 1 1 - 5 に、濃度上位測定局を表 1 1 1 - 6 に示しました。

・短期的評価

45 測定局 (一般環境大気測定局 42 局、自動車排出ガス測定局 3 局) 全てにおいて、環境基準を達成できませんでした。

基準を連続して超えた時期には、黄砂や気象現象である煙霧が

観測されており、超過の原因は自然的なものと考えられます。

・長期的評価

45測定局のうち、30局（一般環境大気測定局27局、自動車排出ガス測定局3局）において、環境基準を達成できませんでした。

環境基準を達成できなかった理由としては、これまで春や秋に観測される黄砂等の気象現象の影響が考えられていますが、平成22年度において環境基準を達成できなかった測定局が多かった理由としても、黄砂や大陸を含む国内地域外からの越境汚染等による影響が考えられます。

表1 1 1 - 5 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（短期的評価、長期的評価）

年度 (平成)	測定局数	短期的評価			長期的評価			
		達成局数	非達成局数	達成率(%)	有効測定局数	達成局数	非達成局数	達成率(%)
13	48	2	46	4.2	48	2	46	4.2
14	49	0	49	0	49	1	48	2.0
15	49	33	16	67.3	49	46	3	93.9
16	49	36	13	73.5	49	48	1	98.0
17	49	9	40	18.4	49	45	4	91.8
18	47	18	29	38.3	47	45	2	95.7
19	44	0	44	0	44	8	36	18.2
20	45	20	25	44.4	45	45	0	100.0
21	45	2	43	4.4	45	16	29	35.6
22	45	0	45	0	45	15	30	33.3

表1 1 1 6 浮遊粒子状物質濃度の上位測定局（平成22年度）

1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数		日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数		年間2%除外値		年平均値	
順位	(時間)	順位	(日)	順位	(mg/m ³)	順位	(mg/m ³)
1	面高 17	1	長崎駅前 5	1	面高 0.077	1	長崎駅前 0.032
	松浦志佐 14		早岐 5	2	平戸 0.075		鷹島 0.032
2	鷹島 14	2	時津小学校 4	3	中央橋 0.073	3	中央橋 0.031
	平戸 14		松浦志佐 4		鷹島 0.073		紐差 0.031
	紐差 14		鹿町 他8局 4	5	長崎駅前・鹿町・紐差 0.072	5	大村・平戸 0.030

b. 経年変化

県下各地域の代表測定局の2%除外値及び年平均値による過去10年間の経年変化を図1-1-1-7及び図1-1-1-8に示しました。

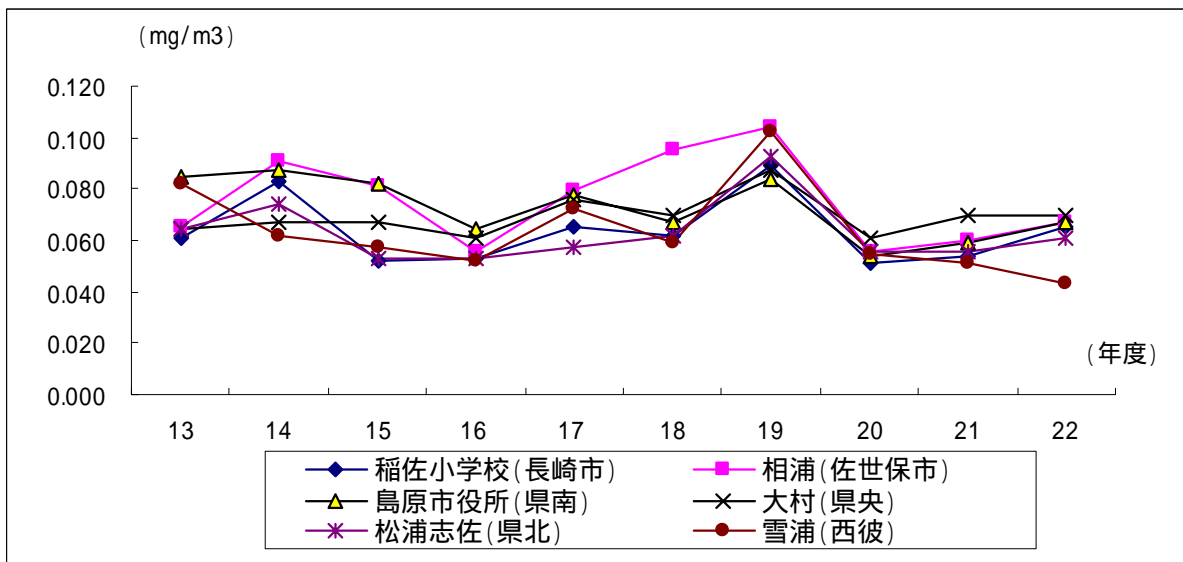


図1-1-1-7 浮遊粒子状物質の2%除外値の経年変化

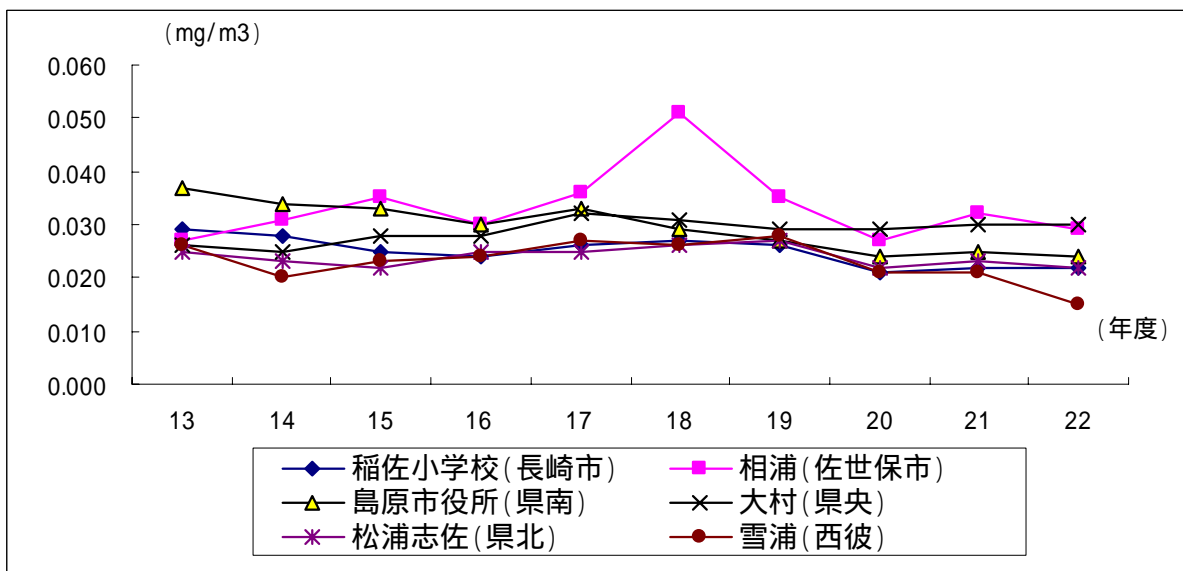


図1-1-1-8 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

C. 二酸化窒素（NO₂）

44測定局（自動車排出ガス測定局4局含む。）で測定を行い、全ての測定局が測定時間6,000時間以上の有効測定局でした。

a. 環境基準達成状況

44局全ての測定局において環境基準を達成しました。（表1 1 1 - 9）

日平均値の年間98%値（以下「98%値」という。）及び年平均値が高い上位測定局について表1 1 1 - 10に示しました。

また、県下各地域の代表的な測定局の98%値と年平均値の推移を図1 1 1 - 11、図1 1 1 - 12に示しました。

表1 1 1 - 9 二酸化窒素の環境基準達成状況

年度 (平成)	測定局数		有効測定局数		達成局数		非達成局		達成率(%)	
	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局
13	43	5	43	5	43	4	0	1	100	80
14	43	5	43	5	43	3	0	2	100	60
15	43	5	43	5	43	3	0	2	100	60
16	43	5	43	5	43	4	0	1	100	80
17	43	5	43	5	43	5	0	0	100	100
18	42	4	42	4	42	4	0	0	100	100
19	39	4	39	4	39	4	0	0	100	100
20	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100
21	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100
22	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100

表1 1 1 - 10 二酸化窒素濃度の上位測定局（平成22年度）

一般環境大気測定局				自動車排出ガス測定局			
「98%値」 (ppm)		年平均値 (ppm)		「98%値」 (ppm)		年平均値 (ppm)	
順位	基準：0.06ppm	順位		順位	基準：0.06ppm	順位	
1	大塔 0.022	1	大塔 0.023	1	長崎駅前 0.048	1	長崎駅前 0.027
2	相浦 0.019 他4局	2	小ヶ倉 0.022	2	中央橋 0.037	2	中央橋 0.024
		3	相浦 0.019 他3局				日宇 0.037
		4	福石 0.033	4	福石 0.022		

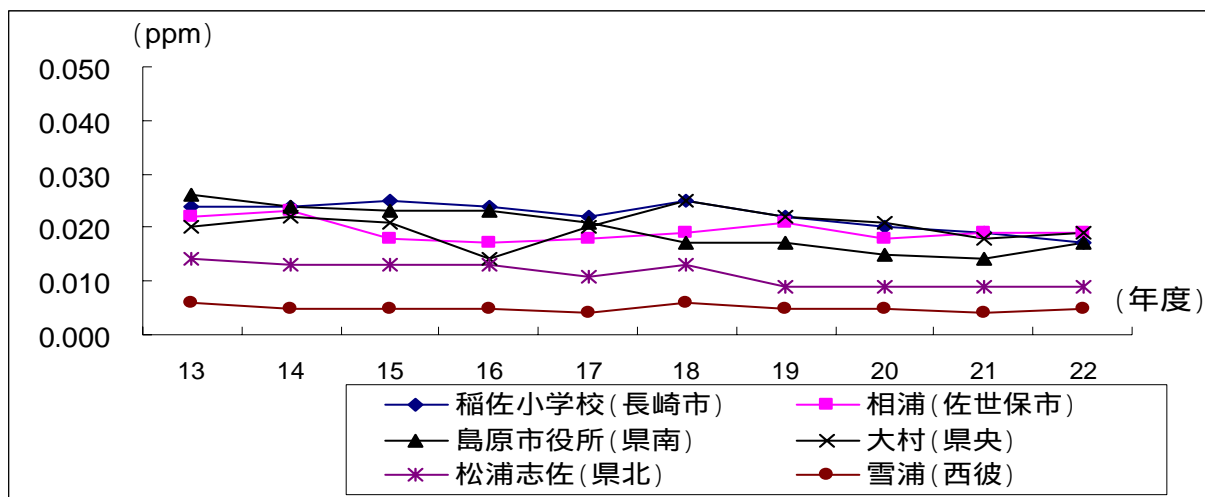


図 1 1 1 - 1 1 二酸化窒素の98%値の経年変化

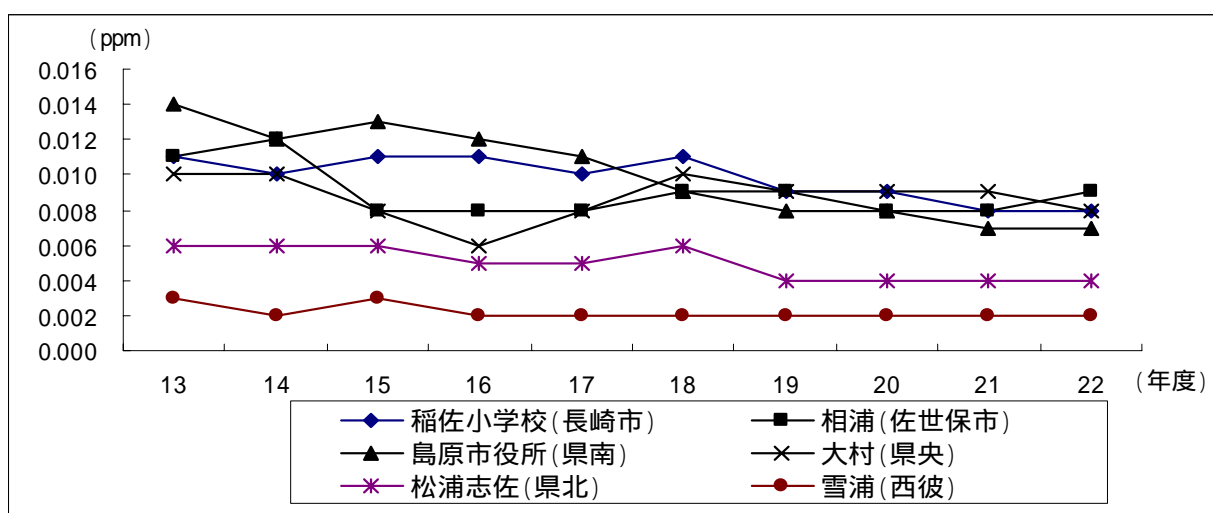


図 1 1 1 - 1 2 二酸化窒素の年平均値の経年変化

D. 光化学オキシダント (Ox)

a. 環境基準達成状況

過去10年間における光化学オキシダントの環境基準達成状況を表1 1 1 - 1 3に、県下各地域を代表する測定局の月別の環境基準超過時間数を表1 1 1 - 1 4及び図1 1 1 - 1 5、濃度上位測定局を表1 1 1 - 1 6に示しました。

表1 1 1 - 1 3 光化学オキシダントの環境基準達成状況

年度 (平成)	測定局数	達成局数	非達成局		達成率 (%)
			局数	環境基準を100時間 以上超過した局数	
13	30	0	30	26	0.0
14	30	0	30	26	0.0
15	30	0	30	28	0.0
16	30	0	30	27	0.0
17	30	0	30	26	0.0
18	29	0	29	27	0.0
19	26	0	26	24	0.0
20	28	0	28	25	0.0
21	30	0	30	30	0.0
22	30	0	30	30	0.0

表1 1 1 - 1 4 光化学オキシダントの環境基準の月別超過状況(平成22年度)
(単位:時間)

測定局名	地域区分	環境基準超過時間数												年計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
稲佐小学校	長崎市	103	144	53	3	0	6	39	0	0	0	10	42	400
黒崎中学校	西彼地域	137	209	81	4	25	54	67	67	1	0	87	116	848
相浦	佐世保市	78	133	58	0	5	21	1	16	0	0	15	34	361
大村	県央地域	100	164	86	14	12	58	84	46	0	0	13	36	613
鹿町	県北地域	164	225	113	6	35	61	117	102	10	0	91	151	1075
伊佐浦	西彼地域	124	196	81	0	16	40	44	57	0	0	71	91	720
対馬	離島地域	182	209	156	17	19	37	130	49	1	0	45	92	937

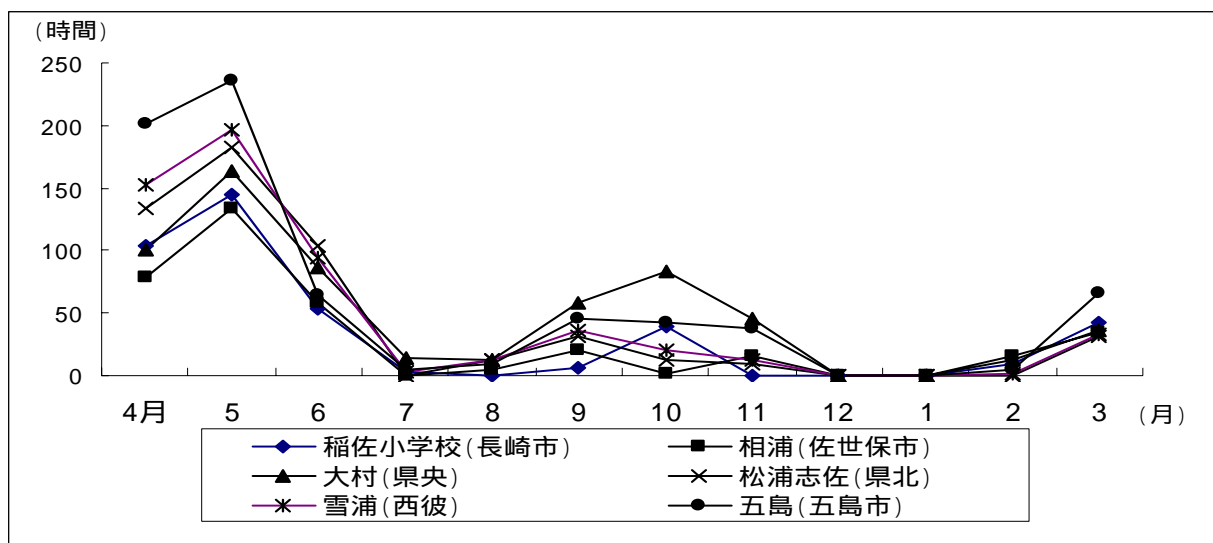


図 1 1 1 - 1 5 光化学オキシダントの環境基準月別超過状況（平成22年度）

表 1 1 1 1 6 光化学オキシダント濃度の上位測定局（平成22年度）

昼間の1時間値の最高値 (ppm)		昼間の1時間値が0.06ppm を超えた時間数(日数)		昼間の1時間値の 年平均値(ppm)	
順位		順位		順位	
1	壱岐 0.137	1	鹿町 1075(145)	1	鹿町 0.048
2	諫早 0.126	2	紐差 984(143)	2	黒崎中学校 0.045
3	紐差 0.121	3	対馬 937(129)		紐差 0.045
4	石岳 0.118	4	五島 926(128)	4	対馬・伊佐浦・上志佐 壱岐・小浜 0.044
5	俵ヶ浦 0.117	5	上志佐 905(142)		

光化学オキシダントは、例年すべての測定局が環境基準を達成していませんが、平成22年度においても30局で測定した結果、全ての測定局が環境基準を達成しませんでした。また、光化学オキシダント注意報（発令基準0.12ppm以上の濃度）は平成18年5月に本県観測史上初めて発令し、翌19年度は4月と5月に離島地区を含め延べ14測定局で発令基準以上となる濃度を観測し、延べ12市に注意報を発令しました。平成20年度は、他県では注意報が発令されましたが、本県では5月の連休ごろに度々高い濃度を観測したものの注意報発令基準以上には至りませんでした。平成21年度は、5月8日に10市8町に、翌9日に4市4町に本県観測史上初めて2日連続で、しかも広範囲に注意報を発令しました。平成22年度は、5月8日に3市1町に注意報を発令しました。なお、平成22年度の注意報発令状況について表1-1-1-17に示しました。

季節別、地域別にみると、3～6月の春期、9～10月の秋期の2期に濃度が高くなる傾向にあり、超過時間数の多い測定局は、県北地区及び離島地区に多くみられました。

表 1 1 1 1 7 平成 2 2 年度の注意報発令状況（発令基準0.120ppm以上）

発令月日	発 令 市 町	該当測定局	測定時刻	測定濃度 (ppm)
5月8日 (土)	平 戸 市	紐 差 局	16:00	0.121
	佐世保市宇久町	紐 差 局	16:00	0.121
	北松浦郡小値賀町	紐 差 局	16:00	0.121
	壱 岐 市	壱 岐 局	16:00	0.137

イ．環境基準対象外項目

A．非メタン炭化水素

炭化水素のうち非メタン炭化水素は、窒素酸化物が共存すると光化学反応により光化学オキシダント発生の原因となるために、本県では例年一般環境大気測定局2局、自動車排出ガス測定局4局で測定を実施しています。

光化学オキシダントの環境基準である0.06ppm（昼間の1時間値）に対応する非メタン炭化水素の濃度は0.20～0.031ppmC（6～9時の3時間平均値）のゾーンに相当するとして、この濃度を光化学オキシダント生成防止の指針値としています。

年間の状況を表 1 1 1 1 8 に示しました。6～9時における年平均値は一般環境大気測定局 0.09～0.10 ppmC、自動車排出ガス測定局 0.26～0.32 ppmC でした。6～9時の3時間平均値が指針値の上限を超えた日については全測定局でみられ、自動車排出ガス測定局において特に多くみられました。年平均値による経年変化を図 1 1 1 1 9 に示しました。

表 1 1 1 1 8 非メタン炭化水素の年間の状況（平成22年度）

測 定 局 の 区 分	6～9時の3時間 平均値が0.31ppmC を超えた日数	6～9時における 年平均値 (ppmC)	年 平 均 値 (ppmC)
一般環境大気測定局	2～4日/年	0.09～0.11	0.09～0.10
自動車排出ガス測定局	68～103日/年	0.23～0.27	0.18～0.19

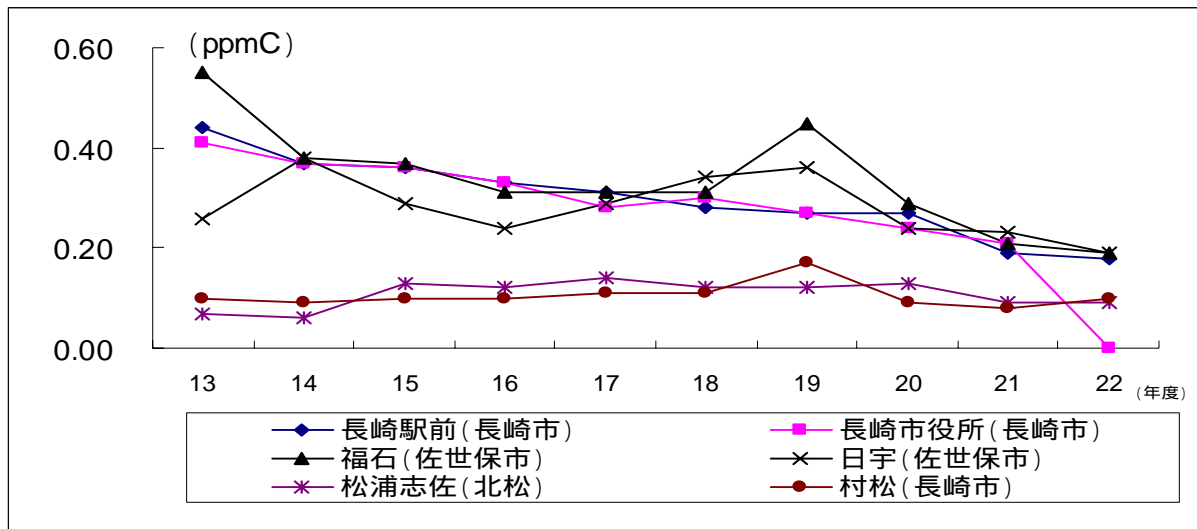


図1 1 1 1 9 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化

(2) 有害大気汚染物質調査

大気汚染防止法第18条の23の規定に基づき、平成22年度は環境基準が定められている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン)等測定方法が確立している19物質について8地点で調査を実施しました。

ア. 環境基準が定められている4物質

表1 1 1 20に示すように環境基準が定められている4物質に係る県内の調査結果は、全ての調査地点で環境基準を達成しました。

表1 1 1 20 環境基準が設定されている4物質の調査結果(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	長崎県の調査結果 (平成22年度)			全国の調査結果 (平成21年度)			環境基準 (年平均値)
	地点数	平均値	年平均値の範囲	地点数	平均値	年平均値の範囲	
ベンゼン	7	1.2	0.66 ~ 2.0	436	1.3	0.52 ~ 3.5	3.0
トリクロロエチレン	6	1.5	0.027 ~ 8.7	404	0.53	0.0052 ~ 14	2.00
テトラクロロエチレン	6	0.07	0.023 ~ 0.17	388	0.22	0.0075 ~ 2.2	2.00
ジクロロメタン	6	0.71	0.34 ~ 1.4	406	1.7	0.24 ~ 15	1.50

イ. その他の物質について

健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている7物質については、全ての物質において、大きく指針値を下回りました。

環境基準等が定められていない8物質については、平成21年度の全国調査結果の平均値と比較して同等若しくはそれ以下の濃度レベルでした。

(3) 発生源の現況〔環境政策課〕

ア．固定発生源

本県には大気汚染防止法に關与する固定発生源として、工場や事業場に設置されているボイラー・加熱炉・廃棄物焼却炉等のばい煙を発生する施設と、土石・鉱物を対象とした堆積場・ベルトコンベア・破砕機等の粉じん（一般粉じん）を発生する施設があります。大気汚染防止法ではこれらの施設のうち、ばい煙や粉じんを多く発生し、大気を汚染するおそれのある一定規模以上のものを「ばい煙発生施設」及び「粉じん発生施設」として、設置やその構造の変更等に際し届出を義務付けるとともに、ばい煙の排出量や一般粉じん発生施設の管理について規制しています。

A．ばい煙発生施設

本県に設置されているばい煙発生施設は、平成22年度末現在で表1-1-1-21のとおり、1,826施設であり、長崎市・佐世保市・諫早市及び大村市に多く集中しています。

ここ数年の傾向として小型ボイラー（伝熱面積が小さい反面、燃焼能力が大きい）と電気工作物（非常用自家発電装置）が増加しており、この傾向は今後も続くと予想されます。

表1-1-1-21 ばい煙発生施設設置状況（平成23年3月31日現在）

施設の種類	長崎市	佐世保市 (事業場のみ)	その他 (県所管)	合計
ボイラー	266	142	648	1,056
焙焼炉	0	0	0	0
金属溶解炉	8	0	3	11
金属鍛造・加熱炉	22	0	25	47
焼成炉・溶解炉	0	1	116	117
反応炉・直火炉	0	0	1	1
乾燥炉	3	0	45	48
廃棄物焼却炉	7	11	75	93
ディーゼル機関	0	0	25	25
電気工作物	123	50	216	389
ガス工作物	0	0	39	39
合計	429	204	1,193	1,826

B. 一般粉じん発生施設

本県に設置されている一般粉じん発生施設は平成22年度末現在で表1-1-1-22のとおり、988施設です。施設の種類の約7割を占めており、その大半は採石場・アスファルトプラント及び県下3箇所の火力発電所（松島・松浦・相浦）に設置されています。

表1-1-1-22 一般粉じん発生施設の設置状況（平成23年3月31日現在）

施設の種類	長崎市	佐世保市 （事業場のみ）	その他 （県所管）	合計
堆積場	17	5	143	165
ベルトコンベア	78	1	272	351
破碎機・摩砕機	29	0	158	187
ふるい	28	0	99	127
電気工作物	0	0	158	158
合計	152	6	830	988

（4）大気環境保全対策〔環境政策課〕

ア. 固定発生源対策

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設に対する規制として硫黄酸化物・ばいじん・有害物質（窒素酸化物・塩化水素等）について排出基準が定められています。また、一般粉じん発生施設については、土石や鉱物からの粉じん飛散防止のための施設の構造・使用に対して基準が定められています。本県では、工場や事業場のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設を対象に立入検査を実施し、ばい煙発生施設にあっては、必要に応じてばい煙濃度の測定を実施しています。さらに、ばい煙排出者が自ら排出ばい煙をチェックし、管理することにより大気環境の保全に努めるよう指導しています。

平成22年度の立入検査状況は、表1-1-1-23のとおりであり、各種届出事項をチェックし、変更事項の届出・ばい煙濃度の自主測定の励行・施設の適正運用、一般粉じん発生施設からの粉じん飛散防止等について検査しました。

表 1 - 1 - 1 23 立入検査実施状況（平成 22 年度：長崎県実施分）

区 分	立入検査工場 及び事業場数	立入検査 施設数	ばい煙濃度 の測定件数
ばい煙発生施設	168	355	13
一般粉じん発生施設	84	519	-
合計	252	874	13

また、本県には、大型固定発生源である火力発電所が 4 か所に立地していますが、排煙脱硫装置や電気集じん機等種々の大気汚染防止施設を設置し、周辺大気環境の保全を図っています。更に、事業者・地元市町及び県とで環境保全協定を締結し、硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじんの各物質について現行の排出基準よりも更に厳しい協定値を設定しています。各発電所の発生源には、硫黄酸化物及び窒素酸化物濃度の自動測定機が設置され、本県テレメータシステムにより常時監視していますが、平成 22 年度も協定値を超えることはありませんでした。

イ．大気汚染緊急時対策

本県では、昭和 54 年 4 月にテレメータシステムによる大気環境濃度の常時測定を開始したのを契機に、それまで制定されていた大気汚染緊急時対策実施要綱を全面改正しました。（同年 6 月 4 日付け）

本県における二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・一酸化炭素及び二酸化窒素の 4 物質の環境濃度は、緊急時の濃度よりかなり低いレベルにありますが、光化学オキシダントは、近年上昇傾向にあり、たびたび注意報を発令する状況にあります。このため、日頃から気象状況を把握しておくとともに、関係機関・住民等への周知連絡体制を整えているところです。

また、松浦市では、ほぼ同時に立地した 2 電力企業の国内最大級の出力（各 2 号機完成時 370 万 kw）を有する石炭火力発電所が稼働しており、このため北松地域においては、前記要綱をふまえて環境保全協定に基づく発令濃度ランクを定める等、更にきめ細かい緊急時の対応を図っています。

ウ．監視測定体制の整備

本県では、大気汚染防止法第 20 条及び第 22 条の規定に基づき、昭和 45 年から自動測定による大気環境の常時監視を開始し、その後、測定局を逐次増設し監視体制を強化してきました。さらに監視業務の効率化及び大気汚染緊急時に対処するため、昭和 54 年度にはテレメータシステムを導入しました。また、昭和 61 年度には、松浦火力発電所（石炭専焼）の立地に伴い県北地域における監視体制を強化するため、測定局の増設及びテレメータシステムの中核である中央監視センター機能の拡充整備を図りました。

さらに、松浦火力発電所の増設に伴い、最新の情報処理技術を導入したシステムを平成7～8年度にかけて更新整備し、現在、長崎県設置の11測定局をはじめ、長崎市（中核市）、佐世保市（政令市）及び企業所管測定局を併せた計47測定局でテレメータシステムによるオンライン収集を実施しています。（表1-1-1-24）

なお、平成17年6月に国から大気汚染状況の常時監視に関する新しい事務処理基準が示されたので、県環境審議会での検討を踏まえ、県設置の測定局の見直しを行い、県内全域の大気環境状況を把握するため、離島3カ所（五島、壱岐、対馬）を含む11カ所に測定局を配置しています。

また、旧衛生公害研究所（現：環境保健研究センター）の大村市移転に併せてテレメータシステムの全面更新を行いました。

表1-1-1-24 大気常時測定局の設置状況（平成23年3月現在）

測定機関	測定局区分	測定局数		大気汚染物質								気象			
				環境基準対象項目				その他の項目				風向・風速	日射量	放射収支量	
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	一酸化窒素	メタン	非メタン炭化水素				
長崎県	一般環境大気測定局	11	11	11	11	11	11	11	-	11	1	1	11	2	2
長崎市	一般環境大気測定局	4	6	2	4	4	4	-	4	1	1	4	-	-	
	自動車排出ガス測定局	2		-	2	2	-	1	2	2	2	-	-	-	
佐世保市	一般環境大気測定局	5	7	5	5	5	5	-	5	-	-	5	-	-	
	自動車排出ガス測定局	2		1	1	2	-	2	2	2	2	1	-	-	
企業 電源開発 九州電力	一般環境大気測定局	22	23	22	22	20	10	-	20	-	-	22	-	-	
	気象局	1		-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
合計		47		41	45	44	30	3	44	6	6	44	2	2	

工．有害大気汚染物質調査の推進

大気汚染防止法の一部改正（H9.4.1施行）により、継続的に摂取さ

れる場合には人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となる物質のうち、健康リスクが高い22物質を優先取組物質と指定し、地方公共団体がモニタリングを実施する対象物質として指定されました。

本県では、平成9年度からベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等測定方法が確立している16物質についてのモニタリングを開始しました。

なお、平成10年度に有害大気汚染物質モニタリング指針が改正され、ダイオキシン類、水銀、ベンゾ〔a〕ピレンの3物質がモニタリング対象物質に追加されたことにより、平成10年度からこの3物質を追加した計19物質のモニタリングを実施しています。

さらに、平成12年度には、新たに測定法が追加された酸化エチレンを加え、現在はダイオキシン類を除く計19物質を測定しています。

課題

大気環境基準の維持達成に向けた工場・事業場からのばい煙等の排出抑制対策や、有害大気汚染物質の使用実態及び排出状況等の把握並びに削減対策等の指導の推進が必要です。

2 自動車排出ガス抑制対策の推進

現状・施策

(1) 自動車排出ガス測定結果〔環境政策課〕

自動車排出ガスの寄与が大きい二酸化窒素と一酸化炭素について、4か所（一酸化炭素は3か所）の自動車排出ガス測定局で継続して測定を行っています。

平成22年度は、二酸化窒素、一酸化炭素とも全ての測定局で環境基準を達成しています。

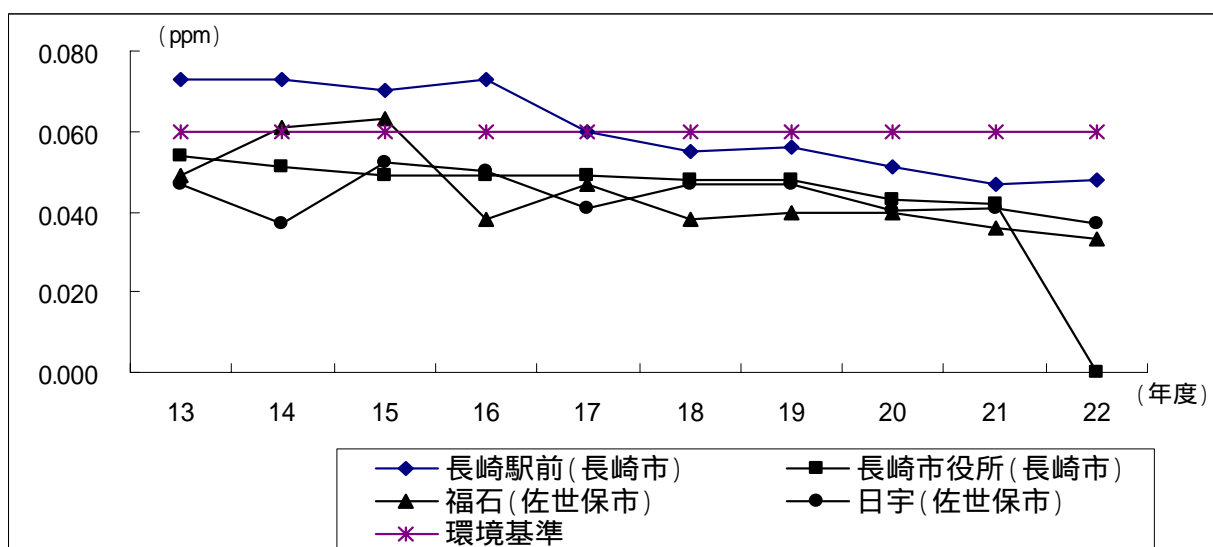


図1 1-2-1 二酸化窒素の98%値の経年変化

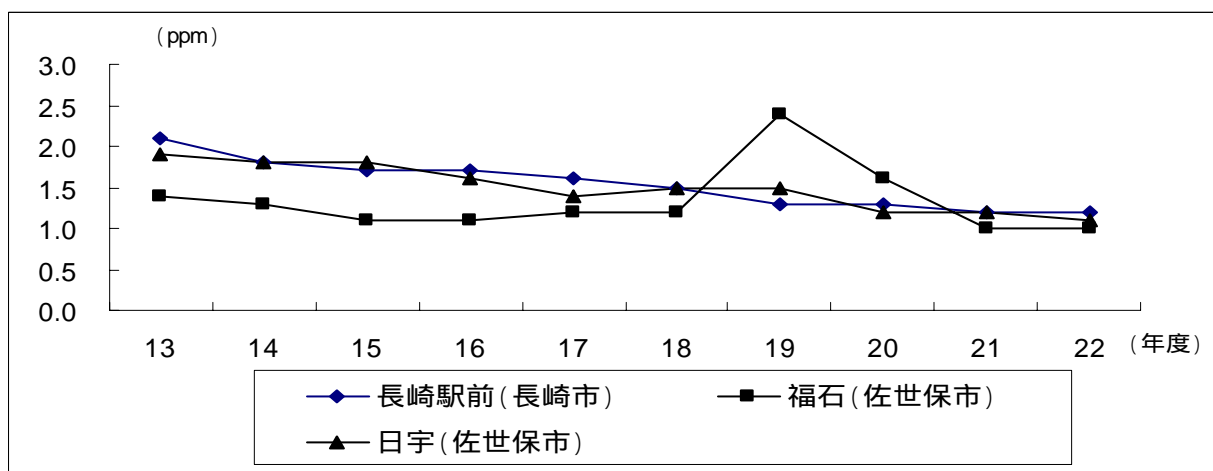


図1 1-2-2 一酸化炭素の2%除外値の経年変化

(2) 環境運転宣言の実施 [環境政策課]

平成 10 年 3 月に「長崎県自動車排出ガス対策推進協議会」が採択した環境運転宣言 < 不要なアイドリングはやめます > < 空ぶかし、急発進はやめます > < むだな荷物は積みません > を広く県民にアピールしています。

(3) マイカー自粛、公共交通機関の利用促進 [新幹線・総合交通対策課]

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィーク等の交通混雑緩和のため、ラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みました。

また、高齢者や身体障害者など誰もが安全にかつ便利に利用できるよう、低床バスの導入に対する支援を行いました。

(4) 物流の効率化 [新幹線・総合交通対策課]

トラック輸送による環境対策の一環として、低公害車導入の普及促進やアイドリングストップへの蓄熱マット等の普及促進への支援を行っています。

(5) 鉄道貨物輸送の利用促進 [新幹線・総合交通対策課]

鉄道貨物輸送の利用促進に関しては、現在、JR 貨物長崎駅がオフルールステーションとして位置づけられ、長崎駅と拠点駅(佐賀県鍋島駅)間の輸送はトラックで行われています。

(6) 交通網の充実 [道路建設課]

ア. 都市圏における円滑な交通確保のため、渋滞を緩和し、交通に起因する環境負荷を低減する道路網の充実に取り組んでいます。

具体的には、バイパス、環状道路、現道拡幅等による交通容量拡大策を県土 117 ヲ所で開催しています。

イ. 都市部を中心に一部の地域では、道路沿線に植樹帯を設け、良好な生活環境の創造を行っています。

(7) エコドライブ(省燃費運転)の推進 [交通局(県営バス)]

環境保全、燃料消費量の削減、さらには車内事故防止を目的に、アイドリングストップ、惰性運転、穏やかな発進・停車などのエコドライブを推進し、営業所別・車両別の燃費結果の確認、それを踏まえた乗務員への研修、個別指導等に取り組みました。

(8) 交通公害対策の推進 [長崎県警察本部]

ア. 交通規制 [警察本部交通規制課]

自動車の排気ガス、騒音等の交通公害を防止する観点から交通が輻

轉する交差点や国道等の交通量の多い道路については、交通規制の見直しを行いました。

表 1 1 - 2 - 3 交通規制の状況

規制種別	平成 2 1 年度中の実施状況		平成 2 1 年度末の累計	
	区間	延長 (m)	区間	延長 (m)
歩行者用道路	5	270	226	55,123
車両通行禁止	5	2,140	332	175,757
駐 車 禁 止	18	20,053	2,257	1,600,415
一 方 通 行	22	4,013	744	201,084
最 高 速 度	34	62,420	1,837	3,043,646

イ . 信号機の高度化 [警察本部交通規制課]

交通渋滞を解消し、自動車等からの排気ガス及び騒音等を減少させるため、信号機の表示調整、制御機能の高度化を図りました。

表 1 1 - 2 - 4 信号機の設置状況

区 分	設 置 数
平成 2 1 年度末の信号機数	2,275
平成 2 1 年度中の新設数	38
平成 2 1 年度信号機の高度化	改 良 52

ウ . 交通管制センターの効果的な運用 [警察本部交通規制課]

信号機を管制エリアに取り込み、交通管制センターのコンピューターで効果的に制御して、排気ガスによる大気汚染、騒音等の交通公害の防止に努めました。

表 1 1 - 2 - 5 交通管制センターの状況

年度区分	平成 2 1 年度中の実施数					平成 2 1 年度末累計				
	長崎	佐世保	諫早	大村	島原	長崎	佐世保	諫早	大村	島原
制御範囲 (路線延長)	0	1km (1,294)m	-	-	-	106 km	81 km	43 km	22 km	10 km
集中制御信号機	7	9	0	0	11	399	199	110	93	49
フリーパターン 式情報板	1	2	1	-	-	15	9	2	2	-

エ．交通指導取締り〔警察本部交通指導課〕

大気汚染、騒音及び振動など交通公害の原因となる整備不良車両運転違反・積載重量制限超過違反等の取締りを強化するとともに、暴走族等に対する指導取締りを強化しました。

課題

自動車排出ガス対策を推進するためには、自動車単体の構造・技術的課題や都市計画、運輸計画を含めた総合的な道路交通体系の整備面からの課題、さらには運転者一人ひとりの意識の問題等多岐に渡って施策を展開する必要があります。

マイカー自粛、公共交通機関の利用促進についての啓発を引き続き行うとともに、都市部においては、自家用車から公共交通機関に乗り換えるパーク・アンド・ライドや通勤シャトルバスの運行などを検討する必要があります。

市街地における車の走行速度は低いままであり、今後ますます公共事業費が減少することが予想され、財源確保が課題となっています。

都市部沿線では、用地取得が難航するケースが多く、植樹帯設置のための拡幅計画が理解されにくい傾向があります。

概ねエコドライブは実施されていますが、県営バス乗務員へ趣旨を徹底して更に実施率を向上させる必要があります。

第2節 水環境の保全

1 海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進

現状・施策

(1) 公共用水域の水質監視状況〔環境政策課〕

都市化・産業化の進展により、清流の枯渇、水質の悪化、地下水の減少等水循環の変化に起因する様々な問題が生じています。

そこで、水質汚濁防止法に基づき、知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視することとされており、毎年作成される測定計画に従って、県、長崎市及び佐世保市等関係機関が公共用水域及び地下水の水質調査を実施しています。

公共用水域については、県内の主要河川・湖沼及び海域の171地点で調査を実施しました。

県下の公共用水域の環境基準の維持達成状況を把握するための地点(「環境基準点」)数は135地点で、河川が55水域57地点、湖沼が1水域2地点、海域が14水域76地点です。

ア. 河川

生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)のうち、河川の水質汚濁の状況をBOD(生物化学的酸素要求量)の環境基準達成率で見ると、表1-2-1-1のとおりで、平成22年度は55水域中全て達成しています。主要河川のBOD75%値は図1-2-1-2のとおりです。

また、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)についても全ての測定地点で全項目とも環境基準を達成しています。

表1-2-1-1 河川におけるBODの環境基準達成率

年度	類型指定水域数	環境基準達成水域数	達成率(%)
17	57	49	86.0
18	57	55	96.5
19	55	53	96.4
20	55	55	100.0
21	55	55	100.0
22	55	55	100.0

注) 達成率 = 環境基準達成水域数 / 類型指定水域数 × 100

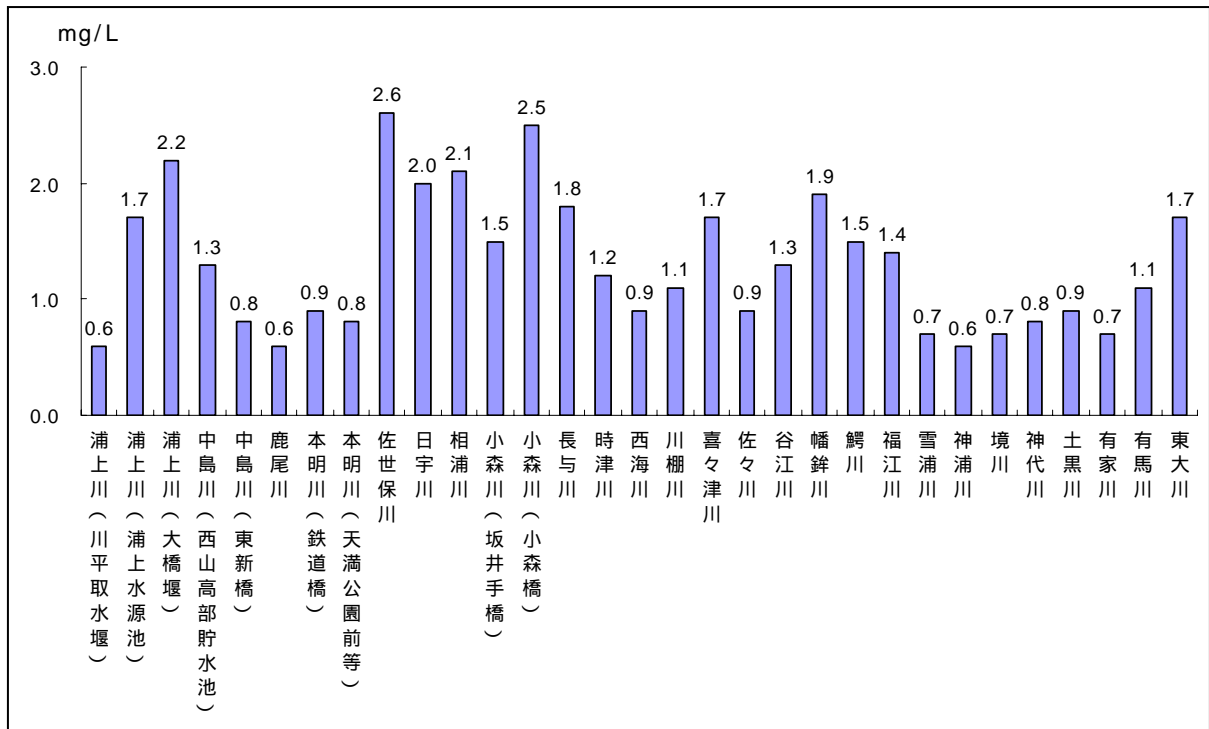


図 1 - 2 - 1 - 2 平成22年度 主要河川のBOD75%値

イ．湖沼

湖沼について、平成21年度から本明川（調整池）で水質監視を行っている。水質汚濁の状況をCOD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率でみると、1水域2地点が未達成で、環境基準達成率は0%でした。（CODの75%値はB-1で7.8mg/L、B-2で8.1mg/L（環境基準は5mg/L））

また、閉鎖性水域の富栄養化の指標とされている全窒素及び全リンについても1水域中1水域が未達成で、環境基準達成率は0%でした。

ウ．海域

海域の水質汚濁の状況をCOD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率でみると、表1-2-1-3のとおりで、76地点中22地点が未達成で達成率は71.1%でした。特に東大川河口水域、大村湾で汚濁がみられています（図1-2-1-4）。特に閉鎖性の強い大村湾では、昭和51年以降毎年環境基準を超過しています。

なお、閉鎖性の強い大村湾、長崎湾、佐世保湾、伊万里湾及び有明海の5海域について、赤潮の発生や魚介類への被害を招く富栄養化の防止を図るため、全窒素・全リンの環境基準の類型指定を行い、平成12年度よりその類型指定に基づく測定を開始しています。海域の全窒素及び全リンは11水域中、全リンが6水域で環境基準を達成できませんでした。

なお、人の健康の保護に関する環境基準については、全ての測定地点で全項目とも環境基準を達成しています。

表 1 - 2 - 1 3 海域におけるCODの環境基準達成率

年度 (平成)	類型指定 水域数	環境基準 達成水域数	達成率 a (%)	環境基準 点数	環境基準 達成地点数	達成率 b (%)
17	14	10	71.4	76	57	75.0
18	14	10	71.4	76	56	73.7
19	14	11	78.6	76	60	78.9
20	14	9	64.2	76	57	75.0
21	14	9	64.2	76	58	76.3
22	14	9	64.2	76	54	71.1

注) 達成率 a = 環境基準達成水域数 / 類型指定水域数 × 100

達成率 b = 環境基準達成地点数 / 環境基準点数 × 100

注 2) 海域の水質の状況については、国は水域数を基本とした達成率で評価しているが、本県では対馬海域、杵岐海域、五島海域、松浦海域、北松海域、西彼海域及び橘湾を含む広い水域が「長崎県沿岸海域」という1水域となり、各水域ごとの水質の状況が把握しにくいので、環境基準点数を基本とした「達成率 b」でも評価している。

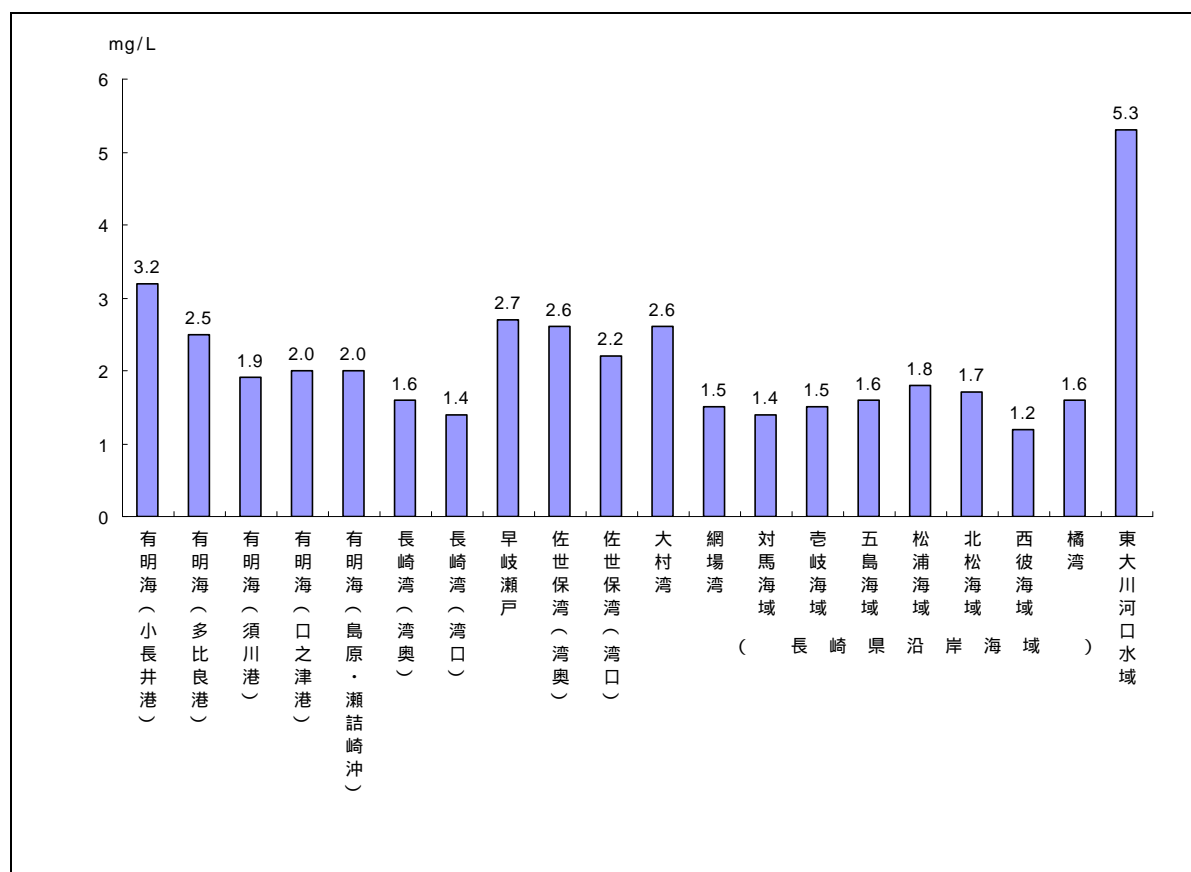


図 1 - 2 - 1 - 4 平成 22 年度 海域の COD 75% 値

(2) 地下水 [環境政策課]

地下水については、トリクロロエチレン等の人の健康の保護に関する項目について、地域の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する「概況調査」、概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚

染範囲を確認するために実施する「汚染井戸周辺地区調査」、及び汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の状態を継続して監視するために実施する「継続監視調査」に分けて実施しました。

ア．概況調査

長崎市及び佐世保市の2市の計32地点で調査を実施しました。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が佐世保市の1地点で超過しました。

イ．汚染井戸周辺地区調査

長崎市及び佐世保市の28地点で調査を実施しました。

総水銀が長崎市の2地点で超過しました。

トリクロロエチレンが長崎市の1地点で超過しました。

ほう素が長崎市の2地点で超過しました。

ウ継続監視調査

7市1町の計37地点で調査を実施しました。

砒素が、長崎市の1地点で超過しました。

総水銀が、長崎市の1地点で超過しました。

トリクロロエチレンが、長崎市の3地点で超過しました。

1,2 - ジクロロエチレンが、長崎市の1地点、佐世保市の1地点で超過しました。

テトラクロロエチレンが、大村市の1地点で超過しました。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、佐世保市の3地点、島原市の7地点、大村市の1地点、雲仙市の2地点及び南島原市の1地点の計14地点で超過しました。

(3) 海水浴場の調査〔環境政策課〕

海水浴場の水質調査は、県下の主要な25海水浴場で、開設前と開設中の2回、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD、透明度の4項目について実施し、調査結果は表1-2-1-5のとおりで、不適な海水浴場はなく、全体として概ね良好な水質を維持していました。

表1-2-1-5 平成23年度海水浴場の水質調査結果

水質の区分		平成23年度	
		開設中	開設前
適	水質AA	20(80.0%)	17(68.0%)
	水質A	5(20.0%)	8(32.0%)
可	水質B	0	0
	水質C	0	0
不適		0	0
計		25(100%)	25(100%)

(4) 大村湾水質保全対策〔環境政策課〕

大村湾は、南北に約2.6km、東西に約1.1km、面積約320km²、容積約4.7億m³の閉鎖性内湾であり、県本土の中央部に位置し古くから多くの人々に親しまれています。

大村湾の水質を化学的酸素要求量(COD)で見ると、平成22年度は全湾の平均値が2.6mg/lでした。大村湾の水質(COD75%値)は、近年、改善の傾向が見られますが、依然として環境基準(COD2.0mg/l)を超過した状態が続いており、継続した水質保全対策が求められます。

大村湾の水質汚濁対策としては、水質汚濁防止法及び長崎県公害防止条例による工場・事業場排水規制のほか、平成21年3月に策定した「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき大村湾の環境保全と再生を推進するため次の取組を実施しました。

1) 下水道の整備等による汚水処理人口普及率の向上

大村湾流域生活排水処理率 88.7% (平成22年度)

2) 環境学習・啓発事業

- ・ジャスコ大村店等での環境パネル展
- ・いさはやエコフェスタ
- ・小中学校教員を対象とした環境学習会の開催

3) スナメリ瓦版の発行

4) 大村湾貧酸素水塊観測情報システムの構築

5) 大村湾環境ネットワークによる地域連携の拡大

6) 関係機関との連携による対策

- ・人工海浜造成に向けた基礎調査 等

また、水質の環境基準達成を図るため、水質汚濁防止法第3条に基づく横出し排水規制(県条例改正：平成21年3月31日公布、平成21年10月1日施行)により産業廃棄物最終処分場の排水規制の強化を図っています。さらに「大村湾をきれいにする会(長崎市、佐世保市、大村市、諫早市、西海市、時津町、長与町、東彼杵町、波佐見町、長崎県)」では、毎年、湾内に浮遊するゴミを除去するとともに、住民に対し水質保全の啓発活動を行っています。

(5) 諫早湾干拓調整池の水質保全対策〔環境政策課〕

諫早湾干拓調整池の水質を化学的酸素要求量(COD)で見ると、平成22年度は平均値が8.0mg/lでした。

諫早湾干拓調整池の水質保全対策として、平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」(以下「第2期行動計画」という。)に基づき、調整池の恒久的な水質保全を図るとともに、新しく生じつつある水辺環境や生態系を住民とともに守り育み、自然豊かな水辺空間づくりを推進しました。

なお、第2期行動計画に基づき取り組んだ施策は、次のとおりです。

- 1) 下水道の整備等による汚水処理人口普及率の向上
諫早干拓調整池生活排水処理率 83.0% (平成22年度)
- 2) 二枚貝による調整池水質浄化の研究
- 3) 関係機関との連携による対策実施
 - ・水生植物等植生による浄化試験
 - ・アオコ除去装置の実証確認試験 等

また、調整池における水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水規制について、本明川(旧)流域において、「上乘せ排水基準」を昭和58年8月に設定していましたが、平成20年4月25日の同河川区域の拡大(本明川は調整池まで延伸した)により、上乘せ排水規制の対象を調整池流域の工場・事業場に拡大させ(平成20年7月28日条例改正(猶予期間3年間))、さらに平成21年3月に調整池に直接排水する排水規制項目として新たに化学的酸素要求量(COD)の項目を設定する条例改正(平成21年3月24日公布、平成23年7月29日施行)を行いました。

なお、その際、環境基本法に基づく環境基準類型指定(平成21年1月16日)を実施しました。

このことにより、調整池流域の工場・事業場は一律排水基準より厳しい規制を設けています。

(6) 島原半島地域地下水汚染対策

島原半島では、地下水の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度の環境基準(10mg/L)超過率が、県内の他地域に比べて高い傾向にあります。そこで、硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、総合的な対策を講じることを目的として、平成23年2月に「第2期島原半島窒素負荷低減計画」を策定し、関係行政機関と事業者団体が連携して、計画に掲げた対策を実施しています。

課題

河川は近年改善の傾向は見られますが、下水道等の生活排水処理施設の整備の遅れにより、市街地を流れる都市河川や都市周辺で開発が進む地域を流域に持つ河川等で水質の改善が進まないのが課題です。

湖沼(諫早湾干拓調整池)は、流域からの流入負荷と調整池内の潜在的な汚濁負荷が要因となっており、その改善が大きな課題です。

海域は、本県の場合、地形的に閉鎖性の強い海域を多く抱えていますが、この閉鎖性海域は海水の交換が悪いことに加え、生活排水等の流入が水質に大きな影響を与えておりその改善が課題です。

地下水については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が広域的に検出され、

一部の地域で環境基準を超過しており、今後の対策が課題となります。

陸域からの汚濁対策に加えて、今後、藻場の育成など自然が持っている水質浄化能力を活用した湾の直接浄化対策の研究、技術開発が必要です。

最近大村湾では、夏場の貧酸素水塊の発生により魚介類が大量に死滅し、水産業へ大きな被害をもたらしています。大村湾の水質・底質改善を急ぐとともに、貧酸素水塊発生をいち早く把握し、漁業関係者へ情報提供するシステムの構築が緊急の課題です。

諫早湾干拓工事が平成20年3月に終了して以降、調整池や干陸地には渡り鳥の飛来や葦の繁茂など新たな生態系が生じつつあり、これらを住民と守り育む活動を推進し、かつ、調整池の恒久的な水質保全を図るための施策が必要です。

2 生活排水対策の推進

現状・施策

(1) 生活排水対策の総合的推進〔環境政策課・水環境対策課〕

近年における公共用水域の水質汚濁の主な原因は、炊事、洗濯、入浴など私たちの日常生活に伴う生活排水が大きな要因となっています。

生活排水対策を推進するために、下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を推進するとともに、各家庭からの汚濁負荷を削減するため住民意識の啓発、住民による実践活動の推進等の対策を実施しています。

表1-2-2-1 平成22年度末生活排水処理施設整備状況

処理施設名	処理施設別人口内訳(万人)	
	長 崎 県	全 国
下 水 道	83 (78.0%)	9,304 (86.4%)
農業・漁業集落排水等	5 (4.9%)	344 (3.3%)
浄 化 槽	18 (16.5%)	1,059 (10.1%)
コミュニティ・プラント	1 (0.6%)	25 (0.2%)
計	107	10,531
総 人 口	144	12,123
汚 水 処 理 人 口 普 及 率	74.2%	86.9%

注：()内は、整備人口の総計に対する各施設の整備人口の割合。

なお、処理施設別人口は四捨五入のため、集計が合わないところもあります。

：全国の状況は、岩手県、宮城県、福島県の3県を除いた値。

(2) 下水道〔水環境対策課〕

ア．現状(平成22年度末現在)

A．普及率 57.8%

B．事業実施市町 9市6町

C．供用開始済み市町 9市7町

イ．施策

平成20年度の下水道普及率60%を目標とした「水澄むふるさとづくり構想」に基づき、市町事業に対する支援を行っています。

A．促進交付金

財政力の弱い市町に対し、事業費に応じた一定割合の支援を行っています。(平成22年度実績：2市)

(3) 浄化槽の普及促進 [水環境対策課]

本県では、生活雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処するため、浄化槽の設置及び整備の推進を図っています。

浄化槽の設置状況は、表 1 - 2 - 2 - 2 のとおり、その設置基数は年々増加しており、平成 22 年度は、前年度より 1 , 6 6 5 基増加し、総数で 4 7 , 5 7 3 基 (前年比 1 . 4 % 増) となりました。

ア . 浄化槽設置整備事業 (個人設置型)

浄化槽設置に対する補助制度は、昭和 6 0 年度から、閉鎖性水域である大村湾流域を対象にスタートし、平成 3 年度からは、補助対象を県下全域に拡大しています。平成 22 年度は、国庫補助と県費補助をうけて 1 8 市町が整備事業を実施し、1 , 8 4 2 基が整備されました。

イ . 浄化槽市町村整備推進事業 (市町村設置型)

平成 6 年度に市町村が設置主体となって浄化槽の整備・管理を行う浄化槽市町村整備推進事業が国において創設され、本県では、平成 1 4 年度から事業が実施されています。平成 22 年度は県内 3 市町において、2 6 基の浄化槽が整備されました。

また、平成 1 7 年度からは、生活排水処理対策等を緊急に促進する必要がある地域の当該事業に県費補助を行っています。

表 1 - 2 - 2 - 2 各年度別浄化槽設置基数 (基、%)

		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
みなし 浄化槽	基数	21,986	21,733	21,276	20,489	19,773	18,895	17,365
	構成比	(37.2)	(35.2)	(33.8)	(32.0)	(30.4)	(28.7)	(26.7)
浄化槽	基数	37,162	39,991	41,664	43,612	45,200	46,908	47,573
	構成比	(62.8)	(64.8)	(66.2)	(68.0)	(69.6)	(71.3)	(73.3)
合 計		59,148	61,724	62,940	64,101	64,973	65,803	64,938

みなし浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽で平成 1 3 年 4 月 1 日以降の新設は禁止されている。

(4) 漁業集落排水施設の整備 [漁場漁港課]

漁業集落は、漁業者を含めた住民の生活の場であり、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁業地域の中核をなしていますが、その立地条件等から下水道等生活基盤の整備が立ち後れており、漁港及び周辺水域の水質の悪化が進んでいる状況です。よって、漁業集落の生活環境の改善を図るとともに、漁港及び周辺水域の水質浄化を図るため、汚水処理施設の整備を進めることとし、平成 22 年度は、壱岐市芦辺地区において漁業集落排水施設の整備を実施しました。

(5) 農業集落排水事業の整備 [水環境対策課]

県では平成 9 年 3 月に策定した「長崎県下水道等整備構想」を平成 17 年 12 月に見直し、農業集落地域の約 6 万人を対象として、農業集落排水事業を実施することとしています。

平成 22 年度は、諫早市の小野島川内・宗方地区、伊木力・元釜地区の 2 地区において、農業集落排水施設の整備を実施しました。

(6) 諫早湾干拓事業関連水質保全緊急対策資金利子助成事業

[諫早湾干拓課]

諫早湾干拓調整池の水質保全対策のひとつとして、流域における農業集落排水施設への接続に伴う宅内配管工事費用等の負担軽減を図りました。

ア . 平成 22 年度実績

A . 諫早市 (旧諫早市) 34 , 490 円

課題

生活排水の処理率を高めるためには、地域住民の生活排水対策への理解と協力のもと、下水道や農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽等の一層の普及促進が重要です。

汚水処理施設の整備は全国と比較すると遅れており、水環境保全のためにも整備を進める必要がありますが、未実施の所は離島地域や半島地域で財政力の弱い市町が多く、なかなか整備速度が上がらない状況です。

浄化槽の設置を計画的に進めていくためには、市町が設置・管理を行う浄化槽市町村整備推進事業を推進する必要があります。

漁村については、依然、都市部との格差は大きく、今後、さらなる整備促進が必要です。

本県の農業集落排水事業は、水質保全を図る必要がある大村湾や諫早湾干拓調整池などの閉鎖性水域周辺を中心に進めています。今後は、離島地域を含めた県下全域での整備を進めていく必要があります。

3 工場・事業場等排水対策の推進

現状・施策

(1) 工場・事業場の監視状況〔環境政策課〕

水質汚濁防止法及び長崎県未来環境条例に基づき、工場・事業場に立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を確認するとともに、排水基準に違反し又は違反する恐れのある事業場については、改善の指導及び勧告、さらには改善命令等の行政措置を行っています。

平成22年度においては、法に規定する特定事業場において、82件の改善指導を行い、改善勧告が1件、改善命令が1件ありました。

また、環境基準を達成できず、水質が悪化している閉鎖性海域である大村湾流域等の工場・事業場については、条例に基づき法令よりも厳しい上乘せ排水基準や横出し排水基準を適用する指定施設に指定して、水質汚濁防止の強化を図っています。

さらに、有害物質については、県下の取扱い事業場の立入検査を実施し、排水処理や地下水汚染の未然防止等について監視指導を行っています。

平成21年度における特定事業場及び指定施設に係る監視指導状況は表1-2-3-1のとおりです。

表1-2-3-1 特定事業場等の立入検査実施状況(平成22年度)

ア．特定事業場（長崎市・佐世保市を含む）

特定事業場数	排水基準適用事業場数	立入検査件数	改善指導件数	改善勧告件数	改善命令件数
6,182	595	1,346	82	1	1

イ．指定施設設置事業場（長崎市・佐世保市を含む）

指定事業場数	排水基準適用事業場数	立入検査件数	改善指導件数	改善勧告件数	改善命令件数
671	61	186	0	0	0

課題

年々増加している対象事業場において、法で規定されている排水基準等の遵守が徹底されるよう、効率的で効果的な事業場監視の実施が課題です。

4 水の循環利用

現状・施策

(1) 雨水・再生水の利用 [水環境対策課]

水の循環利用とは、雨水や再生水を利用して、工場、ビル、住宅やこれら施設が集まった一定の地域において、飲用に供する水までの水質を要しない雑用水として、トイレ洗浄水、樹木への散水、洗車等に利用することをいいます。

県では、雨水、再生水の利用施設について、公用または公共用の建築物には積極的に導入を図るとともに、市町や民間施設、個人住宅等においても導入を進めるよう、「雨水利用のすすめ」、「再生水利用のすすめ」、「節水機器利用のすすめ」の啓発用冊子を作成し、市町等への啓発に努めています。

また、安定した水道事業を継続するため、経営基盤が弱い簡易水道事業については、簡易水道を管路により上水道へ連結するなどの方法により、事業統合を推進しています。

表1-2-4 1 水道水の目的別内訳

使用目的別	1日平均使用量 (トン/日)	構成比 (%)	備考
洗濯	75,526	25.6	
風呂	99,127	33.6	
炊事	59,004	20.0	
トイレ	25,962	8.8	
洗面、その他	35,403	12.0	
生活用水計	295,022	100.0	63.4
その他業務用等	170,656		36.6
合計	465,678		100.0

(平成21年度長崎県水道事業概要からの推計値)

(2) 水源地域整備事業、防災の森林づくり事業 [森林整備室]

水資源に乏しい本県において、県土の60%を占める森林は良質な水の供給源であり、水を育む緑のダムとして重要です。

近年の森林生産活動の長期的停滞により、水資源のかん養等の森林がもつ公益的機能の低下した森林が増加しており、水資源確保上重要な水源森林の整備を図り、森林の持つ水源かん養機能の高度化、及び良好な森林水環境の形成を図ります。

ア．平成 22 年度実施状況

A．水源地域整備事業	10 箇所	事業費	571,751 千円
治山ダム 9 基、森林整備	84.0 ha		
B．防災の森林づくり事業	6 箇所	事業費	17,147 千円
森林整備	61.7 ha		

課題

新たに建設される公共用建築物には、雨水利用設備等の導入が図られていますが、民間施設、家庭への導入については、今後市町と連携し促進していきます。

荒廃した森林の整備を図るとともに、林業不振の中で木材を積極的に利用することで、森林所有者の林業に対する意欲の向上を図り、併せて、上流域の森林の重要性について広く理解を得る必要があります。

第3節 土壌・地盤環境の保全

1 土壌環境の保全

現状・施策

(1) 土壌汚染の現状〔環境政策課〕

土壌汚染は地下水汚染と密接に関連し、地下水を生活用水や飲用水として利用している地域では、生活環境や健康被害に直結した大きな問題となります。

本県では、次の(2)のとおり、対馬の佐須地区で農用地汚染が確認され、土地改良が行われました。

一方、健康被害対策については、昭和41年から佐須地区住民に対して住民健康調査を実施し、昭和43年以降からは国が示した健康調査方式に基づき住民健康調査を実施してきました。長崎県では、平成11年度までに延べ8,023名(要観察地域6,892名、対照地域1,131名)の住民健康調査を実施しました。

なお、昭和52年から要経過観察者に対する健康調査を県の事業として実施してきましたが、この事業は、平成11年度で終了しました。

現在は、特に大規模な土壌汚染は発生していません。

(2) 対馬における農用地のカドミウム汚染の現状と対策〔農業経営課〕

昭和40年代後半に対馬市巖原町の佐須地区では、長年の鉱業活動に伴う重金属による農用地の汚染が確認され、55.05haが「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、農用地土壌汚染対策地域に指定されました。鉱害防止工事は昭和48年から継続して実施され、昭和55年にすべて完了しました。また汚染が確認された農用地においては、昭和59年から62年にかけて、県営の公害防除特別土地改良事業が実施されました。事業完了に伴い昭和59年から昭和62年にかけて4回に分けて全地域が指定解除され、解除後も土壌汚染防止のために現在に至るまで、定点を設け継続的に調査を行っています。

また、近年、気候等環境の変化に伴う大雨災害の頻発により、山林や河川からの土砂流入の被害が起こっている農地について、再汚染防止の為の調査も実施しています。

H22	定点調査	2地点	基準値を上回る玄米の検出なし
-----	------	-----	----------------

(3) 土壌汚染対策法施行への対応〔環境政策課〕

平成15年に、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする「土壌汚染対策法」が施行されて以来、土壌汚染に対する関心は高まり、法律に基づ

かない土壤汚染の発見の増加、汚染土壤を掘り出す掘削除去に偏重、汚染土壤の不適正処理、といった課題が明らかになりました。

そこで、これらの課題の解決を目的として、平成22年4月から、改正された土壤汚染対策法が施行されました。

一定規模以上の形質変更（切土や盛土）を行う土地に土壤汚染のおそれがある場合や、有害物質使用特定施設を廃止する場合、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認める場合には、当該土地所有者は土壤調査を実施し、県知事へ報告することになっています。土壤調査で指定基準を超える有害物質が判明した場合、県知事はその土地に関して区域を指定し、汚染土壤の除去等の措置を講じることを指示することになっています。

本県（長崎市、佐世保市を含む）においては、土地の形質変更を行う際に届出が必要な、形質変更時要届出区域が3ヶ所指定されています。今後も、同法に基づき土壤汚染対策に取り組んでいく方針です。

（４）農業生産と環境対策〔農業経営課〕

ア．環境保全型農業の推進

農業は食糧の供給の機能のほか、国土の保全や環境の保全といった多面的機能を有しています。平成11年7月「食料・農業・農村基本法」が制定され、その理念及び施策の中で、農業の持続的な発展のためには、農業の自然循環機能の維持増進が重要とされました。関連法律として「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」(以下「持続農業法」)が制定されました。

また、平成17年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、農業生産の全体の在り方を環境保全に貢献する営みに転換していくことが示されました。

本県では、「長崎県環境保全型農業推進基本方針」(平成6年3月)及び長崎県持続性の高い農業生産方式の推進方針(平成12年4月)を策定し、現行農業技術を評価した上で、有機質資源の有効利用による土づくりを基本とし、化学肥料・農薬の適正使用により、土壤、地下水等の自然・農業生産環境の保全を推進してきました。

課題

現在、県内で特に大規模な土壤汚染は発生していませんが、一部の地域でテトラクロロエチレン等有機塩素化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地下水汚染が確認されています。

本県では平成12年4月に「持続農業法」に基づいて「長崎県持続性の高い農業生産の導入に関する指針」を策定しました。持続性の高い農業生産方式(土作り、化学肥料低減技術及び化学農薬低減技術を一体的に行う)の導入

をする農業者を、「持続農業法」に基づきエコファーマーとして認定を推進します。

一定規模以上の土地の形質変更を行う際の事前届出や、汚染土壌を拡散させないことで健康リスクを低減させるといった、改正土壌汚染対策法の制度及び趣旨の周知が課題です。

2 地盤環境の保全 [環境政策課・水環境対策課]

現状・施策

諫早市の沖積層からなる地域では、地下水の汲み上げにより地盤沈下が発生した地区がみられます。

現在、地盤沈下の進行は確認されていませんが、当該地域では、水道用水、農業用水、工業用水等地下水の利用が継続されており、今後も地下水位の動向には注意が必要です。

第4節 廃棄物・リサイクル対策の推進

1 廃棄物の発生抑制

現状・施策

(1) 一般廃棄物〔廃棄物対策課・未来環境推進課〕

廃棄物の発生を抑制するためには、発生・排出段階での抑制と中間処理施設による減量化が必要です。

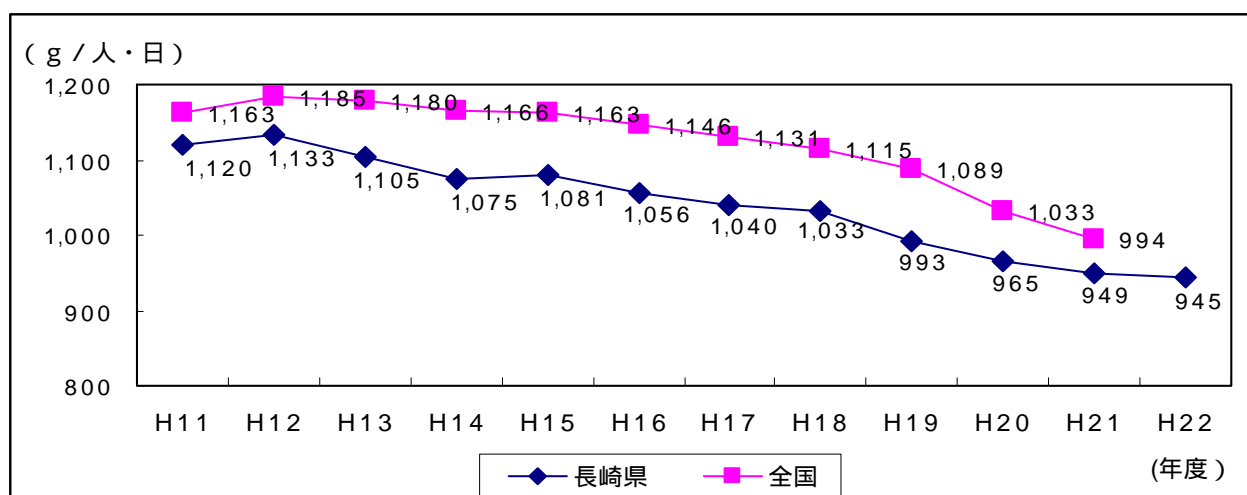
市町においては、ごみ処理手数料の有料化、各家庭による生ごみのコンポスト化などを実施することで発生抑制を図り、併せて、収集したごみから資源化物を選別しリサイクルすることで、焼却量や最終処分量の減量化に努めています。

県では、ごみの発生抑制と減量化について、県民の意識向上を推し進めるため、ごみ減量化・リサイクル等に関する各種広報を行い、また、身近にできる取り組みとして「マイ・バッグ・キャンペーン(買い物袋持参運動)」や生ごみの減量化・リサイクル運動などを推進しています。

ア. ごみ処理

長崎県における一人一日あたりのごみ排出量は減少傾向にあり、平成21年度の各都道府県民一人一日あたりの排出量(949グラム)についてみても少ない方から16番目で、全国平均値よりも45グラム少ない結果となっています。

図1 4 1 1 一人一日あたりのごみ排出量の推移



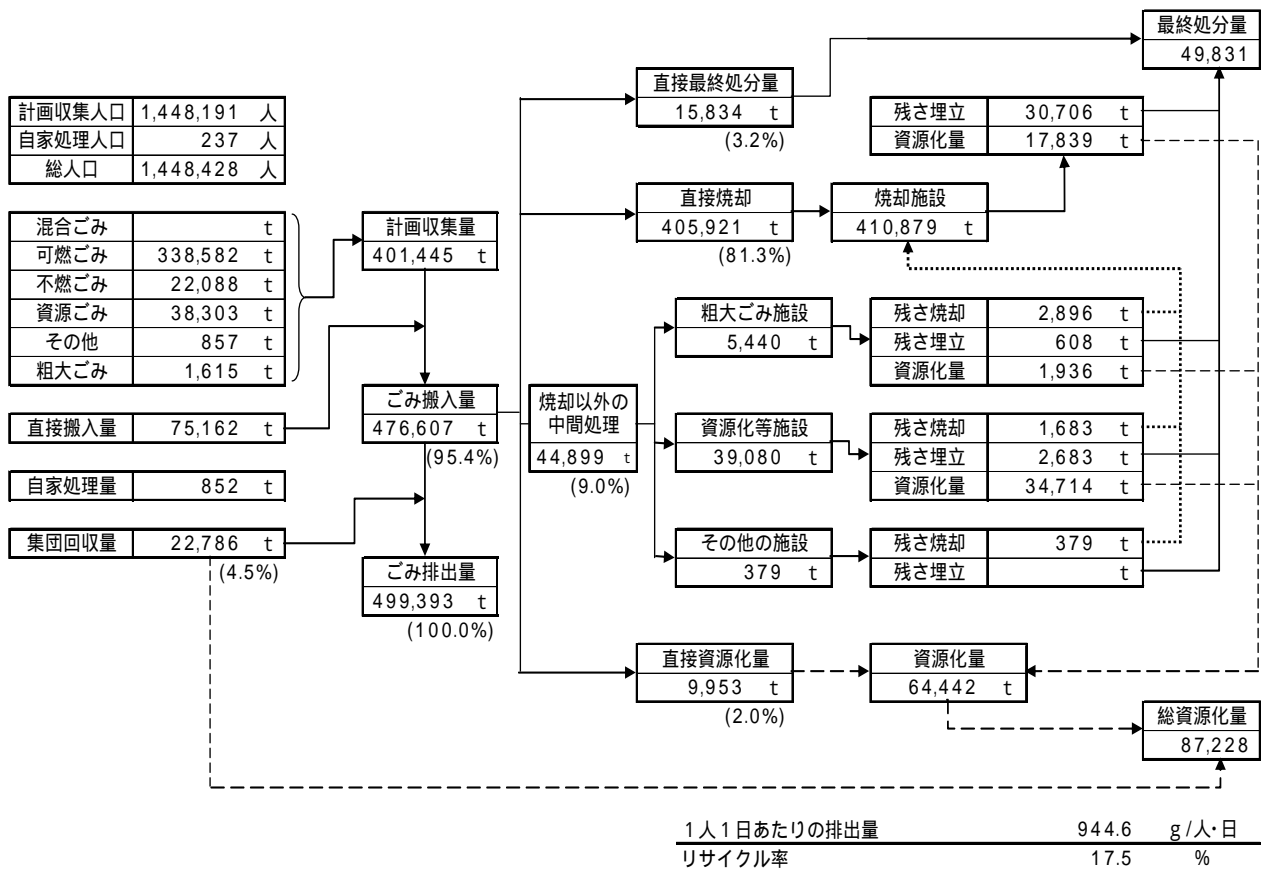
ごみ処理の体系を図1-4-1-2に示します。平成22年度(速報値)におけるごみの排出量は約499千トンであり、前年度に比べて約6千トン(1.1%)減少しています。

平成22年度のごみ処理については、全排出量の95.4%が市町

等で計画的に処理されており、その内訳を全排出量に対する比率で見ると直接焼却 81.3%、焼却以外の中間処理 9.0%、直接埋立処分 3.2%、直接資源化 2.0%となっています。また、全排出量の 4.5%は集団回収により資源化されています。

平成 21 年度のごみ処理事業費は、処理施設の建設・改良費と処理及び維持管理費に分けられ、処理及び維持管理費の処理単価は 1 トン当たり 4 2 千円、年間一人当たり 1 4 千円となっています。

図 1 - 4 - 1 - 2 ごみの処理系統 (平成 22 年度)



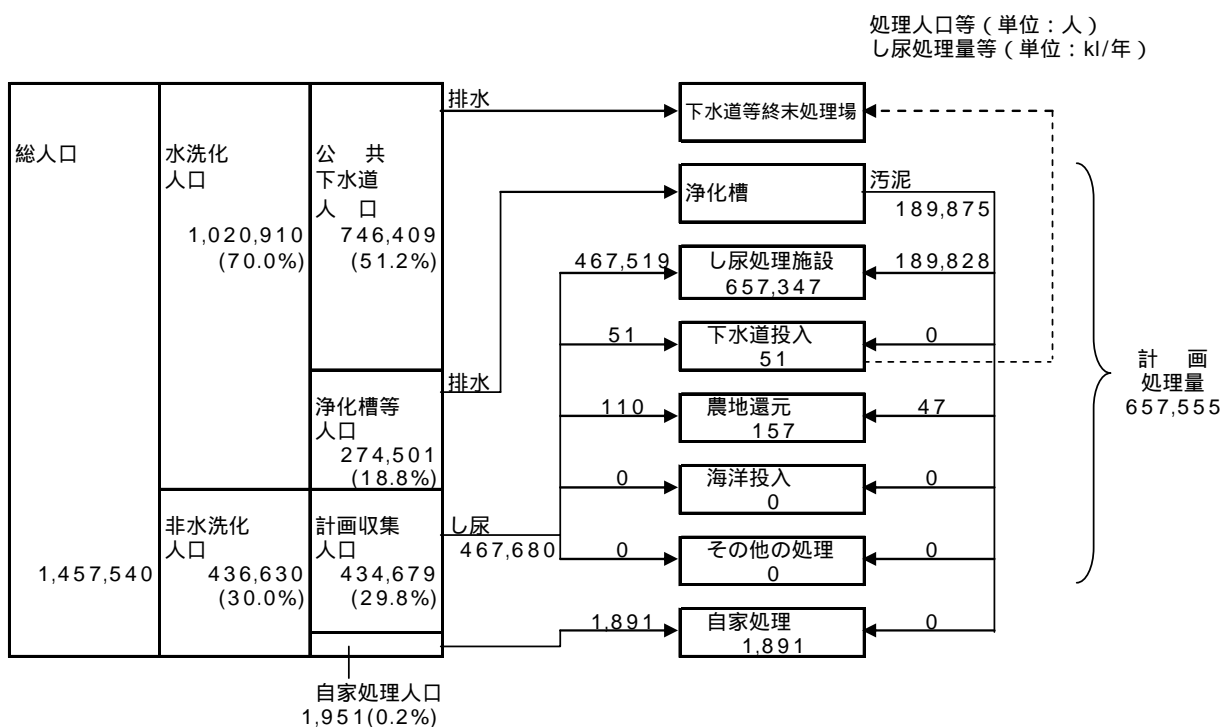
ごみ排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量
 計画収集量: 市町等によって収集されたごみ量
 直接搬入量: 住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量
 集団回収量: 自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量
 1人1日あたりの排出量 = ごみ排出量 ÷ ごみ収集を行っている区域の人口 ÷ 年間日数
 リサイクル率 = 総資源化量 ÷ ごみ排出量 × 100

イ. し尿処理

平成 21 年度における処理人口と処理系統を図 1 - 4 - 1 3 に示します。水洗化人口の割合は、70.0%で、そのうち、公共下水道が 51.2%、コミュニティ・プラントや浄化槽によるものが 18.8%となっています。水洗化率は、公共下水道等の普及に伴い、前年度より 1.2%増加しています。

また、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設（99.68%）、農地還元（0.02%）、下水道投入（0.01%）で処理されています。

図 1 - 4 - 1 - 3 し尿処理の状況（平成 22 年度）



[計画処理量（含む浄化槽汚泥）] = + + + + = 657,555kl a
 [総処理量（計画処理量+自家処理量）] = + + + + + = 659,446kl b
 [し尿処理施設及び下水道投入による処理率] = (+) ÷ a = 99.98%
 [1人1日当たりし尿計画処理量] = (a - 浄化槽汚泥189,875) ÷ ÷ 365日 = 2.95^{kg}/人・日
 [1人1日当たりし尿排出量] = (b - 浄化槽汚泥189,875) ÷ ÷ 365日 = 2.95^{kg}/人・日
 [1人1日当たり浄化槽汚泥計画処理量] = (浄化槽汚泥189,875) ÷ ÷ 365日 = 1.90^{kg}/人・日
 [1人1日当たり浄化槽汚泥排出量] = (浄化槽汚泥189,875) ÷ ÷ 365日 = 1.90^{kg}/人・日

（ 2 ） 産業廃棄物 [廃棄物対策課]

ア . 排出状況

平成 22 年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成 20 年度の産業廃棄物の総排出量は、約 450 万トンと推計されます。

排出量を業種別にみると、農業・林業（動物のふん尿等）約 173 万トン（38.4%）、電気・ガス・水道業（ばいじん、汚泥等）約 172 万トン（38.1%）、建設業（がれき類等）約 70 万トン（15.5%）、製造業（汚泥等）約 31 万トン（6.9%）となっています。

このうち約 156 万トン（34.6%）が排出事業者や処理業者により減量化されています。減量化の内訳は、種類別にみると電気・ガス・水道業及び製造業から排出される汚泥の脱水が大半を占めています。

図 1 - 4 - 1 - 4 産業廃棄物の業種別排出量（平成 20 年度）

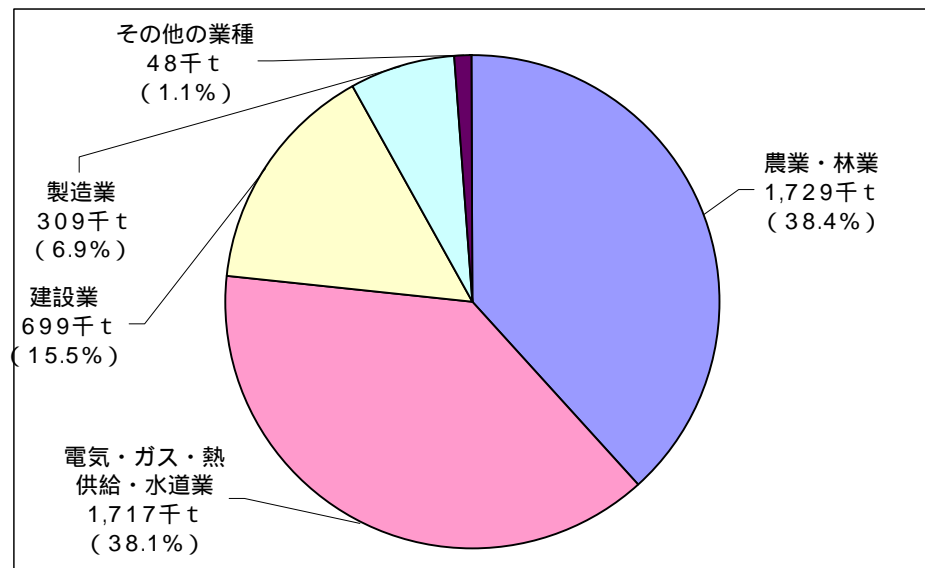
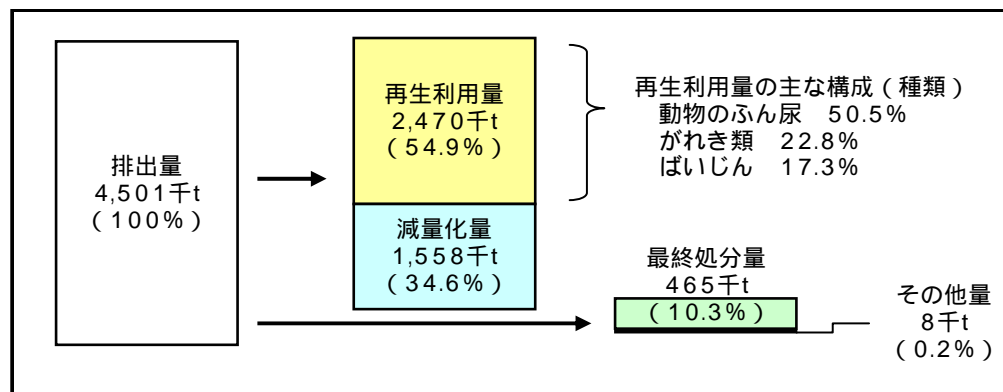


図 1 - 4 - 1 - 5 産業廃棄物の処理の状況（平成 20 年度）



（ 3 ） 産業廃棄物（園芸用廃プラスチック）〔農産園芸課〕

産業生産資材における園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進のため、「園芸用等廃プラスチック適正処理推進地区別協議会」を 5 地区で開催し、適正処理の啓発活動に取り組みました。また、関係者による「適正処理研修会」を実施し、回収処理体制の整備、回収率向上を図り、平成 22 年度において、回収量は 4,580 t、回収率は 93%と向上しました。

(4) 県庁エコオフィスプランによる実施〔未来環境推進課〕

平成12年度からの「第1次長崎県温暖化対策実行計画」に引き続き、平成22年度に策定した「第3次県庁エコオフィスプラン」に基づき、県の事務事業に伴って発生する廃棄物の発生量の抑制と再資源化のため、数値目標を掲げ取り組んでいます。平成22年度の廃棄物発生量は1,960トンで基準年度(平成21年度)に対して7.9%増加しました。

増加した理由としては、一部機関において、執務室等の閉鎖や場所の変更等に伴い、粗大ゴミをまとめて廃棄処分したことなどが考えられますが、今後とも県庁エコオフィスプランに基づく取り組みの徹底に努めます。

課題

廃棄物の排出抑制対策を一層進めていく必要があります。

県の事務事業に伴って発生する廃棄物の発生量をさらに抑制するため、両面コピーの徹底や裏紙の再利用など、県庁エコオフィスプランに基づく取り組みを徹底する必要があります。

2 リサイクルの推進

現状・施策

(1) 一般廃棄物〔廃棄物対策課・未来環境推進課〕

一般廃棄物のリサイクルについては、主に、資源ごみの分別収集、資源化施設による資源回収及び集団回収により取り組まれています。

平成22年度(速報値)のリサイクル率は17.5%で、前年度から増加していますが、21年度の全国平均(20.5%)と比較すると、3.0ポイント低い値となっています。

ア. リサイクル目標の設定

平成18年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」において、ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するため、将来の目標値を設定しました。

(平成11年度実績)再生利用量	6	万トン
排出量に占める割合	9	%
(平成22年度目標)再生利用量	13.5	万トン
排出量に占める割合	24	%

イ. 資源ごみの分別収集

平成9年に施行された「容器包装リサイクル法」に基づき一般家庭のごみから資源ごみ(びん・缶・ペットボトル・プラスチック及び紙製容器包装・段ボール・飲料用紙パックなど)を分別収集することにより資源の再生利用を推進しています。

平成22年度(速報値)は、容器包装廃棄物(10品目)を含めた一般廃棄物全体の分別数には、22分別から6分別までと幅があるものの、全市町において分別収集が実施されており、空き缶やペットボトルなどの容器包装廃棄物は、約30,036トン(H22年度(速報値))が容器包装リサイクル法に基づき収集されました。

ウ. 資源化施設による資源回収

市町は、収集したごみの中から、リサイクルセンターやストックヤードなどの資源化施設等において資源化物の回収(民間業者への委託を含む)を行っています。

平成22年度(速報値)の資源化量は64,442トンとなっており、内訳は紙類12,324トン、金属8,008トン、ガラス類10,190トン、ペットボトル3,144トン、プラスチック類8,119トン、布類767トン、その他が6,239トンです。

また、焼却施設などで溶融スラグ14,576トン、固形燃料554トン、肥料521トンが製造されています。

エ．集団回収

集団回収は、以前から町内会や子ども会などによって行われており、その売却収入は団体の活動資金等に利用されています。大半の市町では、地域の自主活動の促進とごみ減量化・リサイクルの促進が図られることから、これらの団体による集団回収活動に対し助成金を交付して集団回収の促進を図っています。

平成22年度（速報値）の回収量は、22,786トンとなっており、内訳は、紙類21,077トン、金属824トン、ガラス類538トン、ペットボトル1トン、プラスチック類7トン、布類171トン、その他が168トンとなっています。

オ．民間団体等との協働による生ごみのリサイクルの推進

生ごみの減量化を推進するため、県が「NPO法人大地といのちの会」に委託して育成した生ごみ減量化リーダーが、県内各地で保育園・幼稚園、小・中学校や公民館等で、生ごみの堆肥化とそれを活用した野菜づくりの実践指導を、延べ679回実施しました。

（2）産業廃棄物〔廃棄物対策課〕

ア．資源化

資源化量は、発生する不要物等のうち有償物として回収される量と産業廃棄物として排出された後再生利用される量との合計です。

平成22年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成20年度の有償物量は約29万トン、再生利用量は約247万トンであり、合計約276万トンが資源化されています。

（3）家畜排せつ物の利用の現状と施策〔畜産課〕

家畜ふん尿を適正に管理し、堆肥として有効利用することは、資源の有効活用の観点から重要であり、環境への負荷の少ない資源循環型農業に資するものです。

平成11年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、一定規模以上の畜産経営者に対して、国が定める基準に基づく家畜ふん尿の適正管理が義務づけられることとなったため、県では実態調査等を踏まえ、「長崎県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」を策定し、施設整備を推進した結果、法律に対応する体制が整いました。今後については良質堆肥の生産、堆肥の広域流通など有機性資源の循環利用を推進します。

ア．ハード事業

A．県単独事業による施設・機械整備 7箇所

事業名	市町名	事業実施主体名	事業内容
ながさき養豚振興計画推進事業	西海市	長崎西海養豚生産組合	家畜排せつ物処理利用施設・機械
	雲仙市	吾妻土作り堆肥利用組合	家畜排せつ物処理利用施設・機械
	雲仙市	奥広野堆肥生産組合	家畜排せつ物処理利用施設・機械
	五島市	有限会社草野ファーム	家畜排せつ物処理利用施設・機械
島原半島良質堆肥広域流通促進事業	雲仙市	橘堆肥組合	堆肥流通用施設・機械
	雲仙市	上本飼料生産組合	堆肥流通用施設・機械
	南島原市	鍛冶屋敷堆肥組合	堆肥流通用施設・機械

イ．ソフト事業

- ・長崎県資源循環型畜産確立推進指導協議会の開催 2回
- ・畜産経営環境保全実態調査 1回

種類	水質汚濁	悪臭	害虫	水質汚濁と悪臭と害虫	悪臭と害虫	その他	計
件数	10	9	0	6	3	10	38

(4) 資源のリサイクルに関する調査研究〔科学技術振興課〕

平成20年度から雲仙市で温泉熱を利用した余熱利用型BDF（バイオディーゼル燃料）製造装置の開発研究を実施し、平成21年3月に同市小浜町に製造装置を設置しました。

平成21年度からは、本装置により、市内で発生する廃食用油から燃料を試験製造し、燃料の品質分析、燃焼試験を実施しています。また、雲仙市内外の関係者からなる研究会を設け、廃食用油の回収方法や製造した燃料の利用方法を含めた本装置の利活用システムの構築に向け取り組んでいます。

課題

ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するためには、「長崎県廃棄物処理計画」で定めた基本目標や、具体的な数値目標を確実に達成していくことが重要です。

そのためには、県民、事業者、行政が互いに協力しながら役割を分担して、各種施策を展開していく必要があります。

現状の一般廃棄物リサイクル率が全国平均に比べ低いため、住民と連携した分別回収システムの整備を図るなど、より一層の取り組みが必要です。

産業廃棄物の減量化やリサイクルに取り組む事業者への支援やリサイクル製品の普及促進を図る必要があります。

家畜排せつ物法が施行されてから、家畜ふん尿の堆肥化处理が進み、土づくりに有効利用されていますが、地域によっては適正量を超える堆肥が農地に投入されているケースもあり、地下水への影響が心配されています。このため、地域内の堆肥需給の適正化に向けて、地域を越えた堆肥の広域流通やバイオマスとしての利活用の促進が求められています。

農業分野のリサイクルを推進する上では、未利用資源の有効活用法について試験研究を継続する必要があります。また、地域リサイクルを推進するために有機性未利用資源の発生状況を調査し、地域内においてのリサイクルの確立を図る必要があります。

資源化される廃棄物の利用を促進するため、公共工事における資材調達が再生資源により行われるよう取組を進めていく必要があります。

グリーン購入法（通称）による環境物品の購入拡大が必要です。

地域住民、中小の事業者等が容易に継続して取り組める技術開発や仕組みづくりが必要です。

3 廃棄物の適正処理の推進

現状・施策

(1) 一般廃棄物〔廃棄物対策課、水環境対策課〕

ア．一般廃棄物処理計画

市町は、ごみ及び生活排水の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理計画を策定しなければならないことになっています。

ごみ処理施設や最終処分場の計画的整備とともにごみの排出抑制や再資源化の推進がより一層必要となっています。加えて、台所、風呂等から排出される生活排水に対する処理の重要性が高まっている中で、生活排水対策をさらに計画的、総合的に推進することが必要になっています。

県は、平成18年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」の見直しを行い、平成23年度を始期とする新たな計画を策定し、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

イ．一般廃棄物処理施設の整備

A．施設整備状況

一般廃棄物処理施設の整備状況は、表1-4-3-1のとおりです。一般廃棄物を適正に処理するため、「長崎県廃棄物処理計画」、「長崎県ごみ処理広域化計画」や市町の「一般廃棄物処理計画」、「循環型社会形成推進地域計画」等に基づいて、今後も処理施設の計画的な整備を推進します。

表1-4-3-1 一般廃棄物処理施設（平成23年3月31日現在）

施設区分		施設数	処理能力等計	
ごみ焼却施設 (稼働施設のみ)	全連続式	8	1,628	t/日
	准連続式	4	277	t/日
	機械化バッチ式	12	155	t/日
	計	24	2,060	t/日
最終処分場		28	2,431,033	m ³
粗大ごみ処理施設		2	80	t/日
資源化施設		17	216	t/日
し尿処理施設	し尿処理施設	35	1,994	k ² /日
	コミュニティ・プラント	12	4,618	m ³ /日

廃棄物処理施設を整備する場合、国庫交付金制度（循環型社会形成推進交付金：環境省）が設けられており、平成22年度は8市町・1組合が、同制度を活用して計画・設計や施設整備を行いました。
このほかの老朽化施設についても、引き続き、計画的に更新していくこととしています。

表1-4-3-2 廃棄物処理施設整備国庫交付金事業の実績（平成22年度）

（単位：千円）

事業・施設の区分	設置主体	規 模	事業年度	H22年度 交付金額
施設整備に関する計画支援事業 （エネルギー回収推進施設）	長崎市	300t	H20～24	23,131
エネルギー回収推進施設	吉崎市	26t/日	H20～23	255,269
マテリアルリサイクル推進施設		3.6t/日	H20～23	67,396
有機性廃棄物リサイクル推進施設		96KL/日	H20～23	502,500
最終処分場		6,400m ³	H21～23	70,497
有機性廃棄物リサイクル推進施設	西海市	74KL/日	H20～23	200,328
施設整備に関する計画支援事業 （マテリアルリサイクル推進施設） （エネルギー回収推進施設）		-	H20～22	2,893
マテリアルリサイクル推進施設 （ストックヤード）	南島原市	150m ²	H22	19,706
マテリアルリサイクル推進施設 （ストックヤード）	新上五島町	400m ² 300m ²	H20～23	114,208
施設整備に関する計画支援事業 （ストックヤード）		-	H20～22	6,352
マテリアルリサイクル推進施設	長与・時	12t/日	H21～22	147,409
施設整備に関する計画支援事業 （エネルギー回収推進施設）	津環境施設組合	-	H22～23	3,500
施設整備に関する計画支援事業 （有機性廃棄物リサイクル推進施設）	対馬市	-	H22～23	2,792
施設整備に関する計画支援事業 （ストックヤード）	雲仙市	-	H22～24	5,378
施設整備に関する計画支援事業 （ストックヤード）	平戸市	-	H22～23	6,366
合 計				1,427,725

B. ごみ処理広域化

長崎県では、ごみ焼却に伴うダイオキシン類の排出を削減するため、平成11年3月に「長崎県ごみ処理広域化計画」を策定し、平

成 2 1 年 7 月に計画の見直しを行いました。

この計画では、ダイオキシン類の削減、焼却残渣の高度処理、資源化の推進、余熱利用の推進、最終処分場の適正化などを主要な目的としており、長崎県内を 7 広域ブロックに分け、平成 1 1 年度で 6 0 施設あるごみ焼却施設を平成 3 0 年度を目標に 1 7 施設以内に集約することとしています。

表 1 - 4 - 3 - 3 ごみ焼却施設の集約化状況

広域ブロック名	構成市町数 (H23.3.31 現在)	計画策定時 平成 1 0 年度末	目標 平成 3 0 年度
長崎・西彼ブロック	2 市 2 町	1 5	4
佐世保・県北ブロック	3 市 4 町	1 3	5 以内
県央・県南ブロック	5 市	1 2	3
下五島ブロック	1 市	6	1
上五島ブロック	2 町	6	2
壱岐ブロック	1 市	4	1
対馬ブロック	1 市	4	1
合 計		6 0	1 7 以内

表 1 - 4 - 3 - 4 広域化計画策定後の各ブロックの状況 (平成 2 2 年度)

広域ブロック名	状 況	施設数
長崎・西彼 ブロック	西海市の処理施設が平成 2 5 年 4 月稼働予定。	4
佐世保・県北 ブロック	北松北部環境組合 (2 市 3 町 現、平戸市、松浦市) の処理施設が平成 1 6 年 4 月稼働	8
県央・県南 ブロック	県央県南広域環境組合 (2 市 1 0 町 現、島原市、諫早市、雲仙市、南島原市) の処理施設が平成 1 7 年 4 月稼働。	3
下五島 ブロック	福江市の処理施設 (1 市 5 町 現、五島市) が平成 1 4 年 1 1 月稼働。	3
上五島 ブロック	上五島地域広域市町村圏組合の処理施設 (5 町 現、新上五島町) が平成 1 4 年 9 月稼働。	2
壱岐 ブロック	壱岐市の処理施設 (旧 4 町分) が平成 2 4 年 4 月稼働予定。	3
対馬 ブロック	対馬総町村組合の処理施設 (6 町 現、対馬市) の平成 1 4 年 1 2 月稼働。	1

ウ．監視、指導

A．ダイオキシン類対策

ダイオキシン類が人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であること、その発生源が主に廃棄物の焼却施設であることから、国は、平成9年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正や平成11年の「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定により、廃棄物焼却施設の設置者に排ガス中のダイオキシン類の検査等が義務化されるとともに、構造や維持管理に関する基準強化を図っています。

平成22年度に、法に基づき設置者が実施した排ガス中のダイオキシン類濃度の自主検査結果は、表1-4-3-5のとおりであり、全ての施設が排出基準を満たしています。なお、一般廃棄物焼却施設の広域化等によりダイオキシン類の年間排出量は年々減少しています。

また、施設への立入調査を実施し、構造、維持管理の状況や排ガス中のダイオキシン類濃度の調査等により排出基準の適合状況を検査しており、適合しない恐れのある施設については、施設の改善（場合によっては施設の廃止を含む）について指導を行っています。

表1-4-3-5 排ガス中のダイオキシン類濃度自主検査結果等
(平成22年度)

	施設数	ダイオキシン類	
		濃度範囲 (ng-TEQ/m ³)	年間排出量 (g/年)
一般廃棄物焼却施設	24	0.0000018～6.4	0.51
自主検査実施数	24	0.0000018～6.4	
適合施設	24	0.0000018～6.4	
不適合施設	0	-	

B．一般廃棄物最終処分場対策

不燃物や焼却灰を埋め立てる最終処分場を適正に維持管理し、生活環境の保全を図るため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、監視指導を行っています。

(2) 産業廃棄物〔廃棄物対策課〕

ア．産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理は、排出事業者自ら行うことが原則ですが、事業者の処理を補完するものとして、県又は政令市（長崎市、佐世保市）の許可を得た業者が処理を行っています。

一定規模以上の施設として許可(届出)を要する産業廃棄物処理施設の設置状況及び産業廃棄物処理業の許可状況は、表1-4-3-6のとおりです。

表1-4-3-6 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の現状
(平成23年3月31日現在)

区分	処理施設			産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			処理業 合計
	中間処 理施設	最終処 分場	計	収集 運搬業	処分業	小計	収集 運搬業	処分業	小計	
県	219	13	232	1,306	150	1,456	155	2	157	1,613
長崎市	70	7	77	714	54	768	103	3	106	874
佐世保市	46	1	47	616	37	653	100	2	102	755
計	335	21	356	2,636	241	2,877	358	7	365	3,242

設置許可対象施設をいう。

イ．最終処分場の状況

県における最終処分場の状況を型別にみると表1-4-3-7のとおりですが、近年、最終処分場の設置は困難な状況にあります。

残容量は2,533千m³ですが、そのうちの37%は火力発電所の自社処分場です。

残余年数は、安定型処分場が8.5年、管理型処分場が13.9年となっています。

表1-4-3-7 最終処分場の設置状況(平成23年3月31日現在)

種類	区分		県	政令市		計
		施設数		長崎市	佐世保市	
安定型処分場		施設数	10(7)	5(3)	2(0)	17(10)
管理型 処分場	処理業者 所有	施設数		1(1)		1(1)
	事業者 所有	施設数	3(3)	1(1)		4(4)
	小計	施設数	3(3)	2(2)		5(5)
計		施設数	13(10)	7(5)	2(0)	22(15)

()は実稼働数

ウ．監視、指導の状況

不適正処理事案の未然防止や早期発見を図るため、平成19年度に立入検査マニュアルを策定し、排出事業者、処理業者等を対象として、計画的かつ実効性のある立入検査を実施しています。

平成22年度における立入検査等の実施状況（政令市を除く）は、表1-4-3-8のとおりです。

表1-4-3-8 立入検査等の実施状況

項目	排出事業者	産業廃棄物 処理業者	自動車リサイクル法 関連業者	合計
立入検査	1,342	3,762	752	5,856
口頭指導	168	215	16	399
文書指導	8	9	1	18
報告徴収	10	17		27
命令・処分		6		6

命令・処分の内訳は、以下のとおり。

- ・処理業の取消し：2件（他県・市で取消し処分を受けたもの2件）
- ・措置命令：3件（最終処分関係）
- ・業の停止命令：1件（焼却禁止違反）

（3）その他の廃棄物

ア．環境美化（空きかん等散乱ごみ対策）の推進〔未来環境推進課〕

本県の豊かで美しい自然環境を守り、快適な生活環境を創造していくことを目的として、平成6年4月に、緑化の推進、ごみの散乱防止、資源リサイクルの推進を3本柱とする長崎県環境美化の推進に関する条例（平成20年3月、未来環境条例に統合）を施行しました。条例の制定を契機に平成6年8月に長崎県環境美化推進協議会（平成20年度からゴミゼロながさき推進会議に統合）を設置し、環境美化を継続的かつ効果的に推進するための協議を行うとともに、その後、県下すべての市町で同様の条例が制定されたことから、県、市町及び長崎県保健環境連合会等の各種環境美化団体が一体となって取り組みを推進してきたところです。

毎年、6月の環境月間には各機関が協力して空きかん回収キャンペーンを実施しており、平成22年度は約6万9千人が参加して約25万個の空きかんを回収しました。

また、8月のクリーンながさき推進月間には県下各地で一斉清掃や緑化活動等が展開されました。

表 1 - 4 - 3 - 9 空きかん回収キャンペーンの実施状況

回	年度	実施市町村数	参加人員 (人)	回収個数 (千個)	回収重量 (ト)	備考
20	H 1 2	48	80,858	1,012	41	
21	H 1 3	53	94,978	1,093	48	
22	H 1 4	50	99,585	1,044	43	
23	H 1 5	46	74,425	829	32	
24	H 1 6	44	78,774	830	33	
25	H 1 7	30	73,902	598	25	
26	H 1 8	14	69,175	463	19	
27	H 1 9	14	65,121	391	18	
28	H 2 0	17	68,209	336	18	
29	H 2 1	15	68,674	275	12	
30	H 2 2	14	68,543	254	11	

各年度とも統一行動日実施市町分の集計

イ．廃棄物不法投棄取締パトロール〔廃棄物対策課〕

県内における廃棄物の不法投棄量は、ここ数年横ばい傾向にありますが、全国的には依然として悪質、巧妙化、大量投棄の事例が報告されています。

このような不法投棄を防止するため、平成 2 2 年度には廃棄物適正処理推進指導員を 4 名増員し、2 3 名体制で不法投棄取締パトロールを強化しています。

また、防災ヘリコプターによる空域からのパトロールを実施するなど、廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止に努めています。

表 1 - 4 - 3 - 9 廃棄物不法投棄取締パトロール実施結果

年度	発見件数	撤去件数	投棄量 (m ³)	撤去率 (%)
H 1 4	631	361	11,774	57.2
H 1 5	503	289	10,486	57.5
H 1 6	528	363	13,250	68.8
H 1 7	428	270	9,143	63.1
H 1 8	435	266	5,666	61.2
H 1 9	401	261	6,973	65.1
H 2 0	424	293	4,711	69.1
H 2 1	480	389	2,954	81.0
H 2 2	515	480	4,119	93.2

撤去率は、撤去件数 ÷ 発見件数 で算出

ウ、クリーンアップ事業〔廃棄物対策課〕

県内において、原因不明のため責任の追及ができず、未撤去のまま放置されている廃棄物について、県有地を優先的に撤去・処分を行いました。

表 1 - 4 - 3 - 10 平成 22 年度クリーンアップ事業実績

作業日数	延べ人数	撤去件数	撤去数量 (m ³)	撤去した廃棄物の主な種類
48日	43人	343件	3,091	がれき類 (534 m ³)、金属くず (481 m ³)、ビン・缶・ペットボトル (195 m ³)、テレビ (291 台)、廃タイヤ (1,968 本)、可燃ごみ (481 m ³)

課題

ごみ処理広域化計画の進展により、一部の廃止されたごみ処理施設が未解体の状況であり、ダイオキシン類の周辺環境への流出が懸念されるため、早期解体に努める必要があります。

全国的にみると、最終処分場の浸出水による水源・公共用水域の汚染及び焼却施設からのダイオキシン類の発生の問題などにより、住民の不安・不信を招いています。従って、いかにして産業廃棄物処理施設の安全性を確保し、住民の不安を解消するかが大きな課題になっています。

産業廃棄物最終処分場は県下に 22 箇所(平成 23 年 3 月 31 日現在)設置されています。最終処分場の残余容量については、安定型最終処分場、管理型最終処分場とも近年、横ばいで推移していますが、再生処理や減量化を進め最終処分量を削減することが必要です。

最終処分場の新規設置については適地不足、周辺住民の反対等により、将来的な建設が懸念されています。

環境美化の一層の推進に向け、行政機関と民間団体等が連携し、各種の実践活動を通じ、県民の意識の高揚を図る必要があります。

不法投棄物の撤去改善は原因者(投棄実行者)が行うことが原則です。よって、不法投棄の未然防止のための取締パトロールの強化及び発見した不法投棄事案についての徹底的な追跡調査を行い、早期改善に努める必要があります。

産業廃棄物の不適正処理を防止するために、効率的、かつ効果的な立入検査を実施する必要があります。

第5節 騒音・振動・悪臭対策の推進

1 騒音・振動・悪臭対策の推進

現状・施策

(1) 騒音の現況〔環境政策課〕

ア．騒音苦情

本県における平成22年度の公害苦情件数は994件でした。そのうち大気汚染が212件で最も多く、ほかには水質汚濁(109件)、悪臭(155件)、騒音(114件)、振動(3件)、土壌汚染(1件)などです。

騒音苦情は全体の公害苦情件数の約11.5%を占めており、発生源別にみると工事・建設作業に係るものが最も多く、次いで多いのが産業用機械作動に係る騒音苦情です。

表1-5-1 1 年度別公害苦情件数

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	1,100	1,001	1,010	1,055	832	946	1083	994

表1-5-1-2 年度別騒音苦情件数

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	104	103	101	133	128	128	107	114

イ．環境騒音

静かで快適な生活環境を保全し創造していくためには、まず、環境騒音の状況を適切に把握し改善対策の指標とすることが大切です。そのため、騒音に係る環境基準の類型指定を行っている主要な5市2町において、環境監視のための測定点179地点で環境騒音定点調査を実施しました。

環境騒音定点調査の結果は、表1-5-1 3のとおりでした。

表 1 - 5 - 1 3 環境騒音定点調査結果（平成 22 年度）

市 町	区分	測 定 地点数	適合地点数			適合率（％）		
			2 時間帯	昼間	夜間	2 時間帯	昼間	夜間
長崎市	A 類型	15	12	15	12	80	100	80
	B 類型	19	14	17	14	74	89	74
	C 類型	16	11	16	11	69	100	69
佐世保市	A 類型	17	16	17	16	94	100	94
	B 類型	9	8	9	8	89	100	89
	C 類型	17	14	14	15	156	82	44
島原市	A 類型	2	2	2	2	100	100	100
	B 類型	7	5	6	6	71	86	86
	C 類型	6	6	6	6	100	100	100
諫早市	A 類型	5	5	5	5	100	100	100
	B 類型	8	8	8	8	100	100	100
	C 類型	2	2	2	2	100	100	100
大村市	A 類型	9	6	7	7	67	78	78
	B 類型	9	5	5	8	56	56	89
	C 類型	10	9	9	9	90	90	90
長与町	A 類型	7	7	7	7	100	100	100
	B 類型	2	1	1	1	50	50	50
	C 類型	3	3	3	3	100	100	100
時津町	A 類型	7	6	6	6	86	86	86
	B 類型	6	3	4	4	50	67	67
	C 類型	3	3	3	3	100	100	100
合計	A 類型	62	54	59	55	87	95	89
	B 類型	60	44	50	49	73	83	82
	C 類型	57	48	53	49	84	93	86
	合計	179	146	162	153	82	91	85

ウ．自動車騒音

従来から本県の道路事情は悪く、特に長崎市及び佐世保市は平坦地に乏しく、市中心部へ向かう幹線道路が少なく狭いため、朝夕のピーク時は相当な交通渋滞を引き起こしています。

本県の自動車保有台数は、平成 22 年度末で 89 . 0 万台となっています。

A．自動車騒音（環境基準関係）

県下15区間について面的評価を行った結果、表1-5-1-4に示すように昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は86.7%でした。

表1-5-1-4 自動車騒音面的評価結果（平成22年度）

NO	観測地点名	路線名	環境基準達成率		
			昼間	夜間	昼夜
1	諫早市若葉町	長崎自動車道	98.8	98.8	98.8
2	諫早市中尾町	国道34号	95.6	94.0	94.0
3	大村市桜馬場1丁目	国道34号	68.6	60.5	60.5
4	大村市玖島1丁目	国道34号	100.0	100.0	100.0
5	諫早市森山町田尻名	国道57号	100.0	100.0	100.0
6	諫早市鷺崎町	国道57号	100.0	100.0	100.0
7	島原市高島2丁目	国道251号	82.3	82.3	82.3
8	島原市有明町大三東	国道251号	69.8	81.9	69.8
9	雲仙市国見町神代川東	国道251号	100.0	100.0	100.0
10	松浦市志佐町白浜免	国道204号	100.0	98.4	98.4
11	諫早市小豆崎町	国道207号	100.0	100.0	100.0
12	諫早市城見町	国道207号	99.7	99.3	99.3
13	時津町浜田郷	国道207号	100.0	100.0	100.0
14	長与町嬉里郷	東長崎長与線	100.0	100.0	100.0
15	諫早市幸町	有喜本諫早線	96.6	97.6	96.6

B．自動車騒音（要請限度関係）

平成22年度の要請限度騒音測定については、表1-5-1-5及び表1-5-1-6に示すとおり、県内の6市2町の主要幹線道路を中心とした74地点について調査を実施しました。

調査結果の評価を行った74地点について、要請限度（騒音規制法第17条第1項の自動車騒音の限度）の超過状況をみると、昼間・夜間の2時間帯のいずれも要請限度を超過している測定地点は、1地点（1.4%）でした。

表 1 - 5 - 1 - 5 自動車騒音市町別地点数

市町名	測定地点数	要請限度区域区分							
		2時間帯の 全てが以下		昼間のみ 超過		夜間のみ 超過		2時間帯の 全てが超過	
		地点数	%	地点数	%	地点数	%	地点数	%
長崎市	22	22	100	0	0	0	0	0	0
佐世保市	16	16	100	0	0	0	0	0	0
島原市	1	1	100	0	0	0	0	0	0
諫早市	19	18	94.7	0	0	0	0	1	5.3
大村市	7	7	100	0	0	0	0	0	0
松浦市	6	6	100	0	0	0	0	0	0
長与町	2	2	100	0	0	0	0	0	0
時津町	1	1	100	0	0	0	0	0	0
合計	74	73	98.6	0	0	0	0	1	1.4

表 1 - 5 - 1 - 6 要請限度超過状況

区域区分	地点数	時間帯別		
		時間帯別	地点	%
a 区域	8	2時間帯ともに要請限度以下	8	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0
b 区域	25	2時間帯ともに要請限度以下	25	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0
c 区域	41	2時間帯ともに要請限度以下	40	97.6
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	1	2.4
計	74	2時間帯ともに要請限度以下	73	98.6
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	1	1.4

エ．航空機騒音

長崎空港には、本土側のA滑走路（旧大村空港）、海上のB滑走路の2本の滑走路があります。昭和50年5月のB滑走路供用開始後は、民間の定期航空路としての航空機の離発着はすべてB滑走路において行われています。A滑走路は、海上自衛隊、県警本部、県消防防災課のヘリコプター及び民間の小型機に利用されています。

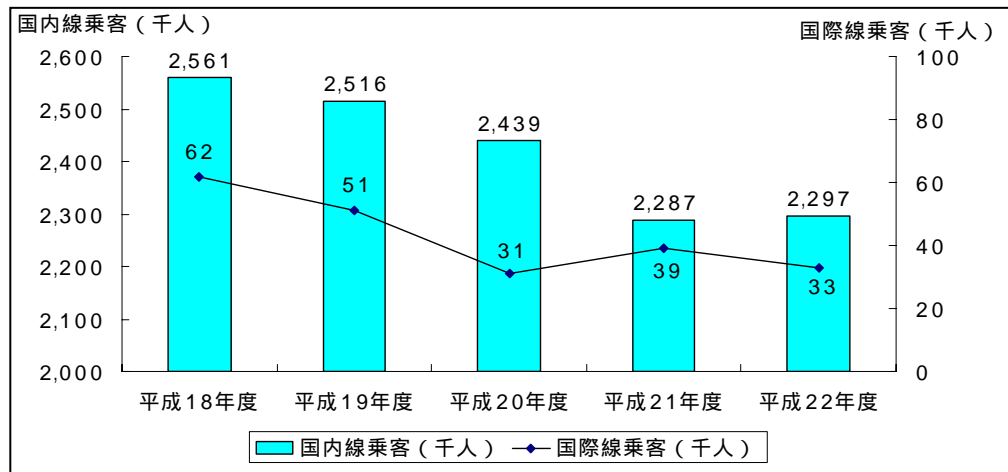
国内路線は、平成23年9月1日現在で9路線37便であり、その他に国際線として上海定期便、ソウル定期便が運航されています。

平成18年度以降の空輸実績は図1-5-1-7に示すとおりであり、平成22年度は、国内線乗客数は約2,297千人、貨物量は約12,485トンと減少傾向を示しています。

一方、チャーター機、経由機を含む国際線乗客数は約3万3千人、貨物量は約98トンとなりました。

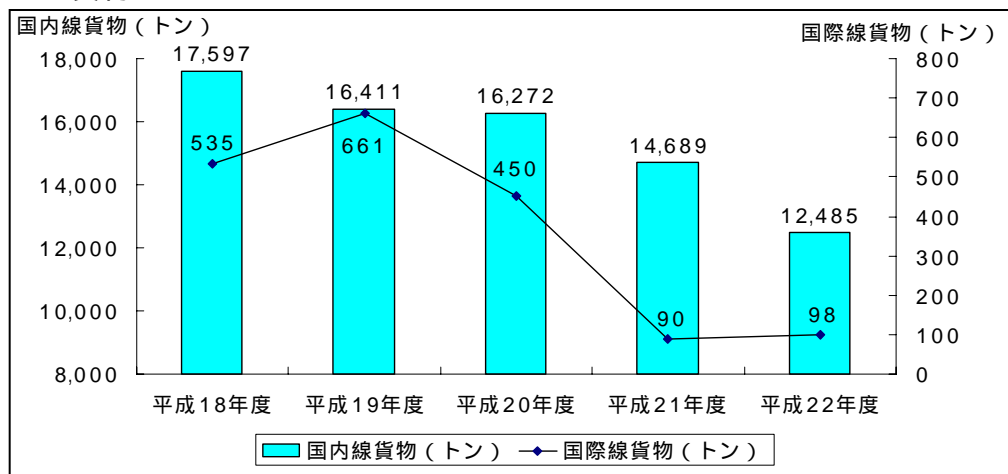
図1-5-1-7 乗客及び貨物空輸実績

A．乗客



(県新幹線・総合交通対策課調べ)

B．貨物



(県新幹線・総合交通対策課調べ)

長崎空港のB滑走路は、大村市の陸域部から西方約1km、また、着陸コースに当たる諫早市の陸域部からは北方約1.1kmの海で隔てられた大村湾上に位置しており、航空機騒音対策上は他の空港に比較し恵まれた条件下にあります。

B滑走路周辺地域における航空機騒音の測定監視は、諫早市、大村市、と県が共同して、海上空港開設の昭和50年から実施しています。

平成22年度の測定結果は、測定した11測定地点で46～61 WECPNLの範囲にあり、すべての地点において環境基準を満足しています(図1-5-1-8)。

また、昭和59年度から測定を行っているA滑走路周辺地域については、平成22年度は、5地点の測定地点のうち、2地点で環境基準を超過し、今後の動向に注目する必要があります(図1-5-1-9)。

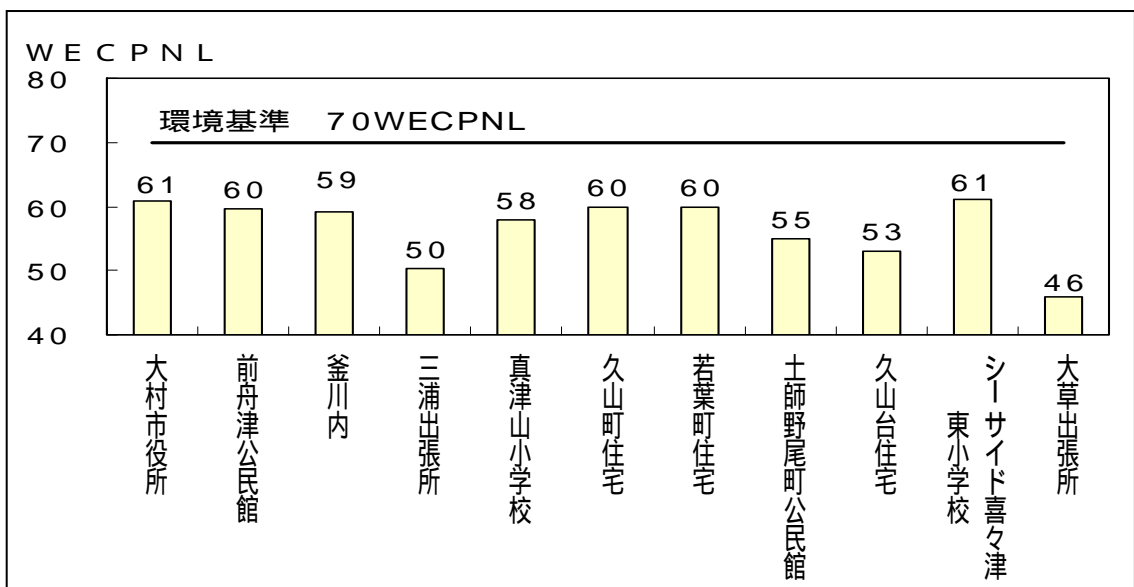


図1-5-1-8 B滑走路周辺地域における航空機騒音測定結果(平成22年度)

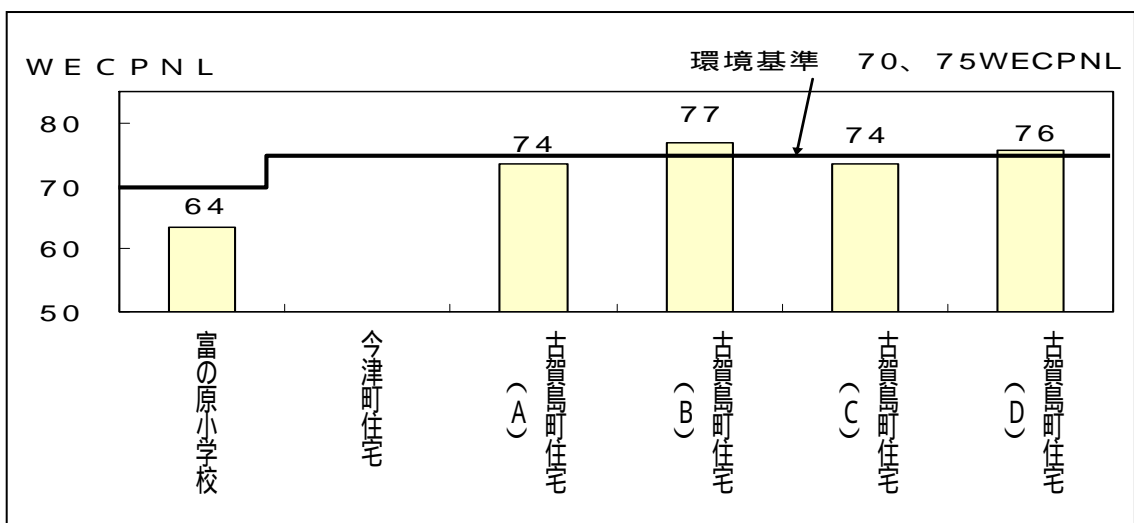


図1-5-1-9 A滑走路周辺地域における航空機騒音測定結果(平成22年度)
 図中の矢印部分が環境基準(富の原小学校は70、その他は75 WECPNL)

(2) 振動の現況〔環境政策課〕

振動は騒音と同時に発生することが多いですが、騒音に比べ距離減衰が大きいために、苦情の発生は少なく、平成22年度は3件でした。

また、道路における交通振動についても、例年要請限度を超えることはなく、比較的良好な状態です。

表1-5-1-10 年度別振動苦情件数

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	6	1	6	17	2	2	3	3

平成22年度は、県下の主要幹線道路における交通振動の測定を44地点で実施しました。

うち、1か所で振動レベルが昼間に50デシベル(dB)を超えましたが、いずれも法で定める要請限度は超えていません。

(3) 悪臭の現況〔環境政策課〕

悪臭に関する苦情件数は、最近では増加傾向にあります。発生源別にみると、従来は畜産農業や食品工場についての苦情が多かったのですが、最近では一般家庭や商店・飲食店からの悪臭に関する苦情が高率となっています。

表1-5-1-11 年度別悪臭苦情件数

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	163	184	168	198	150	156	124	155

(4) 騒音防止対策〔環境政策課〕

本県における騒音の規制は、昭和33年7月に施行された長崎県騒音防止条例に始まり、昭和43年に騒音規制法が制定されたのに伴って昭和44年に条例の全面改正を行い長崎県公害防止条例となり、その後平成20年3月に未来環境条例として統合され現在に至っています。

県条例では、法の適用を受けない4種類の施設(冷凍機、クーリングタワー、板金・製缶作業場、鉄骨・橋梁作業場)を「指定施設」として届出及び規制の対象としているほか、指定施設以外のもの、深夜騒音及び拡声機放送等についても騒音規制を実施しています。また、「カラオケ」に代表される音響機器等による深夜営業騒音に対しては、昭和57年3月、条例改正を行い規制対象としました。

なお、騒音規制事務は市町村の自治事務とされていますので、市町村長が事業者に対して、特定工場等及び特定建設作業から発生する騒音の規制

基準の遵守及び周辺の生活環境を損なわないよう行政指導を行なうこととなっています。平成22年度は、法及び条例に基づく改善勧告、改善命令は行われませんでした。

自動車、航空機、鉄道等の交通騒音対策は、発生源対策のみでは難しい面が多く、今後は、道路構造の検討、土地利用の適正化等を含めた総合的な施策の推進が必要です。

また、生活様式の変化、人口の集中化等による近隣騒音問題は多様化し、しかも増加する傾向にあることから、住民の啓発を含めたきめ細かな対応が必要です。

ア．騒音に係る環境基準の類型指定

騒音に係る環境基準の類型指定は、昭和58年5月に長崎市他3市を指定し、その後、順次指定市町を拡大し、平成23年4月1日現在で13市7町において指定を実施しています（表1-5-1-12）。

一方、航空機騒音については、長崎空港周辺の大村市、諫早市の2市について、航空機騒音に係る環境基準の類型指定を昭和58年6月1日に行っています。

表1-5-1-12 騒音に係る環境基準の類型指定状況（平成23年4月1日現在）

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
昭和58年5月31日	第464号	6月1日	長崎市 佐世保市 諫早市 大村市
昭和59年5月18日	第428号	6月1日	諫早市 島原市 長与町 時津町
昭和60年6月7日	第509号	6月7日	長崎市 平戸市 五島市
昭和61年5月9日	第401号	5月9日	長崎市 松浦市 東彼杵町 川棚町 波佐見町
昭和62年4月24日	第458号	5月1日	対馬市 壱岐市 島原市 雲仙市 南島原市 佐々町
昭和63年4月22日	第450号	5月1日	長崎市 諫早市 西海市 雲仙市 南島原市
平成元年4月14日	第459号	5月1日	南島原市 平戸市 佐世保市 新上五島町
平成2年4月13日	第497号	5月1日	長崎市 西海市
平成3年4月23日	第463号	5月1日	諫早市 雲仙市 平戸市
平成4年5月6日	第523号	5月6日	諫早市 雲仙市
平成15年3月14日	第281号	3月14日	大村市 長与町
平成16年3月16日	第432号	4月1日	新上五島町 (合計 13市7町)

イ．騒音規制地域

騒音規制法に基づく騒音規制地域については、昭和44年3月に長崎市、佐世保市を指定し以後順次指定地域を拡大し、平成23年4月1日現在で13市7町を指定するに至っています(表1-5-1-13)。

地域指定については、都市計画の用途地域を基本とし、市町村長の意見をきき第1種区域から第4種区域までの区分指定を行っていますが、土地利用の変化等により規制地域の見直しの必要性が生じてきた場合には、規制地域の指定変更を行っています。

表1-5-1-13 騒音規制法に基づく騒音規制地域の指定状況

(平成23年4月1日現在)

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
昭和44年3月28日	第197号	4月1日	長崎市 佐世保市
昭和46年9月14日	第726号	9月15日	諫早市 大村市 島原市 長与町 時津町 川棚町
昭和47年1月14日	第17号の2	1月15日	諫早市 対馬市 壱岐市 南島原市 平戸市
昭和50年5月16日	第382号	5月17日	長崎市 松浦市 佐々町
昭和51年4月13日	第272号	4月14日	平戸市
昭和57年4月2日	第313号	4月2日	長崎市 佐世保市 諫早市 五島市 西海市 新上五島町 東彼杵町 波佐見町 平戸市 松浦市
昭和58年1月28日	第94号	1月28日	雲仙市 南島原市
昭和62年4月24日	第459号	5月1日	五島市
平成15年3月14日	第282号	3月14日	大村市 長与町
平成16年3月16日	第433号	4月1日	新上五島町 (合計 13市7町)

ウ．規制対象施設

騒音規制法では、工場・事業場に設置されている施設のうち、特に騒音の発生が著しい施設については11種類を「特定施設」として、建設作業については8種類を「特定建設作業」として定め、規制の対象としています。また、特定施設以外で規制が必要なものについては、県未来につながる環境を守り育てる条例により4種類を指定施設として規制の対象としています。

本県における特定施設等の平成22年度末の設置状況は、表1-5-1-14、1-5-1-15に示すとおりですが、特定施設としては空気圧縮機等が、指定施設としては冷凍機やクーリングタワーが多く設置されています。また、特定建設作業の届出状況は表1-5-1-16に示すとおりです。

表 1 - 5 - 1 - 1 4 法に基づく騒音に係る特定施設の設置状況
(平成 2 3 年 3 月末現在)

施設の種類	特定工場等総数	特定施設数
1. 金属加工機械	1 6 2	6 4 9
2. 空気圧縮機及び送風機	4 9 2	3 , 8 0 2
3. 土石用破碎機等	1 8	1 8 3
4. 織 機	2	3 7
5. 建設用資材製造機械	4 0	5 3
6. 穀物用製粉機	4	5
7. 木材加工機械	6 5	1 9 1
8. 抄 紙 機	2	1 1
9. 印刷機械	7 3	4 1 4
10. 合成樹脂用射出成形機	3	3 8
11. 鋳造型機	3	9
計	8 6 4	5 , 3 9 2

注) 2種類以上の特定施設が設置されている特定工場等については、
主要な特定施設の欄のみに計上しています。

表 1 - 5 - 1 - 1 5 県条例に基づく騒音に係る指定施設の設置状況
(平成 2 3 年 3 月末現在)

施設の種類	工場等総数	特定施設数
1. 冷 凍 機	4 7 8	2 , 3 3 8
2. クーリングタワー	2 7 2	1 , 3 4 2
3. 板金・製缶作業場	2 7 9	2 8 8
4. 鉄骨・橋梁の作業場	3 4	3 7
計	1 , 0 6 3	4 , 0 0 5

表 1 - 5 - 1 1 6 法に基づく騒音に係る特定建設作業の届出状況
(平成 2 3 年 3 月末現在)

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	5 8
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	4 3 4
4. 空気圧縮機を使用する作業	5 1
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
6. バックホウを使用する作業	9 7
7. トラクターショベルを使用する作業	1
8. ブルドーザーを使用する作業	6
計	6 4 8

エ．規制基準等

特定施設を設置する工場・事業場及び特定建設作業から発生する騒音については、騒音規制法に規制基準（音量基準及び特定建設作業については作業時間等の規制が加わる）が定められており、また、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例で定める指定施設についても規制基準（音量基準）が定められ、さらに拡声機放送・深夜騒音の制限等が定められています。

オ．深夜営業騒音の規制

飲食店等における営業騒音については、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例により、騒音規制地域内の主に住居系区域において営業する飲食店等（対象業種指定）を対象に、深夜（23時～6時）のカラオケ等の音響機器の使用が制限されています。

規制の主な内容は、図1-5-1 17のとおりです。

図1-5-1 17 深夜営業騒音の規制

騒音規制区域	時 間										
	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	
第1種区域				使用時間の制限							
第2種区域											
第3種区域				音量の規制							
第4種区域											

<p>（規制を受ける区域）</p> <p>騒音規制区域のうち、第1種規制区域、第2種規制区域の全域及び第3種規制区域で市町村長の意見を聞いて知事が定める一部の区域</p>
<p>（対象となる営業）</p> <p>食品衛生法に規定する飲食店営業及び喫茶店営業のうち客席等を設けて客に飲食させる営業</p> <p>・食堂 ・料理店 ・すし屋 ・旅館 ・レストラン ・スナック ・バー ・キャバレー ・喫茶店 など</p>
<p>（使用の制限を受ける音響機器）</p> <p>・カラオケ装置 ・音響再生装置 ・楽器 ・拡声装置 ・有線放送受信装置</p>

カ．道路交通騒音対策

発生源対策として、全ての自動車及び原動機付自転車について、自動車騒音規制が実施されています。

新車に対しては、定常走行騒音、排気騒音、市街地を走行する際に発

生する最大の騒音である加速騒音について規制が行われ、使用過程車に対しては定常走行騒音、近接排気騒音についての規制が行われています。さらに、これらの規制の実効をあげるために、自動車騒音についての新規検査、継続検査等が行われ、また、街頭における整備不良車両に対する検査等が実施されています。

なお、市町村長は、騒音レベルが一定の限度をこえ、生活環境が著しくそこなわれていると認めるときは、公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請し、また、必要があると認めるときは、当該道路部分の構造の改善等に関し、道路管理者等に対して意見を述べることができます。

キ．総合的施策の推進

住民の生活環境を騒音から保全するためには、以上に掲げた対策のほかに、騒音発生施設と住居との分離等による土地利用の適正化、騒音防止技術等の開発、騒音防止施設の設置や施設改善の促進、交通騒音に対する総合的施策の推進、監視測定体制の整備、近隣騒音防止のための住民に対する啓発等、種々の対応が必要です。なお、道路交通騒音対策の体系図を図1-5-1 18に示します。

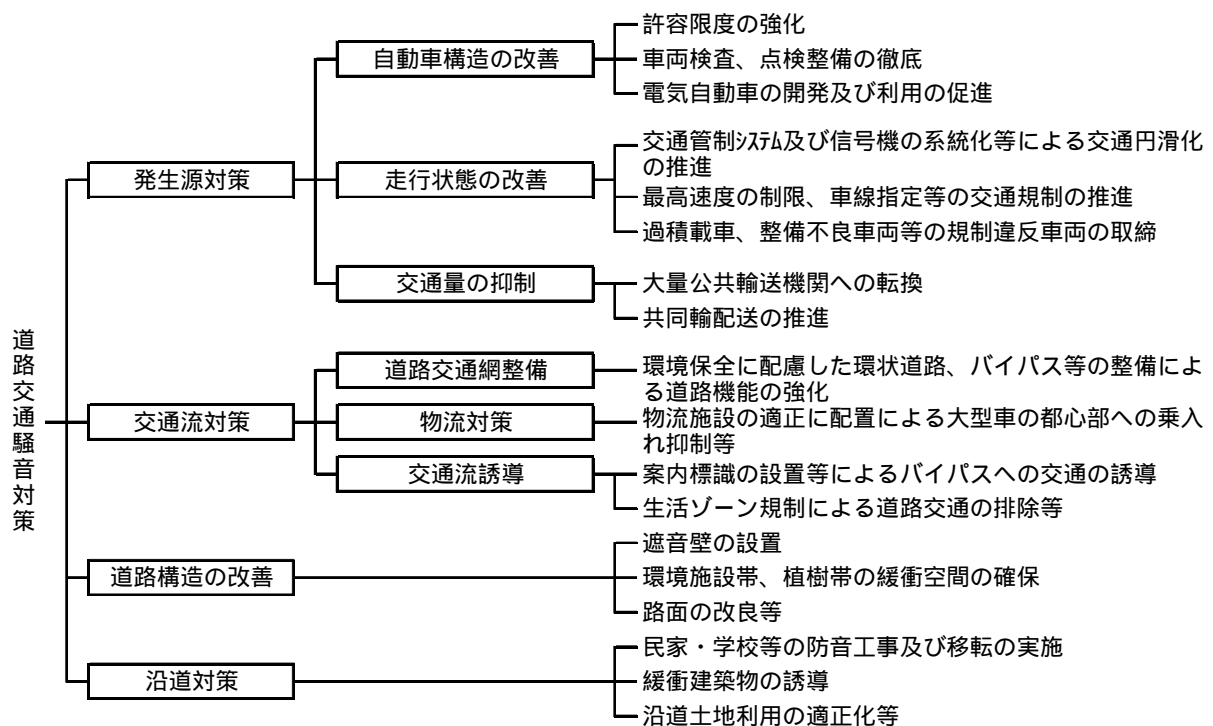


図1-5-1 18 道路交通騒音対策の体系図

<備考> その他の対策としては、(1)道路の新設、改造にあたっての環境影響評価の実施、(2)監視測定体制の充実強化、(3)騒音防止技術の開発研究の推進、(4)新交通システム開発、(5)自動車使用適正化のための啓蒙活動等があります。

(5) 低騒音舗装の敷設〔道路維持課〕

ア．環境基準対象項目

A．騒音

幹線交通道路において騒音指数の基準値昼間70デシベル夜間65デシベルをこえる地域について県管理の国道・県道において低騒音舗装を施工し、沿道環境の改善を図ります。

(6) 振動防止対策〔環境政策課〕

法に基づく振動規制地域の指定については、昭和53年3月に指定を実施して以来、現在7市4町について地域指定を行っています。振動規制法に基づく規制事務は、騒音規制法と同じく、市町村の自治事務であり、市町村長は特定工場等及び特定建設作業から発生する振動が規制基準等に適合するよう行政指導を行うとともに、規制基準を超える場合は、必要に応じて改善勧告、改善命令等の行政措置を行うことができます。なお、平成22年度は改善勧告等は行われませんでした。

ア．振動規制地域

振動規制法に基づく振動規制地域の指定状況は、表1-5-1-19のとおりです。規制区域の指定に当たっては、原則として騒音規制区域との整合（騒音規制区域の1種・2種は振動規制区域の1種に、騒音規制区域の3種・4種は振動規制区域の2種に相当）を図っています。なお、振動は騒音に比べ遠くまで伝わりにくいという性質や用途地域の性格上、工業専用地域については指定から除外しています。

表1-5-1-19 振動規制法に基づく振動規制地域の指定状況

(平成23年4月1日現在)

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
昭和53年3月10日	第201号	3月11日	長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 長与町 時津町
昭和54年3月23日	第223号	3月24日	諫早市 松浦市
昭和60年6月7日	第511号	6月7日	五島市 東彼杵町 川棚町
平成15年3月14日	第283号	3月14日	大村市 長与町 (合計7市4町)

イ．規制対象施設

振動規制法では、工場・事業場に設置される施設のうち、特に振動が著しい10種類を「特定施設」として、また、建設作業についても4種類を「特定建設作業」として定め、規制の対象としています。

県内の振動規制地域内に、平成23年3月末現在で設置されている特定施設及び22年度中の特定建設作業の届出状況は、表1-5-1 20、表1-5-1 21に示すとおりです。

ウ．規制基準等

振動規制法で定める「特定施設」を設置している工場・事業場については、振動レベルの規制基準、「特定建設作業」については、振動レベルの規制のほか、作業時間の制限等の基準による規制が行われています。

表1-5-1 20 法に基づく振動に係る特定施設の設置状況
(平成22年3月末現在)

施設の種 類	特定工場等総数	特定施設数
1. 金属加工機械	118	356
2. 圧 縮 機	231	839
3. 土石用破碎機等	8	117
4. 織 機	3	44
5. コンクリートブロックマシン等	10	15
6. 木材加工機械	22	70
7. 印刷機械	30	112
8. 練用ロール機	0	0
9. 合成樹脂用射出成形機	1	4
10. 鋳造型機	3	12
計	426	1,569

注) 2種類以上の特定施設が設置されている特定工場等については、主要な特定施設の欄のみに計上しています。

表1-5-1 21 法に基づく振動に係る特定建設作業の届出状況
(平成22年度)

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	55
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	1
4. ブレーカーを使用する作業	296
計	352

(7) 悪臭防止対策 [環境政策課]

悪臭防止法では、不快なにおいの原因となる22物質に対して各物質ごとの規制を行うこととなっており、指定地域内に立地する全ての工場、事業場から排出されるこれらの悪臭物質を規制しています。

悪臭を防止する必要があると認められる地域は、規制地域として知事が指定することになっていますが、昭和49年5月10日に指定の告示を行って以来、平成23年4月1日現在、12市6町において地域指定を行っています(表1-5-1 22)。

事業場等に対する規制及び指導、悪臭測定等の事務は、市町村の自治事務となっており、市町村長は、規制地域内の事業場等から発生する悪臭物質が規制基準に適合しないことにより、住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、改善勧告等を行うことができますが、平成22年度に改善勧告及び改善命令に至った事例はありませんでした。

本県では、平成8年7月26日に、新たに悪臭物質に追加されたプロピオンアルデヒド等10物質の規制基準を定め、計22物質について規制基準を定めています。

併せて、近年、事業場から排出される排出水中に含まれる悪臭物質に起因する悪臭苦情等に対応するため、排出水に係る硫黄系4物質の規制基準を定めました。

一方、悪臭の原因となる特定の物質ごとの排出濃度に着目した従来の規制制度のみでは、ある発生源から複数の悪臭の原因となる物質が排出され、これらが相加、相乗されるなどして人の嗅覚に強く感じられる複合臭の問題に十分対応できないことや、悪臭の原因となる未規制の多種多様な物質への実効性のある対応が困難であることから、これらに適切に対応するため、悪臭防止法が改正され、嗅覚測定法が導入されました。県内では、平成16年4月1日から時津町で、平成16年10月1日から大村市で臭気指数による規制が行われています。

なお、本県では、官能試験法(三点比較式臭袋法)を取り入れた「長崎県悪臭防止指導要綱」を昭和59年4月21日に制定し、同年5月1日から適用しています。

この要綱は、適用地域を県下全域として第1種区域(法に基づき知事が定めた規制地域のうちの「A区域」と第2種区域(第1種区域以外の区域)とに区分し、それぞれの区域に立地する事業場の敷地境界線及び煙突その他の排出口における臭気濃度の基準及び施設基準を定めており、これらを行政指導の指針としています。この官能試験法の採用により、人間の嗅覚による悪臭を総合的に評価すると同時に、法に定める機器測定の対応が困難な市町についても、悪臭評価のより柔軟な対応が可能となっています。

表 1 - 5 - 1 2 2 悪臭防止法第 3 条の規定に基づく悪臭規制地域の指定状況

(平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在)

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
昭和 49 年 5 月 10 日	第 1240 号	5 月 11 日	(新規指定) 長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 対馬市 壱岐市 長与町 時津町 川棚町 波佐見町 平戸市 佐々町
* 5 物質 (アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン) の規制基準を併せて告示			
昭和 55 年 4 月 3 日	第 280 号	4 月 3 日	(一部変更) 長崎市
昭和 56 年 4 月 24 日	第 416 号	4 月 24 日	(一部変更) 長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 対馬市 壱岐市 長与町 時津町 川棚町 波佐見町 平戸市 佐々町 (新規指定) 長崎市 諫早市 西海市 平戸市
* 昭和 49 年第 1240 号の廃止に伴い、昭和 56 年第 417 号により新たに二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの 3 物質を加えた規制基準を告示			
昭和 60 年 6 月 7 日	第 512 号	6 月 7 日	(一部変更) 長崎市 佐世保市 大村市 平戸市 長与町 時津町 (新規指定) 五島市 佐世保市 東彼杵町
昭和 61 年 5 月 9 日	第 404 号	5 月 9 日	(新規指定) 松浦市
平成元年 4 月 14 日	第 462 号	5 月 1 日	(一部変更) 佐世保市 島原市
平成 2 年 4 月 13 日	第 499 号	5 月 1 日	(一部変更) 長崎市
平成 4 年 5 月 6 日	第 521 号	5 月 6 日	(新規指定) 雲仙市
* 平成 4 年第 522 号により昭和 56 年第 417 号を改正し、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の 4 物質を加えた規制基準を併せて告示			
平成 6 年 4 月 22 日	第 519 号	4 月 22 日	(一部変更) 佐世保市
平成 8 年 7 月 26 日	第 737 号	7 月 26 日	
* 昭和 56 年第 417 号の廃止に伴い、平成 8 年第 737 号により新たにプロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの 10 物質を加えた敷地境界線の地表及び排出口における規制基準 (悪臭防止法施行規則第 3 条により除くこととされる特定悪臭物質を除く)、並びにメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの 4 物質にかかる排出水中における規制基準を告示			
平成 10 年 3 月 3 日	第 199 号	3 月 3 日	(一部変更) 諫早市、松浦市
平成 13 年 3 月 6 日	第 193 号	3 月 6 日	(一部変更) 大村市
平成 14 年 3 月 15 日	第 280 号	3 月 15 日	(一部変更) 諫早市、長与町、時津町
平成 15 年 3 月 14 日	第 284 号	3 月 14 日	(一部変更) 大村市、長与町
平成 23 年 3 月 29 日	第 382 号	3 月 29 日	(一部変更) 諫早市、時津町
合 計			12 市 6 町

(8) 調査研究等〔環境政策課〕

悪臭公害に対して適切な対応を図るためには、悪臭成分及び悪臭発生機構の解明、迅速かつ適確な測定方法及び効果的な悪臭防止技術の確立など総合的な検討が必要です。

悪臭物質の機器による測定にあたっては、技術力や機材整備等で対応の困難な市町村もあり、委託できるよう定められていますが、県でも、必要に応じて悪臭の測定等に協力する体制を整えています。さらに、保健所及び市町の公害担当職員を対象とした国の研修会の紹介、各種情報を提供し、法律並びに県指導要綱による悪臭防止指導体制の充実を図っています。

課題

発生源と住居との分離等による土地利用の適正化、防止技術の開発と防止施設の整備・改善の促進、交通騒音に対する総合的施策の推進と監視体制の整備、近隣騒音等の日常生活に起因する公害防止のための住民意識の高揚が課題です。

現在の交通騒音調査箇所以外でも騒音調査を実施し、環境基準値を越える箇所の早期把握が必要です。

これまで、公共事業予算が削減されてきており、財源確保が課題となっています。

都市部沿線では、用地取得が難航するケースが多く、騒音防止のための緑地帯設置による大幅な追加買収は理解されにくい現状です。

悪臭については、単一物質ではなく複数の物質が混合した複合臭気による苦情に対応するため、従来の物質濃度規制ではなく人の嗅覚測定を用いた臭気指数規制方式の推進が必要です。

第6節 化学物質の環境リスク対策の推進

1 化学物質の適正管理

現状・施策

(1) 化学物質の規制の推移〔環境政策課〕

現在、多数の化学物質が製造・使用されている中で、ダイオキシン類や内分泌攪乱物質（環境ホルモン）による健康影響、トリクロロエチレン等による土壌や地下水汚染、また、製造・使用が禁止された後も難分解性のため環境中に残留しているPCBや農薬のDDT等による野生生物への影響など化学物質による環境影響について、近年、多くの関心が持たれています。

化学物質による環境汚染を防止するために、これまで「大気汚染防止法（昭和43年6月）」、「水質汚濁防止法（昭和45年12月）」による特定の化学物質に対する環境中への排出規制や「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年10月）」による化学物質の製造・使用の規制等が行われ、対策が進められてきました。

さらに、平成12年1月には「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、この法律に基づき、ダイオキシン類を発生する施設に対して監視を行い、あわせて周辺環境（大気、水質、土壌）の測定を行っています。

また、平成11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRT R法）」が制定され、平成14年度から施行されました。PRT R法では、工場・事業場が取り扱う（製造や廃棄処分を含む）化学物質を自ら適正管理し、その取り扱い状況を県を通じて国に報告することにより、環境への排出を抑制することが主目的となっています。

この法律は、従来の規制的排出抑制を骨格とした法律と異なり、事業者が自主的に化学物質の適正管理を行うことを義務付けた特色ある法律です。

(2) PRT R法による適正管理

平成14年度のPRT R法施行以降の届出状況は表1-6-1-1のとおりです。届出事業者の主なものは、ガソリンスタンド、一般廃棄物処理施設、下水道事業者などでした。

表1-6-1-1 PRT R法届出状況

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
届出事業所数	383	385	368	357	349	344

課題

化学物質は、多種、多様な形態で使用され、環境中に排出されており、また非常に微量でも健康や環境に影響する物質があり、環境監視を継続して実施することが大切です。

2 ダイオキシン類削減対策の推進〔環境政策課〕

現状・施策

(1) ダイオキシン類に係る環境の常時監視

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、ダイオキシン類対策特別対策措置法が平成11年7月に制定され、平成12年1月から施行されました。

本県では、平成10年度から大気汚染防止法に基づき大気環境中のダイオキシン類濃度調査を行ってきましたが、平成12年度からはダイオキシン類対策特別対策措置法に基づき、大気環境、公共用水域(水質、底質)、地下水及び土壌についてダイオキシン類の汚染状況調査を実施しています。

平成22年度は、表1-6-3-1のとおり、長崎県、長崎市及国土交通省(長崎河川国道事務所)で大気11地点、公共水域47地点(水質27、底質20)、地下水10地点及び土壌25地点の計93地点で調査を行いました。すべての地点で環境基準を満足していました。

なお、大気中のダイオキシン類濃度は、表1-6-3-2に示すとおり、全国的に低下の傾向にあります。これは、廃棄物焼却炉等からの排出量の削減対策が進んできたものと推察されます。

表1-6-3-1 環境調査結果の概要(平成22年度)

調査媒体	調査の種類 又は水域分類	測定 地点数	測定結果			環境基準	
			平均値	最小値	最大値		
大気	一般環境	8	0.019	0.011	0.053	0.6 pg-TEQ/m ³	
	発生源周辺	2	0.021	0.015	0.026		
	沿道	1	0.016	0.016	0.016		
	計	11	0.019	0.011	0.053		
公共用水域	水質	河川	17	0.15	0.031	0.46	1 pg-TEQ/L
		海域	10	0.04	0.025	0.1	
		計	27	0.11	0.025	0.46	
	底質	河川	10	2.3	0.37	7.4	150 pg-TEQ/g
		海域	10	7.1	0.51	13	
		計	20	4.7	0.37	13	
地下水	一般環境	3	0.019	0.019	0.02	1 pg-TEQ/L	
	発生源周辺	7	0.056	0.025	0.11		
	計	10	0.045	0.019	0.11		
土壌	一般環境	9	0.27	0.002	2.1	1,000 pg-TEQ/g	
	発生源周辺	16	1.2	0.013	5.4		
	計	25	0.92	0.002	5.4		
合計		93					

(単位：pg-TEQ/m³)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
長崎県	0.028	0.034	0.037	0.030	0.021	0.013	0.017	0.019
全国	0.068	0.059	0.052	0.050	0.041	0.036	0.032	0.032

表1-6-3-2 大気環境中のダイオキシン類濃度(平均値)の推移

(2) ダイオキシン類の発生源対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を発生する施設を特定施設として指定し、排出規制を行っています。本県に設置されている特定施設は、平成22年度末で表1-6-3-3のとおり、大気基準適用施設141施設及び水質基準適用施設35施設(うち、排出水を排出する施設は5施設)の計176施設です。

平成22年度における特定施設に対する立入検査及び指導状況は表1-6-3-4のとおりです。

表1-6-3-3 特定施設の設置状況(平成22年度末現在)

区分	特定施設の設置場所		長崎市	佐世保市	西彼地区	県央地区	県南地区	県北地区	離島地区	合計
	特定施設の設置場所種別									
大気基準適用施設	アルミ合金製造の溶融炉					1				1
	廃棄物焼却炉	4t/h以上	4	3		4				12
		2t~4t/h		1	1	11 (4)		2		14 (4)
		0.2t~2t/h	3	7 (3)	5 (1)	15 (4)	8 (3)	4 (1)	21 (2)	61 (13)
		0.05~0.2t/h以上	11 (4)	4 (1)	5 (2)	10 (3)	4 (2)	4 (3)	9 (1)	49 (16)
		0.05t/h未満		2	1 (1)				1	4 (1)
	小計		18 (4)	2	12 (4)	40 (11)	12 (5)	10 (4)	31 (3)	140 (34)
合計		18 (4)	17 (4)	12 (4)	41 (11)	12 (5)	10 (4)	31 (3)	141 (34)	
水質基準適用施設	廃棄物焼却炉	排ガス洗浄施設 湿式集じん施設 灰の貯留施設	8	5 (1)	2	6	2	3	3	29 (1)
		PCBの分解・洗浄施設								
		アセチレンの洗浄施設				1				1
		下水道終末処理施設	1	3		1				5
		汚水の共同処理施設								
合計		9	8 (1)	2	8	2	3	3	35 (1)	

表 1 - 6 - 3 - 4 特定施設の指導等状況（平成 22 年度）

特定施設	特定施設の設置場所	立件数	報告徴収件数	立入測定件数	口頭指導件数	文書指導件数	改善命令件数
大気基準適用施設	長崎市	2	14	1	0	1	0
	長崎市以外	120	0	16	2	2	0
	計	122	14	17	2	3	0
水質基準適用施設	長崎市	0	0	0	0	0	0
	長崎市以外	2	0	1	0	0	0
	計	2	0	1	0	0	0

また、ダイオキシン類の主たる発生源である廃棄物焼却炉からの排出ガス中のダイオキシン類濃度については、平成 10 年度から立入検査を実施して調査を行っています。

平成 22 年度は、大気基準適用施設 15 施設及び水質基準適用施設 1 施設の合計 16 施設を立入検査により、排出ガス及び排出水中のダイオキシン類濃度を測定した結果、全ての施設で排出基準に適合しておりました。立入検査結果の概要は、表 1 - 6 - 3 - 5 のとおりです。

表 1 - 6 - 3 - 5 特定施設への立入検査結果の概要（平成 22 年度）

(1) 大気基準適用施設

施設種別		立入施設数	排出基準	該当施設	検査結果 (ng - TEQ / m ³ N)	排出基準 超過施設数
大気基準適用施設	一般廃棄物焼却炉	10	0.1	1	0.018	0
			1	1	0.066	0
			5	3	0.069 ~ 0.11	0
			10	5	0.027 ~ 1.3	0
	産業廃棄物焼却炉 (廃棄物処理法許可施設)	2	5	1	0.0071	0
			10	1	3.7	0
	その他の小型焼却炉 (小型焼却炉等)	5	5	2	0.023 ~ 0.094	0
			10	3	0.020 ~ 0.81	0
	合計	17	0.1	1	0.018	0
			1	1	0.066	0
5			6	0.023 ~ 0.11	0	
10			9	0.020 ~ 1.3	0	

(2) 水質基準適用施設

施設種別	立入施設数	排出基準 (pg - TEQ / L)	測定結果 (pg - TEQ / L)
下水道終末処理施設	1	10	0.000071

また、平成12年度からダイオキシン類対策特別措置法に基づき設置者による自主測定並びに測定結果の報告が義務づけられており、平成22年度の自主測定の結果は、以下のとおりでした。

大気基準適用施設は、長崎県及び長崎市の99施設から排出ガス中等のダイオキシン類濃度の測定結果報告があり、98施設は排出基準に適合していましたが、1施設で排出基準を超過し、設置者に対して施設の使用停止及び改善を指導しました。なお、当該施設は既に改善済みです。

水質基準適用施設については、排出水の自主測定の報告があった4施設全てが排出基準に適合していました。

その概要は、表1-6-3-6のとおりです。

表1-6-3-6 設置者による自主測定結果（平成22年度）

（1）大気基準適用施設

特定施設の種類		対象施設数	報告済施設数	排出濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 超過施設数
アルミニウム合金製造業		1	1	0.059	0
廃棄物焼却炉	一般廃棄物焼却炉	46	46	0.000001~6.4	0
	産業廃棄物焼却炉	16	15	0.0000081~13	1
	その他の廃棄物焼却炉	38	37	0.00000054~4.1	0
計		101	99	0.00000054~13	1

（2）水質基準適用施設

特定施設の種類		対象施設数	報告済施設数	排出濃度 (pg-TEQ/L)	排出基準 超過施設数
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設		1	1	0.00022	0
下水道終末処理施設		3	3	0.00012~0.001	0
計		4	4	0.00012~0.001	0

課題

環境中におけるダイオキシン類汚染状況の実態把握、平成14年12月1日から適用となった排出ガスに係る新しい排出基準に適合するための高度処理施設の整備、工場・事業場や家庭等に設置されている簡易廃棄物焼却炉の使用自粛の推進などが必要です。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、事業者による自主測定の徹底が必要です。

第2章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

第1節 優れた自然と多様な生物が生息・生育する地域の保全

1 豊かな自然環境の保全

現状・施策

(1) 長崎県の自然環境の特色と概況〔自然環境課〕

ア．地形・地質

長崎県は日本の西端に位置し、多くの半島と五島列島、壱岐島、対馬島など大小約600の島々からなり、島の数は全国第1位です。

海岸は、浸食作用の激しい外洋性の海岸から穏やかな内湾性の海岸、大村湾などの閉鎖性海域まで、非常に変化に富んでいるほか、各所にリアス式海岸が見られることから、海岸線の延長は約4,300kmに達しており、全国第2位の長さです。

陸域は平坦地に乏しく、至るところに山地、丘陵が起伏していますが、海拔1,000mを超える山地は県下に7か所だけで、大部分は500m以下の丘陵地となっています。

河川は延長、流域面積が小さいのが特徴で、平野は全般に小規模で、比較的大きなものが諫早市、大村市、波佐見町などの周辺にややまとまってみられるにすぎません。

また、地質は極めて複雑な様相を呈しています。西彼杵半島、野母半島などは、結晶片岩類の変成岩や安山岩等の火成岩から成っており、浸食により山頂は準平原をなしています。壱岐、五島、北松浦、平戸、松浦、佐世保は第三紀層とこれを覆う玄武岩等の台地や小火山からなり、川棚、大村、諫早、島原半島は、新第三紀層及び古第三紀層（特に炭田地域）とこれを覆った豊肥火山活動の輝石安山岩と、山陰系の角閃石安山岩のドームからなっています。河川流域には沖積地帯が形成され、土質はおおむね砂質、ないし粘土質です。

イ．動植物

長崎県の動物は、地理的及び地形的な要因により、その種類や分布に大きな影響を受けています。

A．哺乳類

県下全域にイノシシ、五島列島、野母半島にキュウシュウジカ、対馬にツシマジカが生息しています。また、対馬には、対馬固有種で国の天然記念物となっているツシマヤマネコ、ツシマテンが生息していますが、本土で多く見られるノウサギやタヌキは生息していません。

B．鳥類

雲仙・多良山系は、森林性の野鳥の繁殖地であり、オオルリ、キビタキ、センダイムシクイ、ヤブサメ等が生息しています。諫早湾周辺は水鳥の渡来地で、カモ類の渡来とともに、ヨシ原には、ツリスガラ、オオジュリン等の冬鳥が渡来しています。また、対馬は渡り鳥の中継地として、平戸市阿値賀島、五島市男女群島及び小値賀町美良島は、オオミズナギドリの繁殖地として知られています。

C．魚類

国内で見られる約半分の1,000種類が確認されています。大部分は海水魚で、淡水魚は種類、数とも多くはありません。海水魚は暖海性のイワシ、トビウオ、アジ等の回遊が見られ、特異な分布として有明海の干潟にムツゴロウ、ワラスボ、ハゼ類が分布しています。淡水魚は、コイ、フナ、アブラハヤ、カワムツ等が見られます。

D．昆虫

県内に3万種程度生息していると推定されますが、長崎県の固有種、固有亜種を含む特産種は少なくとも数百種いるものと思われます。また、稀にタテハモドキ、リュウキュウムラサキ等の迷チョウが確認されています。

E．植生

長崎県の植生の特徴は、日本列島の夏緑樹林域の西限にあたり、大陸系植物の南下、南方系植物の北上が見られることです。

日本列島の夏緑樹林の西限にあたることは、雲仙岳、多良岳山系の山頂部に発達する太平洋側の夏緑樹林要素からなるコハウチワカエデ・ケクロモジ群落によって示されます。大陸系植物の南下は、対馬北部の二次林コナラ・ノグルミ群落と島原半島まで南下するイワシデ群落などで示されます。南方系植物の北上は、マルバニッケイ群落、モクタチバナ群落、コウライシバ群落、タブ・ムサシアブミ群落の北上した分布で示されます。しかしながら、自然植生域としてまとまっているのは、雲仙普賢岳の上部と男女群島のみで、他の自然植生域は、比較的大規模に残っている対馬を除いて代償植生域の中に孤島のように、小面積で散在しています。

これは、本県の人口密度(349人/km²)が全国平均よりも高く、しかも海拔の高い山地が少ないことによるものと思われます。平野部分は市街地か居住地か水田であり、丘陵地は畑地、果樹園となっており、丘陵地から山地にかけて二次林と植林地が広がり、二次林域の各所では用材としてのスギ、ヒノキの植林が行われています。

海岸域は、急崖部分に人為的影響を受けていないことと岩斜面のため

ダルマガクホソバワダン群集等が残存し、また砂丘、砂浜、塩湿地の自然群落も小規模ながら各所に発達しています。

ウ．自然景観

長崎県の自然景観の特徴は、約600もの島々と入り組んだ海岸線、細長い半島及び多くの火山によってできた、海岸景観と山岳景観にあります。

海岸景観としては、西海国立公園九十九島の松の緑と海の青さのコントラストが美しい多島海景観、壱岐対馬国定公園の中核部となっている浅茅湾の溺れ谷景観が上げられます。

山岳景観としては、四季折々に美しい姿を見せる雲仙岳、広大な有明海の干潟へ至るなだらかな裾野を持つ多良岳の火山景観があげられます。

また、五島列島では、大小様々な島々と火山による特異な景観を見ることが出来ます。

昭和61年度に実施された第3回自然環境保全基礎調査の自然景観資源調査結果では、県内の自然景観資源の箇所数について陸系・水系別の上位5位は表-1-1-1のようになっています。

表2-1-1-1 自然景観資源ランク

順位	自然景観資源名 (陸系)	箇所数	順位	自然景観資源名 (水系)	箇所数
1	火山	45	1	海食崖	40
2	山脈・山地・高地	14	2	滝	27
3	火山群	11	3	砂浜・礫浜	19
4	火山性高原	10	4	陸けい砂州	9
5	非火山性高原	5	5	溺れ谷	7
5	岩脈	5			

(2) 自然環境の現状把握 [自然環境課]

ア．目的と概要

自然環境の保全を図るためには、自然環境の現状を的確に把握することが不可欠です。植生、野生動物、地形地質等の変遷状況を継続的に把握するとともに、人間活動と自然との関係や自然のメカニズムの解明、生態系の保全技術の開発等の科学的な調査研究を進める必要があります。

このため、長崎県においては、全国的に実施される自然環境保全基礎調査を経年的に実施するとともに、長崎県の自然環境の特徴に応じた各種の調査を実施しています。

全国調査

自然環境保全基礎調査は、我が国における全国の自然環境の現状を的確に把握し、自然環境の保全の施策を推進するための基礎資料とするために、陸域、陸水域及び海域の生物等の現況について調査を行うもので、昭和48年度から実施しているものです。

平成17年度から新たに第7回自然環境保全基礎調査がスタートし、植生調査や従来から行われていた干潟藻場調査・海辺調査等を統合した海域の自然環境調査としての浅海域調査、生物多様性調査が実施されました。平成15年度からは、全国で1,000箇所程度のモニタリングサイトが設置され、長期にわたる基礎的な環境情報の収集が行われており、県内には11箇所の調査サイトが設けられています。(表2-1-1-3)

なお、自然環境保全基礎調査の内容については、環境省HPで公開されています。

県内調査

- ・平成2～4年度
自然保護、自然観察の場としての活用を図るための基礎資料とするため、県内の無人島の自然環境調査を実施(県単独)(表2-1-1-4)
- ・平成10、11年度
対馬沿岸地域の生態系の解明を行うための調査を実施(環境省の委託)
- ・平成15年度
九十九島海域において生物多様性調査を実施(環境省の委託)
- ・平成16、17年度
大村湾において生物多様性調査を実施(環境省の委託)
- ・平成17年度
湿原性RDB種保全活用事業により、西海市の久良木湿原を調査(県単独)
- ・平成19年度
ふるさとの原風景再生事業により、重要里地里山の調査・選定を実施(県単独)
- ・平成20～22年度
長崎県版レッドデータブックの改訂調査を実施(県単独)

イ．長崎県の植生状況

長崎県の植生については、第2回自然環境保全基礎調査(昭和54年度)及び第3回自然環境保全基礎調査(昭和58年度、59年度、60年度)により全県的な現存植生図として取りまとめられました。これによると、植林地・耕作地植生が全体の45%を占め、次にヤブツバキクラス域代償植生となり、この二つを合わせると全体の約88%を占めます。

第4・5回自然環境保全基礎調査により、その後の植生の改変状況を把握するため、地球観測衛星画像の解析による調査が実施されました。これ

によると平成元年から平成10年までの10年間での10a以上の広面積にわたる改変の頻度は、シイ・カシ萌芽林において最も多く、次いでスギ・ヒノキ植林、水田雑草の順です。この順序は改変面積についてもいえることです。改変の原因として森林伐採、造成地化、人工草地化が主なものです。詳しくみるとこの10年間において、宅地造成、工業団地造成、道路工事、ゴルフ場化が主要な原因としてあげられます。海岸域の埋め立てもこの10年間に盛んに行われ、本土側ばかりでなく、離島においても各地で行われ、面積的にはわずかではありますがハマビワ・オニヤブソテツ群集をはじめ、海岸植生が消失しています。

人為による改変以外に、1991年以降には雲仙普賢岳噴火による大規模な植生改変がおきています。雲仙岳の東斜面においては、火砕流によって島原市のほぼ海岸部まで影響を受け、ヤマボウシ群落、ヤマグルマ・ヒカゲツツジ群落、アカガシ・ミヤマシキミ群集、アカマツ・ヤマツツジ群集、スギ・ヒノキ植林、シイ・カシ萌芽林、畑地雑草群落などが消失しました。それ以外の斜面においても普賢岳周辺地域は、火山性ガスの影響で樹林が枯死し、植生破壊が引き起こされました。

なお、第6回調査以降は、第2回から第5回調査で作成された1/5万現存植生図やその他の既存資料等を参考に現地調査を行い、1/2万5千現存植生図の作成が順次進められています。

ウ．長崎県の自然海浜

本県の大きな特徴の一つは、入り組んだ海岸線と大小約600もの多数の島しょをかかえていることです。

平成10年度に実施された第5回自然環境保全基礎調査結果では、自然海岸線の延長距離 2962.32kmは、全国1位（北海道からは北方4島を除く。）です。

長崎県は、全国有数の水産県であり、港湾・漁港も数多く整備されています。本土側では、自然海岸が海岸線総延長の41.3%を占めますが、埋め立て等による人工海岸化が進みました。島しょ部は、自然海岸が78.1%を占め、表2-1-1-2に示すとおり自然海岸が多く残っています。

表 2 - 1 - 1 - 2 海岸線の延長 (第 5 回自然環境保全基礎調査)

区分	自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合計	
長崎県	2,962.32	544.71	777.93	14.75	4,299.71	
	68.90	12.67	18.09	0.34		
	本土	443.78	49.74	370.75	10.63	1,074.90
		41.29	23.23	34.49	0.99	
	島嶼	2,518.54	294.97	407.18	4.12	3,224.81
78.10		9.15	12.63	0.13		
全 国	17,413.94	252.79	10,821.58	310.71	32,799.02	
	53.09	12.97	32.99	0.95		
	本土	8,156.47	2,937.46	7,920.60	283.01	19,297.54
		42.27	15.22	41.40	1.47	
	島嶼	9,257.47	1,315.33	2,900.98	27.70	13,501.48
68.57		9.74	21.49	0.21		

(上段：延長距離 k m、下段：合計に対する%)

エ．ふるさとの原風景再生事業

社会経済状況の変化や農林業等産業様式の変化により、身近な自然である里地里山が放置され、荒廃が進んでいます。その結果、このような環境に特有な生物が絶滅の危機に瀕しており、また同時にこれまで親しんできた懐かしいふるさとの景観も変貌しています。

そこで、平成 19 年度に、専門家による現地調査や県民からの情報収集を行い、「重要里地里山」として 31カ所を選定しました。このうち平戸市の川内峠や宇久の草原など 6カ所については「原風景再生モデル地区」として再生プログラムを策定しました。

表 2 - 1 - 1 - 3 モニタリングサイト 1000 (県内の調査サイト一覧)

調査サイト名	地 名	生態系タイプ	調査名称
土器田 放棄耕作地	佐世保市江上町	里地	里地調査
鬼岳	五島市上大津	里地	里地調査
対馬龍良山照葉樹林	対馬市巖原町	森林	森林調査
雲仙あざみ谷コース	雲仙市小浜町	森林	陸生鳥類調査
国見山	佐世保市世知原町	森林	陸生鳥類調査
島原	島原市礪石原町	森林	陸生鳥類調査
七ヶ岳 (五島列島)	五島市	森林	陸生鳥類調査
県民の森	長崎市	森林	陸生鳥類調査
轟峡	諫早市高来町	森林	陸生鳥類調査
壱岐周辺	壱岐市郷之浦町	サンゴ礁	サンゴ礁調査
男女群島	五島市	小島嶼	海鳥調査

表 2 - 1 - 1 - 4 無人島調査

調査 1 (市町への聞き取り調査)	
調査 箇所数 特記事項	<p>5 1 3 島</p> <p>(土地利用現況)</p> <p>過去に居住の経緯があった島：3 3 島</p> <p>過去に耕作の経緯があった島：4 9 島</p> <p>放牧を過去にしていた無人島：1 2 島</p> <p>(自然現況)</p> <p>島の外観が主に裸岩からなる岩石島：1 2 7 島</p> <p>島の外観が大部分草地からなる島：2 4 島</p> <p>島の外観が樹林からなる島：2 8 9 島</p> <p>島の外観が複合してなる島：2 0 島</p> <p>(人文現況)</p> <p>島の由来をもつ無人島：4 1 島</p> <p>遺跡・古墳のある島：2 6 島</p> <p>宗教的にかかわる島：1 9 島</p>
調査 2 (現地調査)	
調査 箇所数 特記事項	<p>1 1 0 島</p> <p>(地形・地質)</p> <p>無人島の地質と地形が明らかとなった。特に海浜の特殊地形地質であるビーチロックが、新たに 6 箇所を確認されました。</p> <p>(植物)</p> <p>南方系植物の西廻り分布や大陸系植物の南下分布、日韓海峡地域を分布の中心とする植物の新産地が確認されました。</p> <p>(哺乳類)</p> <p>タヌキ、シカ、キクガシラコウモリ等を目撃しましたが、帰化状態のヤギやイヌの野生化が認められました。</p> <p>(鳥類)</p> <p>カラスバト、ウチヤマセンニュウ、オオミズナギドリの新しい生息地が確認されました。</p> <p>(爬虫類・両生類)</p> <p>ニシヤモリの新たな山地が確認され、海流分布が一層明らかとなりました。</p> <p>(海生生物)</p> <p>ホリカワタマキビガイが五島、壱岐、対馬と広く分布していることが確認されました。</p>

(3) 自然環境保全のための地域指定〔自然環境課〕

我々の生活を取り巻く自然環境は、様々な物質的及び精神的恩恵を与えてくれます。この豊かな自然環境を将来にわたって保全し、持続的にその恵みを楽しんでいくには、自然環境保全思想の普及啓発や人々の経済活動と自然

環境保全とのバランスのとれた発展を図っていく必要があります。そのための手立てとして、自然環境の要素となる地形・地質、動植物、自然景観等の自然環境が優れたところを地域指定という形で保護し、あわせて適正な利用を図っています。

また、自然環境保全制度の体系は、図2-1-1-5のように多岐にわたっています。



図2-1-1-5 自然環境保全制度の体系

ア．県自然環境保全地域

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、優れた自然環境の特質を備えた地域を自然環境保全地域に指定しています。

県自然環境保全地域は、優れた天然林が相当部分を占める森林区域、特異な地形地質を有する区域等、自然環境が優れた状態を維持している海岸等、植物の自生地、野生動物の生息地などで、自然的社会的諸条件からみてその区域内における自然環境を保全することが特に必要な地域を対象としています。現在、対馬市上対馬町の茂木海岸など15地域（表2-1-1-6及び図2-1-1-7）が指定されています。

県自然環境保全地域には、地域区分の制度が設けられており、当該地域における自然環境の特質に即して特に保全を図るべき特別地区と、それ以外の普通地区に区分されます。また、特別地区において特定の野生動植物の保護を図るため、野生動植物保護地区を指定することができます。

平成19年6月29日には、西海市大瀬戸町の久良木湿原とその周辺を自然環境保全地域に指定しました。久良木湿原には、世界でここだけに確認されているヒゼンコウガイゼキショウ（イグサ科の植物）をはじめ、サギソウ、ハッチョウトンボなどの貴重な動植物が多く生息・生育しているため、県内で初めての野生動植物保護地区を同時に指定しました。これにより、湿原部分においては、開発行為等が規制されるとともに、野生動植物の捕獲や採取等も禁止されています。

表2-1-1-6 県自然環境保全地域

(ア) 自然環境保全地域

位置番号	地域名	所在地	面積(ha)	指定年月日
1	茂木海岸	対馬市上対馬町茂木	41.4	S51.12.17
2	合歓ノ木	対馬市上対馬町琴	57.8	〃
3	青海海岸	対馬市津和崎町青海	42.0	〃
4	妙見	対馬市豊玉町唐洲	39.5	〃
5	子ソ崎	対馬市美津町磯知	12.5	〃
6	津和崎海岸	南松浦郡新上五島町竹下	13.7	〃
7	高峰西海岸	南松浦郡新上五島町高峰 人ヶ浦 音山	77.5	〃
8	大瀬良東海岸	南松浦郡新上五島町深良 藤ノ首 大中音	121.2	〃
9	矢堅崎西海岸	南松浦郡新上五島町高崎 白水 熊竈 小高崎	86.3	〃
10	舅ヶ島・奈木崎海岸	五島市奈留町舅ヶ島、奈木	29.9	〃
11	未津島・前島	五島市奈留町泊	23.9	〃
12	田ノ浦海岸	五島市田ノ浦町	26.5	〃
13	鏡瀬海岸	五島市上崎山町上崎山	39.7	〃
14	虚空蔵山	東彼杵郡川棚町木場	114.8	〃
15	久良山湿原	西海市大瀬戸町雪浦久良木沢 雪浦町豊郷	6.4	H19.6.29
合計			733.1	

(イ) 上記のうち特別地区

位置番号 (所在地)	特別地区名	面積 (ha)	指定年月日	特質の概略
7 (新上五島町)	高峰西海岸 特別地区	28.3	S59.4.6	五島を代表する典型的な沈殿海岸として卓越し、植生的にも重要な地域です。
8 (新上五島町)	大瀬良海岸 特別地区	48.0	"	同上
9 (新上五島町)	矢堅崎西海岸 特別地区	22.0	"	大規模なリアス式海岸の典型が連続し、植生についても自然度が高い海岸植生が発達しています。
10 (五島市)	舅ヶ島 特別地区	21.7	"	海触崖と板状節理が露頭する特異な海岸地形です。
11 (五島市)	未津島 特別地区	10.0	"	延長300mにおよぶ岩礫で形成された大規模な沿岸砂洲で地形的に貴重です。
15 (西海市)	久良木湿原 特別地区	0.7	H19.6.29	西彼杵半島に点在する中間湿原の典型を示しており、学術上貴重な動植物種が多い。
	合計	130.7		

(ウ) 上記のうち野生動植物保護地区

位置番号 (所在地)	野生動植物 保護地区名	面積 (ha)	指定年月日	保護すべき野生動植物種
15 (西海市)	久良木湿原 野生動植物 保護地区	0.7	H19.6.29	(植物)ヒゼンコウガイゼキショウ、サギソウ、カキラン、ムラサキミミカキグサ、ミズトンボ、シロシャクジョウ、ヒナザサ、モウセンゴケ、ヤマドリゼンマイ、オオミズゴケ、ミズオトギリ (動物)カスミサンショウウオ、ニホンアカガエル、ハッチョウトンボ、ヒメアカネ
	合計	0.7		

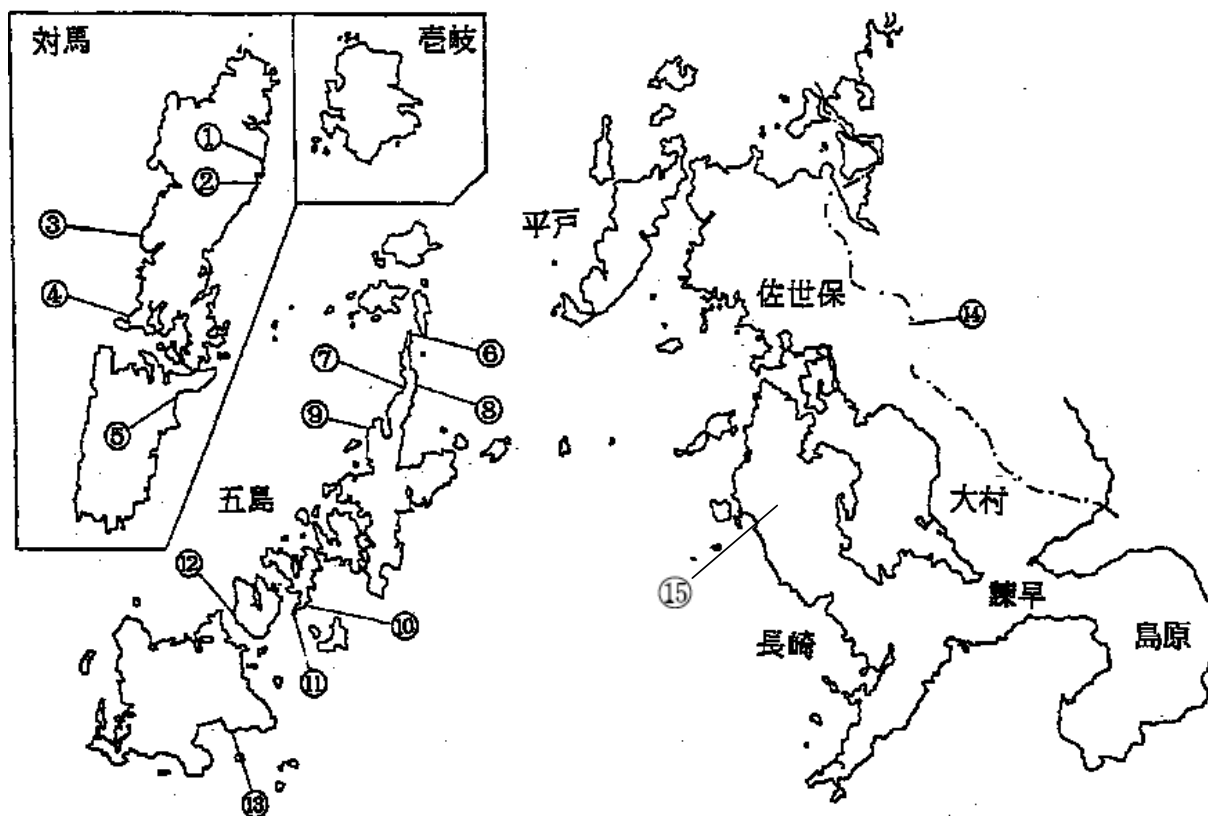


図2 - 1 - 1 - 7 県自然環境保全地域位置図
 (注：図中の番号は、表2 - 1 - 1 - 6 自然環境保全地域の位置番号)

イ．自然公園

自然公園法及び長崎県立自然公園条例に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために、表2 - 1 - 1 - 8のとおり、国立公園、国定公園及び県立自然公園を指定しています。

表2 - 1 - 1 - 8 自然公園の種類別面積

種 別	公園数	公園面積(ha)	県土地面積に対する比率(%)
国立公園	2	37,504	9.2
国定公園	2	12,304	3.0
県立自然公園	6	24,283	5.9
合 計	10	74,091	18.1

ウ．鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の生息環境の保全を図るため、狩猟を禁止する地域を指定しています。

(4) 大規模開発等における自然保護への配慮〔自然環境課〕

大規模開発行為が実施される場合、自然公園区域、県自然環境保全地域及び鳥獣保護区特別保護地区であれば、それぞれの個別法により自然環境への影響を審査することになりますが、指定地域以外については、次の制度により総合的な調整を行います。

ア．県土地利用指導要綱

A．開発行為の事前協議

1 ha 以上の一団の土地において開発行為を行う場合、事前協議が必要です。

イ．県環境影響評価条例

A．環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、環境アセスメントを実施すべき事業の要件、環境アセスメントの一連の手続き、住民の参加、知事や市町長の関与、調査・予測及び評価の方法を定めています。

(5) 温泉の保護と利用〔自然環境課〕

ア．温泉の利用

我が国は世界でも有数の温泉国であり、本県においては、雲仙・小浜、壱岐湯本の国民保養温泉地をはじめとして多くの温泉地があります。加えて各温泉地をとりまく自然景観の特性と相まって、古くから国民の保健休養地として幅広く親しまれ行楽の中心地を構成してきました。また、特に近年は、再生可能エネルギーの一つとして、地熱発電やバイナリー発電が注目を集めています。「温泉法」はこれらの温泉を保護しその適正な利用を図ることを目的とし、温泉を掘削又は増掘する場合や動力装置を設置する場合には県知事の許可を、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には県知事又は長崎市長、佐世保市長の許可を受けなければならない旨定めています。

また、平成20年10月1日に施行された改正温泉法で、法の目的に「可燃性天然ガスによる災害の防止」が追加され、温泉に付随する可燃性天然ガスに対する安全対策が事業者には義務付けられ、基準値を超える可燃性天然ガスを含む温泉を反復継続的に汲み上げる場合には温泉採取許可、基準値以下である場合には可燃性天然ガス濃度確認申請を県知事あてに提出することが必要となりました。ちなみに温泉の定義は表2-1-1-9に示すとおりです。

県内温泉の利用状況及び掘削許可等の処理件数は、表2-1-1-10及び表2-1-1-11のとおりです。温泉の医効効用は、温度その他の

物理的因子、含まれている化学成分、温泉地の地勢や気候、利用者の生活状態の変化等の総合作用に対する生体反応によるものであり、温泉の成分のみによって各温泉の効用を決めることはできません。温泉の一般的禁忌症及び適応症は表 2 - 1 - 1 - 1 2 のとおりです。

また、温泉水には老化現象が認められ、地中から湧出した直後の新鮮な温泉水が最も効用があるといわれており、それぞれの泉質に適した利用をしなければ、逆に症状を悪化させる場合があります。特に飲用には新鮮な温泉水を用いるとともに、源泉及び飲泉施設については、公衆衛生上の十分な配慮が必要です。

今後、温泉はこれまでの健康や保養を目的とした利用方法から、太陽光発電や風力発電等とともに有力な再生可能エネルギーとして注目を集めており、既存の温泉の保護にも十分配慮しながら、新たな活用について可能性を探る必要があります。

表 2 - 1 - 1 - 9 温泉の定義

1. 温度 (温泉源から採取されるとき温度とする) 摂氏 25 度以上	
2. 物質 (下に掲げるもののうち、いずれかに該当)	
物質名	含有量 (1 kg 中)
溶存物質 (ガス性のものを除く。)	総量 1,000 mg 以上
遊離炭酸 (CO ₂)	250 mg 以上
リチウムイオン (Li ⁺)	1 mg 以上
ストロンチウムイオン (Sr ²⁺)	10 mg 以上
バリウムイオン (Ba ²⁺)	5 mg 以上
フェロ又はフェリイオン (Fe ²⁺ , Fe ³⁺)	10 mg 以上
第 1 マンガンイオン (Mn ²⁺)	10 mg 以上
水素イオン (H ⁺)	1 mg 以上
臭素イオン (Br ⁻)	5 mg 以上
沃素イオン (I ⁻)	1 mg 以上
ふっ素イオン (F ⁻)	2 mg 以上
ヒドロヒ酸イオン (HASO ₄ ²⁻)	1.3 mg 以上
メタ亜ヒ酸 (HASO ₂)	1 mg 以上
総硫黄 (S) [HS ⁻ + S ₂ O ₃ ²⁻ + H ₂ S に対応するもの]	1 mg 以上
メタほう酸 (HBO ₂)	5 mg 以上
メタけい酸 (H ₂ SiO ₃)	50 mg 以上
重炭酸そうだ (NaHCO ₃)	340 mg 以上
ラドン (Rn)	20 (100 億分の 1 キュリー単位) mg 以上
ラジウム塩 (Ra として)	1 億分の 1 mg 以上

注) 温泉とは 1 又は 2 のいずれかの基準を満たすこと。

表 2 - 1 - 1 - 1 0 温泉利用状況 (平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在)

所轄市町村	温泉地名	源泉総数 A+B	利用源泉数		未利用源泉				温度別源泉数			湧出量 l / 分		宿泊施設数	収容定員	年度延泊利用人員	温泉利用の公衆浴場施設	国民保養温泉地年度延泊人員	主たる泉質名				
			(A) 自噴	(B) 動力	未	25	25 以上	42 未満	以上	水蒸気・ガス	自噴	動力											
西 彼 野 市	長 与 道ノ尾	1	1				1						75				1		単純温泉				
	" 岡	1	1					1					300				1		炭酸水素塩泉				
	" 高 田	1	1					1					236				1		単純温泉				
	時 津 日 並	1			1								55				0		単純温泉				
	西 海 西 彼	1		1					1				300				1		塩化物泉				
	" 西 海	2		1	1				1				60				1		塩化物泉				
	計	7	0	5	1	1	1	5	1	0	60	1,266	0	0	0	5	0						
県 央	諫 早 松 里	2			2	1	1						342						塩化物泉				
	" 唐 比	1		1		1						170	1	48	705		1		塩化物泉				
	" 飯 盛	2		2					2			350					2		塩化物泉				
	" 本 野	1		1					1			170					2		炭酸水素塩泉				
	" 幸	1			1				1			150					1		単純温泉				
	大 村 大 村	11		3	6	2	4	6	1			455	452	1	15	0	2		塩化物泉				
	東 彼 村 東 彼 村	2		2					1	1			260					1		単純温泉			
	川 棚 川 棚	3		2	1		2			1			168	488	1	149	13,506	2		塩化物泉			
	波 佐 見 波 佐 見	7		3		4	6		1				583	2	32	978	2		炭酸水素塩泉				
		計	30	0	14	7	9	14	11	5	0	623	2,965	5	244	15,189	13	0					
県 南	島 原 島 原	7	3	2	2							164	280	5	1,038	126,985	6		炭酸水素塩泉				
	" 有 明	2		2					2			670					2		炭酸水素塩泉				
	雲 仙 瑞 穂	1		1					1			90					2		Na-塩化物・炭酸水素塩泉				
	"	1			1				1			169						1		単純温泉			
	" 小 浜	31	13	11	7				31			6,002	4,167	26	2,199	186,495	21	186,495	塩化物泉				
	" 雲 仙	46	45		1				46			算定不能		20	4,324	405,726	21	405,726	硫黄泉				
	南 島 原	1			1	1							337						塩化物泉				
	" 口 之 津	1		1			1						136	1	107	5,142		1	塩化物泉				
	" 南 有 馬	3		3				3					480	2	69	11,439	2		単純温泉				
	" 須 川	1		1				1					124	1	36	1,540		1	単純温泉				
	" 布 津	1		1				1					142					1	塩化物泉				
	" 島 原・深 江	2		1		1	1		1				173	1	497	29,544	1		炭酸水素塩泉				
		計	97	61	23	10	3	3	15	79	0	6,166	6,768	56	8,270	766,871	58	592,221					
	県 北	平 戸 田 の 浦	1		1								6			1	29	970		1	単純温泉		
		" 田 助	1		1								17			1	11	13		1	単純温泉		
" 千 里ヶ 浜		1		1					1				78	1	516	67,466	1		炭酸水素塩泉				
" 平 戸		1		1					1				200	7	1,174	186,284	7		炭酸水素塩泉				
" 大 島		1		1					1				2	1	53	1,297		1	炭酸水素塩泉				
" 生 月		1		1					1				64					1	炭酸水素塩泉				
" 田 平		1		1					1				154	1	118	12,179	1		含鉄・ナトリウム炭酸水素塩泉				
松 浦 喜 内 瀬		1		0		1	1		1				200						1	塩化物泉			
" 阿 翁 免		1		1					1				390	1	114	2,699	1		1	塩化物泉			
		計	9	2	6	0	1	2	5	2	0	23	1,088	13	2,015	270,908	13	0					
五 島	五 島 福 江	1		1		0			1				100	1	448	13,438	1		1	含鉄・ナトリウム塩化物泉			
	" 富 江	1		1					1				209			0	1		1	塩化物泉			
	" 荒 川	5	5						5			350		84	1,282	2		2	塩化物泉				
	" 岐 宿	1		1					1				350			0	1		1	塩化物泉			
	計	8	5	3	0	0	0	3	5	0	350	659	6	532	14,720	5	0						
上 五 島	新 上 五 島 奈 良 尾	2		2				1	1				79.6						3	塩化物泉			
	" 新 魚 目	1		1					1				130.0	1	82	784	2		2	単純温泉			
	計	3	0	3	0	0	0	2	1	0	0	209.6	1	82	784	5	0						
巻 岐	巻 岐 郷 之 浦	2		1		1		1	1				272						1	1	塩化物泉		
	" 湯 本	17	1	13	2	1			17			不明	310	8	401	17,253	13	17,253	1	1	塩化物泉		
	" 江 角	1		1					1				0						1	1	塩化物泉		
	計	20	1	14	2	3	0	1	19	0	0	582	8	401	17,253	14	17,253						
対 馬	対 馬 飯 原	1		1					1				188							1	1	単純温泉	
	" 美 津 島	1		1					1				90	1	76	8,547	2		2	単純温泉			
	"	1		1					1				170						1	1	塩化物泉		
	" 峰	1		1					1				108						1	1	単純温泉		
	" 上 対 馬	1		1					1				152						1	1	単純温泉		
	計	5	0	5	0	0	0	5	0	0	0	708	1	76	8,547	5	0						
長 崎 市	長 崎 矢 上	1			1	1							60							1	1	塩化物泉	
	" 中 里	1		1								算定不能								1	1	炭酸水素塩泉	
	" 江 の 浦	1		1								算定不能		1	50	11,477			1	1	メタけい酸の項により鉱泉		
	" 五 島	1		1					1				200							1	1	塩化物泉	
	" 岩 見 町	1		1					1				135							1	1	アルカリ性単純温泉	
	" 伊 王 島	1		1					1				400	1	410	94,780	1			1	1	塩化物泉	
	" 高 浜	1		1				1					40	1	42	8				1	1	塩化物泉	
	"	1				1	1						40							1	1	塩化物泉	
	" 野 母	1		1					1				79	1	95	9,408	1			1	1	含鉄泉	
	" 三 和	1				1	1						104							1	1	単純温泉	
		計	10	0	7	0	3	5	4	1	0	0	1,058	4	597	115,673	5	0					
	佐 世 保 市	佐 世 保 針 尾	1		1					1				200	1	294	39,522	1			1	1	塩化物泉
		" 広 田	1		1					1				187.5							1	1	炭酸水素塩泉
		" 三 川 内	1				1	1						15							1	1	炭酸水素塩泉
" 木 原		1		1					1				206							1	1	単純温泉	
" 崎 岡		1		1					1				600	1	91	11,465	1			1	1	炭酸水素塩泉	
" 沢 形 入		1		1					1				506	1	655	149,354	1			1	1	塩化物泉	
" 南 風 崎		1		1					1				300	1	270	39,107	1			1	1	塩化物泉	
" 上 原		1		1					1				38							1	1	炭酸水素塩泉	
" 大 塔		1		1					1				600							0	0	炭酸水素塩泉	
" 谷 郷		1		1					1				400	1	301	24,065	2			2	2	炭酸水素塩泉	
" 鹿 子 前		1		1					1				277	1	74	5,221	1			1	1	含鉄泉	
" 相 浦		1		1					1				160							1	1	炭酸水素塩泉	
" 大 塔		1		1					1				416							1	1	炭酸水素塩泉	
" 世 知 原		1		1					1				207	1	72	11,994	1			1	1	炭酸水素塩泉	
" 心 野 町		1		1					1				200							1			

表 2 - 1 - 1 - 1 1 掘削許可等の処理件数

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
掘削許可	11	5	7	9	8	8	4	5	5	3	1
増堀許可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動力装置許可	4	2	6	10	4	17	0	2	7	3	2
温泉採掘許可									22	1	1
可燃性天然ガス 濃度確認申請									96	11	10
温泉利用許可	51	66	19	24	40	28	27	11	10	13	24
合計	66	73	32	43	52	53	31	18	140	31	38

表 2 - 1 - 1 - 1 2 一般的禁忌症及び適応症

一般的禁忌症	一般的適応症
急性疾患（特に熱がある場合）、活動性の結核 悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性 疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、 妊娠中（特に初期と末期）	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、 関節のこわばり、うちみ、くじき、完結消化器病、 痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

イ．国民保養温泉地

国民保養温泉地は、温泉地のうち、温泉利用の効果が十分期待され、かつ健全な保養地として大いに活用される場所を「温泉法」に基づいて環境大臣が指定した地域です。

長崎県では、表 2 - 1 - 1 - 1 3 に示すとおり雲仙・小浜温泉、壱岐湯本温泉が指定されています。

なお、壱岐湯本温泉が平成 3 年度に、国民保健温泉地（国民保養温泉地のうち、医師の協力を得て温泉の保健的利用を促進することが期待できる条件を備えた温泉地）の指定を受け、平成 3 年度から 5 年度にかけて国庫補助事業により整備が行われました。

表 2 - 1 - 1 - 1 3 国民保養温泉地・国民保健温泉地整備状況一覧表

温泉地名	指定年	指定面積	整備年度	整備内容
小浜・雲仙	(雲仙) 昭和31年 (小浜) 昭和37年	141.6ha	(小浜) 昭和37年度 昭和40年度 昭和41年度 昭和44年度 " 昭和51年度	温泉保養地大浴場(鉄筋コンクリート建531m ² 国庫補助事業)(昭和40年より国民宿舎建設) 駐車場建設(面積2,021m ² 国庫補助事業) 園地(面積2,660m ² 国庫補助事業) 温泉プール(本体 付帯施設国庫補助事業) 温泉プール(上家 町単独事業) 温泉プール(子供プール本体、付帯施設、国庫補助事業)
吉岐湯本	昭和46年 (平成3年度変更) 国民保健温泉地	11.4ha (46.0ha)	昭和46,48年度 平成3年度 平成4年度 " 平成5年度 " "	温泉館新築(町単独事業) 園地(面積1,150m ² 往路灯国庫補助事業) 園地(遊具設置町単独事業) ゲートボール場(面積2,934m ² 休憩所国庫補助事業) 温泉掘削(深さ600m、揚湯施設町単独事業) ゲートボール場(便所53m ² 、歩道154m、国庫補助事業) 温泉センター基本設計(町単独事業) 多目的保養温泉センター(町単独事業)

(7) 森林 [林政課]

本県の森林面積は、242,278ha(平成22年度末)で、県土の約60%を占めており、林産物の供給のほか、地球温暖化防止、県土の保全、水源のかん養、生活環境の保全、保健文化等の公益的機能を通じて私たちの生活と密接に関わっています。

森林の公益的機能の維持増進のため、森林整備事業、治山事業等による森林の管理を推進しています。

課題

自然林の保全は野生動植物保護の観点から最も効果的です。特に絶滅の危機に瀕している動植物について、その原因が自然林の減少に起因しているものが多く見られることから、できるだけ広い面積の自然林を保全することが必要です。

民有林面積の約40%がスギ、ヒノキの人工林で、人工林においては特に森林が有する公益的機能の発揮に重要な間伐の一層の推進が必要です。

近年河川改修や農地改良により自然の草地、湿地が減少しています。特に湿地の面積は森林と比べても大変狭く、その環境が破壊されると代替りの生息地がなく動植物は急速に絶滅に瀕してしまいます。今後、貴重な種が生息する草原や湿地については、立地条件も含めた総合的保全への取り組みが必要です。

中山間地域における過疎化の進行や生活・生産様式の変化等により、これまで人為の働きかけによって成立してきた里地里山の荒廃が進み、そこに生息・生育していた希少な野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。このような人の関与によって成立してきた自然環境を保全するための新たな仕組みづくりが必要です。

2 希少な生物の継続的監視と保全対策の実施

現状・施策

(1) 生物の多様性〔自然環境課〕

地球上には様々な環境の中でその環境の特性に応じて多様な生物が生息・生育しています。これらの生物の多様性については、種、その遺伝子、そしてそれらが構成する生態系の3つのレベルでとらえています。私たち人間は昔から生物の多様性に多くを依存して生きてきました。例えば生態系のレベルでは、森林は、燃料・医薬品・建築資材・動物の生息地などを提供し、湿地や水辺は、水質を保全し、水生生物を保護し、海洋は水産資源を供給し、気候調節にも大きな役割を果たしています。さらにこれらの生態系は、レクリエーションや観光的活用の対象ともなっています。しかし、自然が失われ、生物が絶滅していくと、生物の多様性も失われ、私たちの生存基盤そのものが揺らぐこととなります。

特に平成22年は国際生物多様性年であったことから、幅広い層の県民に「生物多様性」をわかりやすく啓発するためのイベント「いきものつながりアート展in長崎」を開催しました。6名の作家（動物ぬいぐるみ、絵画、フィギュア等）と日本野鳥の会との協働イベントで、会場の長崎県美術館2階ホールには、11月27日～12月6日の10日間で1,622人が来場しました。

(2) 長崎県レッドデータブック（レッドリスト）〔自然環境課〕

長崎県レッドデータブック（レッドリスト）は県内に生息・生育する絶滅のおそれのある希少な野生動植物種の生息・生育状況を把握し、絶滅の危険度を評価したうえで適切な保護対策を講じるための基礎資料として作成されたものです。

本県では平成12年度に、維管束植物、哺乳類、両生類、爬虫類、魚類、海産哺乳類、藻類、鳥類、クモ類、昆虫類、甲殻類/剣尾類、その他無脊椎動物を対象に、合計1,000種を選定してレッドリストとレッドデータブックをとりまとめました。10年目となる平成22年度には、3カ年間の調査の結果を踏まえて、改訂版長崎県レッドリストをとりまとめ公表しました。表2-1-2-1に示すとおり、蘚苔類と貝類も対象に追加し、合計1,392種を選定しました。

表 2 - 1 - 2 - 1 改訂版長崎県レッドリスト掲載種

分野	カテゴリー								総計
	絶滅 [EX]	野生絶滅 [EW]	絶滅危惧 A類 [CR]	絶滅危惧 B類 [EN]	絶滅危惧 類 [VU]	準絶滅 危惧 [NT]	情報不足 [DD]	地域固体 群 [LP]	
維管束植物	12		103	189	108	130	24		566
蘚苔類					2	21	6		29
藻類			1	1		7	3		12
哺乳類			3	1	5	8	3	1	21
鳥類	1		43	24	7	51	10	4	140
爬虫類				3	1	7	2		13
両生類			1	2	3	5			11
魚類(淡水魚類・浅海魚類)	1		13	5	13	19	9	4	64
海産哺乳類				1					1
甲殻類・剣尾類等			8	6	7	21	7		49
貝類			37	40	27	67	27		198
クモ類						8	2		10
昆虫類	1		46	81	84	56	1	9	278
総計	15	0	255	353	257	400	94	18	1,392

(3) 希少な野生動植物の保護〔自然環境課〕

希少種を保護するためには、生息・生育地の保護(開発からの保護)乱獲からの保護 外来種の問題など解決すべき問題が多くあります。

長崎県では、平成13年度にレッドデータブック委員会の会長、各部長からなる希少野生動植物保全検討委員会を設置し、「長崎県希少野生動植物の保護に関する基本方針」を策定しました。

平成17年度からは2カ年をかけて、世界で西海市大瀬戸町にしか生息しないヒゼンコウガイゼキショウ(イグサ科の植物)の保全を図るため、生息地である久良木湿原を県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域に指定するための調査及び指定の手続きを進め、平成19年6月には当該地域を自然環境保全地域特別地区(野生動植物保護地区)に指定しました。

また、平成20年度からは、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく希少野生動植物種及び希少野生動物種保存地域の指定作業を開始し、平成22年度までに次のとおり保存地域と捕獲禁止の対象種を指定しました。

平成21年9月 8日 対象種(32種)と地域(西海市)の指定

平成22年3月16日 対象種(22種)と地域(佐世保市)の指定

平成23年4月 1日 地域(大村市・東彼杵町・川棚町)の指定

この指定により、表 2 - 1 - 2 - 2 の左欄の希少野生動植物種は、右欄の地域においては捕獲・採取・殺傷・損傷が禁止されています。

表 2 - 1 - 2 - 2 希少野生動植物種・希少野生動植物種保存地域

植物 25種	禁止されている地域
ハマボウ、コモウセンゴケ	諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町
マツバラシ、カノコユリ、エビネ、シラン、ヒナラン	佐世保市、西海市
ヒロハマツナ、コアマモ、ドロイ、ウラギク、トゲウミヒルモ、ヤマトウミヒルモ、リュウノヒゲモ	佐世保市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
カミガモソウ	佐世保市
ハクチョウゲ、タチデングサ、ナナツガママンネングサ、キキョウ、シロバナハンショウヅル、ヒレフリカラマツ、ドウダンツツジ、イワギボウシ、キキョウラン、キバナノセッコク	西海市
貝類 14種	禁止されている地域
ウスコミミガイ、オカミミガイ、オキヒラシイノミガイ、クリイロコミミガイ、キヌカツギハマシイノミガイ、シイノミミミガイ、ナラビオカミミガイ、コゲツノブエガイ、カニノテムシロ	佐世保市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
マクスジコミミガイ	大村市、西海市、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
センベイヤワモチ、ドロアワモチ	佐世保市、西海市（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
ナナツガマホラアナミジンナ、ナナツガマミジンツボ	西海市
甲殻類 4種	禁止されている地域
カブトガニ、カネココブシガニ、ハクセンシオマネキ、カワスナガニ	佐世保市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
魚類 4種	禁止されている地域
ニッポンバラタナゴ	佐世保市
トビハゼ、イドミミズハゼ、チクゼンハゼ	佐世保市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）

爬虫類 1種	禁止されている地域
ニシヤモリ	佐世保市、西海市
両生類 1種	禁止されている地域
アカハライモリ	佐世保市、西海市
昆虫類 5種	禁止されている地域
シオアメンボ、シロヘリハンミョウ、 ツツイキバナガミズギワゴミムシ	佐世保市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
シロウミアメンボ	佐世保市、西海市（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
ヨドシロヘリハンミョウ	西海市（海岸線より沖合100mの海域を含む）

（４）ツシマヤマネコ保護増殖事業の推進〔自然環境課〕

長崎県の対馬にのみ生息し、絶滅が心配されているツシマヤマネコは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されています。このため、国（環境省）が対馬市上県町棹崎に整備した「対馬野生生物保護センター」を拠点に、「保護増殖事業」の一環としてツシマヤマネコの生息状況のモニタリング調査、痕跡調査、生息情報の収集及び交通事故防止などの保護思想の普及啓発等を実施しています。

また、県は環境省から委託を受け、生息状況調査や交通事故防止等の普及啓発を行うとともに、県単独事業として、対馬野生生物保護センター内にツシマヤマネコに関する展示施設を整備し、利用者への解説や施設の管理を行っています。

課題

希少な野生動植物の種の個体の捕獲・採取及び生息地等における行為を規制するなどの措置が引き続き必要です。

個体の生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、食物条件の改善、飼育・栽培下における繁殖など個体の繁殖の促進についての検討が必要です。

生物の多様性を確保するためにも、野生動植物の生息・生育空間の復元・創造に努めることが必要です。

希少な野生動植物の種の保護施策は、生物学的知見などに基づき適切に実施される必要があるために、レッドリスト掲載種のモニタリング調査による現状把握とレッドリストの定期的な見直しをはじめ、施策の推進に必要な調査研究を推進する必要があります。

本県の生物多様性の素晴らしさと希少な野生動植物の種の保護の重要性に対する県民等の理解を深めるため、普及啓発を推進する必要があります。

ツシマヤマネコは今なお危機的状況にあることから、人工繁殖個体の野生復帰（再導入）を目指し、生息環境の改善とともに、地域住民の理解と協力を得る取り組みが必要です。

地域住民やNPO等の協働により、荒廃が進む里地里山を保全管理し、そこに生息・生育する希少野生動植物の保護を図る必要があります。

3 自然公園制度等の運用

現状・施策

(1) 自然公園制度について〔自然環境課〕

自然公園には、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として指定する国立公園、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定する国定公園、都道府県の風景を代表する風景地として指定する都道府県立自然公園があります。本県における配置は図2-1-3-1、指定状況は表2-1-1-8に示すとおりで、合計面積は741km²で県土面積の18.1%を占め、自然環境の保全を図るとともに、自然体験、自然観察、エコツーリズム、野外レクリエーション等自然とのふれあいの場として重要な役割を果たしています。

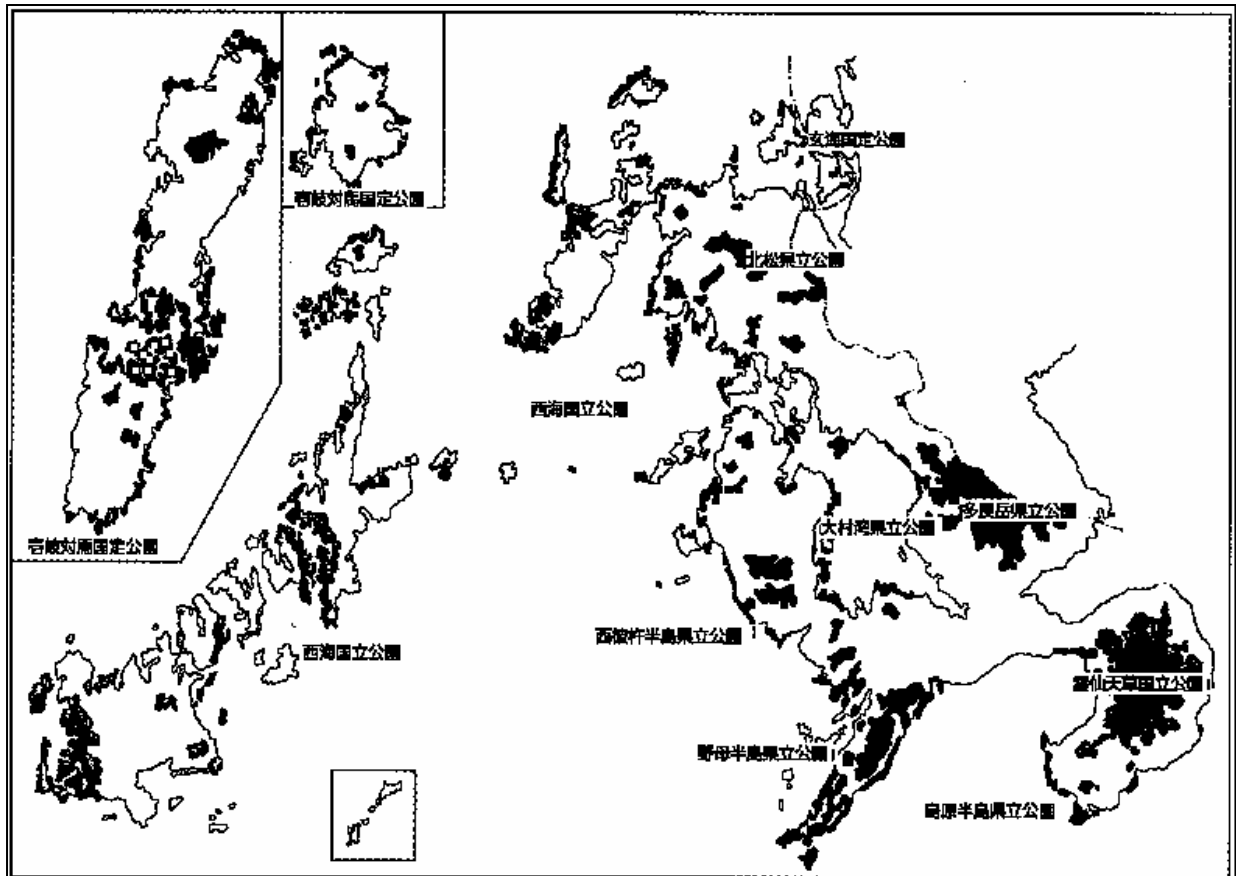


図2-1-3-1 自然公園位置図

(2) 公園計画の見直し〔自然環境課〕

自然公園法において、自然公園の保護及び適正な利用を図るために公園計画を定めることになっています。国においては、国立公園を取り巻く社会条件等の変化に対応するため昭和57年度から自然保護を基調として公園計画の再検討を行っています。また、再検討が終了した公園については、おおむね5年ごとに公園計画の点検を実施することとされています。

国定公園においても、国立公園に準じて再検討を進めることとされ、再検討が終了した公園については国立公園と同様に点検を実施することになっています。

表2-1-3-2 保護計画一覧表 (単位: ha)

区 分		項 目	指定年月日	面 積 (海 域 を 除 く)			海 域 公 園 地 区
				計	特別保護地区	特別地域	
国 立 公 園	雲仙天草国立公園雲仙地域	S9.3.16	12,858.0	588.0	4,360.0	7,910.0	-
	西海国立公園	S30.3.16	24,646.0	80.0	23,571.0	995.0	30.4
	小 計		37,504.0	668.0	27,931.0	8,905.0	30.4
国 定 公 園	壱岐対馬国定公園	S43.7.22	11,946.0	289.0	11,454.0	203.0	47.5
	玄海国定公園北松浦地域	S31.6.1 北松浦地域編入 S43.7.22	358.0	-	358.0	-	-
	小 計		12,304.0	289.0	11,812.0	203.0	47.5
県 立 自 然 公 園	多良岳県立公園	S26.4.6	6,543.0	-	-	6,543.0	-
	野母半島 "	S30.10.13	7,090.0	-	-	7,090.0	-
	北 松 "	S37.1.10	3,514.0	-	34.0	3,480.0	-
	大村湾 "	S41.1.11	2,235.0	-	45.0	2,190.0	-
	西彼杵半島 "	S41.1.11	3,066.0	-	-	3,066.0	-
	島原半島 "	S45.1.20	1,835.0	-	-	1,835.0	-
	小 計		24,283.0	-	79.0	24,204.0	-
自然公園合計			74,091.0	957.0	39,822.0	33,312.0	77.9

(注) 西海国立公園の海域公園地区の指定は、昭和47年10月16日、壱岐対馬国定公園の海域公園地区の指定は、昭和53年6月16日です。

(3) 自然公園における風致景観の保護〔自然環境課〕

自然公園には、風致景観の保護を図るため、特別地域、特別保護地区、及び海域公園地区が指定されています。(表2-1-3-2)これらの地域において各種行為を行う場合は、環境大臣又は県知事の許可が必要であ

り、その際には、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準により判断することにより、風致景観の保護を図っています。

また、普通地域においても、一定の行為について環境大臣又は県知事への届出が必要とされており、これにより風景の保護を図っています。平成22年度における各種行為に対する許可申請等の処理状況は表2-1-3-3のとおりです。

表2-1-3-3 平成22年度自然公園許可申請等の処理状況（件数）

公園名	処理	工作物の新改増築	木竹の伐採	土石の採取	広告物の設置	土地の形状変更	指定動物の捕獲	色彩の変更	普通地域行為届出	国の特例（協議・届出・通知）	合計
雲仙天草国立公園	環境省	7		2						3	12
	知事	30			2				3		35
	島原	10			3			1			14
	小計	47		2	5			1	3	3	61
西海国立公園	環境省	12	1	2						2	17
	知事	26			4		1		1		32
	県北	10			5						15
	五島	3	1								4
	小計	51	2	2	9		1		1	2	68
壱岐対馬国立公園	知事	20	2	1	2	2		1		3	31
	壱岐	3									3
	対馬	9	6								15
	小計	32	8	1	2	2		1		3	49
玄海国立公園	知事				2						2
	県北										
	小計				2						2
多良岳県立公園								2			
西彼杵半島県立公園								1			
大村湾県立公園		1									
合計		131	10	5	18	2	1	2	7	8	180

申請等の内容・規模によって、許可等の処理の権限が、国立公園の場合環境省・県知事・振興局長、国定公園の場合県知事・振興局長に、それぞれ分かれています。

（4）西海国立公園九十九島海のダイヤモンド事業〔自然環境課〕

西海国立公園九十九島地区のすぐれた自然景観や自然環境などの資源を活かし、新たな公園利用の提供、既存の公園施設の改善、情報の積極的な

発信などを通じ、交流人口の増加や地域の活性化を目指します。

自然に親しむ新たな利用の促進、既存公園施設の魅力アップなどを行うとともに、これからの時代に対応した、海の自然と直接ふれあう滞在型利用の推進、バリアフリー施設への転換、アクセスの改善、新たな展望地の提供などの総合的な整備を実施します。

計画の策定に際しては、地元自治体や地元関係者からのヒアリングや意見交換などを行って計画に反映させ、計画の素案を平成15年3月末にまとめました。

平成15年度に入り、県議会や関係市町などへの説明を経て、9月に県計画として決定しました。その計画に基づく事業が、国立公園利用拠点新活性化事業として位置付けられるよう国（環境省）に要望し、採択されたことから、平成16年度より事業に着手しました。

なお、三位一体改革により、平成17年度から補助事業制度が廃止されたことから、表2-1-3-4に示すとおり「海のダイヤモンド事業」の実施主体（国・県・市）の役割分担等について、見直しを行い、事業を進めています。

表2-1-3-4 平成22年度 海のダイヤモンド事業

区分	事業名	市町村	規模及び構造	事業費（千円）
国直轄事業	鹿子前園地	佐世保市	園地、用地測量	19,000
県単独事業	利用ポイント標識	佐世保市	標識	8,609

西海国立公園九十九島のダイヤモンド事業の概要

- ・事業期間（予定） 平成16～24年度（9年間） 県事業は平成22年度で終了
- ・総事業費（予定） 約39億7千万円

（5）自然保護のための用地取得 【自然環境課】

自然保護基金は県内の優れた自然を保護するとともに、その利用の増進に必要な不動産を取得するため、金額1億円で昭和47年に設置されました。これまで、9カ所16件、845,165.67㎡を基金で購入しています。

平成7年度に購入して以来、活用実績がないことなどにより、基金のあり方を検討し、用地基金と統合することで、事務の一層の効率化を図ることとなりました。このため、平成17年3月31日をもって長崎県自然保護基金条例を廃止し、平成17年4月1日付で用地基金と統合し、今後は、自然保護のために必要な用地取得は用地基金で行うこととなりました。

これまでの、基金による取得状況は、表2-1-3-5に示すとおりです。

表 2 - 1 - 3 - 5 自然保護のための基金による取得用地一覧

年度	地区名	面積 (㎡)	備 考
48	島原市杉谷原名字肥賀太郎	78,720.12	国立公園特別保護地区内であり、私権との調整上買収。
49	壱岐市石田町筒城浜	52,225.00	筒城浜園地整備事業地として買収。
49	東彼杵郡川棚町大崎半島	123,713.00	くじゃく園入口車道両側の民有地で、特に自然景観維持のため買収。
51	五島市平蔵町字竹ノ子島	90,643.43	地先海中を海中公園に指定しており、このため陸地の保護が重要なため買収。
52	〃		(上記 51 年度分竹ノ子島に同じ)
52	北松浦郡鹿町町九十九島免字大島	157,006.00	西海国立公園区域の大島に民間企業の観光開発計画がなされたが、地元住民の反対で私権との調整上買収。
53	五島市平蔵町字竹ノ子島	6,851.55	(上記 51 年度分竹ノ子島に同じ)
54	対馬市美津島町大字島山字四十八谷	42,473.00	吉岐対馬国定公園第 1 種特別地域で浅茅湾の中心部で自然景観の優れた地域であり、土地所有者から立木の伐採申請があり、これによる損傷が著しいことが予想されたため買収。
56	北松浦郡鹿町町九十九島免字戌島	12,495.00	(上記 52 年度分大島に同じ)
56	壱岐市石田町筒城浜	3,988.00	(上記 49 年度分に同じ)
57	雲仙市小浜町雲仙字矢岳 118 番地 1	128,822.70	雲仙の景観を構成する重要な位置を占め、かつ県有地、国有地に囲まれた土地であり、特に保護する必要があるため買収。
59	対馬市美津島町大字島山字御所ノ浦及び狭瀬戸	103,994.00	(上記 54 年度分四十八谷に同じ)
63	東彼杵郡川棚町三越郷字大崎東平 490 番地他 2 筆	3,916.00	大村湾県立公園大崎半島国民休養地内の県有地の隣接地であり、風致の維持及び利用の増進のため買収。
3	東彼杵郡川棚町三越郷字大崎東平 486-1、2	15,401.00	くじゃく園入口車道に隣接する民有地で、特に、自然景観維持のために買収。
7	雲仙市小浜町字絹笠 380-33,46	278.33	白雲の池園地の入口として借りていた民有地を所有者の申し出により買収。
7	雲仙市小浜町字宝原 543-5	19,614.11	宝原園地の利用増進のため買収。
合計	国立公園 9 件 5 ヲ所 国定公園 4 3 県立公園 3 1	845,165.67	
	計 16 件 9 ヲ所		

(6) 自然公園における環境保全対策〔自然環境課〕

ア．自然公園の美化清掃活動事業

自然公園の利用によりもたらすゴミは、単に美観を損ねるだけでなく悪臭の発生など、環境汚染を引き起こしたり、野生動物が誤って飲み込んでしまうなど、生態系に悪影響を与えたりします。そこで、特に利用者の多い国立公園内の主要な利用地域の美化清掃を積極的に推進するため、現地における美化清掃団体の育成強化を図り、それらの団体が行う清掃活動事業に対し補助を行っています。

このほか、自然公園の利用地域において、自然公園法第 19 条に基づき、県・市・町及び関係団体が協力して美化清掃活動を実施するとともに「ゴミ持ち帰り運動」等美化思想の普及啓発を行っています。

表 2 - 1 - 3 - 6 美化清掃活動事業実施状況（平成 2 2 年度）

国立公園名	地域名	事業費	実施団体
西海	鹿子前	750,000円	長崎県自然公園協議会 佐世保支部
西海	弓張岳	750,000円	” ”
西海	平戸	1,700,000円	” 平戸支部
西海	福江	1,550,000円	” 福江支部
雲仙天草	雲仙	3,714,000円	(財)自然公園財団 雲仙支部
計	5ヶ所	8,464,000円	

イ．環境管理事業

雲仙の春を代表する景観であるミヤマキリシマ群落は、放牧により形成された人為的な景観ですが、今では放牧は行われていません。このため、地元「雲仙を美しくする会」の下草刈りボランティア活動の協力を得て、この景観を維持しています。

また、雲仙温泉の原生沼は県内でも貴重な高層湿原ですが、植物の堆積や周囲からの土砂の流入によって、近年、干陸化が進んでいました。県では、定期的に草刈りを行い、景観の維持に努めています。

なお、環境省では、羊、ヤギの放牧によるミヤマキリシマ群落の再生と管理の省力化等を目的に、平成 2 2 年度から実証実験を行っています。

ウ．管理体制の強化

国立・国定公園及び県立自然公園の管理については、国立公園を所管する環境省をはじめ、関係市町、関係団体、自然公園指導員等と連携協力し、その適正を期しています。

なお、雲仙天草及び西海の両国立公園については、環境省により雲仙天草国立公園雲仙自然保護官事務所（雲仙市）、西海国立公園佐世保自然保護官事務所（佐世保市）及び五島自然保護官事務所（五島市）が設置されています。

課題

自然公園指定後も地元関係市町等地域との連携を密にし、地域の実情を把握し、よりよい公園として適正な維持管理を行っていく必要があります。

三位一体改革後、国の直轄事業が一部拡充されましたが、対象範囲が限られており、十分な事業の実施には至っていない中で、整備や管理水準の維持、向上が課題です。

第2節 身近な自然の保全と創造

1 河川・沿岸環境の保全・復元・創造

現状・施策

(1) 漁港の環境整備 [漁港漁場課]

ア．漁港環境整備事業

漁港の周辺は美しい自然に恵まれている反面、険狭な場所に立地し、民家も密集している場合も多く、土地に余裕がないこともあり都市部と比べ緑地、広場等住民の憩いの場が不足している状況です。よって、漁港とその周辺の景観を保持し、環境美化を進めて快適で潤いのある漁港環境を形づくるとともに、漁港における作業効率と安全性の向上を図るため、植栽、休憩所、運動施設等の整備を進めることとし、平成22年度は長崎漁港、南有馬漁港、惣津漁港において緑地等の整備を行いました。

(2) 海岸環境の整備 [港湾課]

ア．海岸環境整備事業

A．エコ・コースト事業

国土保全及び人命財産の保護と併せて、生物や景観に配慮した自然に優しい海岸づくりを推進するため、平成22年度は県内1港の海岸において整備(事業費6,000万円)を行いました。

(3) 良好な河川環境の整備と保全 [河川課]

ア．多自然川づくりの推進

A．河川改修事業

河川改修事業においては、すべての箇所が多自然川づくりを行いました。(県内35河川)

イ．河川愛護運動の支援

A．県民参加の地域づくり事業

河川愛護団体の登録やアダプト制度の推進により、県民主体の河川愛護活動を支援した。

(4) 良好な海岸環境の整備と保全 [港湾課]

ア．県民の利用しやすい親水空間の確保

A．海岸環境整備事業

地域の特性を踏まえた海岸環境の保全を図り、「安全な海岸」とともに「自然とふれあい快適に利用できる海岸」の整備を行いました。

イ．海岸愛護運動の支援

A．県民参加の地域づくり事業

海岸愛護団体の登録やアダプト制度の推進により、県民主体の海岸愛護活動を支援した。

(5) 漁場環境の保全と創造〔資源管理課・漁港漁場課〕

沿岸環境の保全と創造を推進するため、海底耕うんや藻場の造成を行いました。

ア．藻場の造成：

・実施地区

石田（壱岐市）、五島、壱岐、対馬、県北

イ．底質の改善（海底耕うん）

・実施地区

大村湾、有明海

(6) 磯焼け対策〔資源管理課・漁港漁場課〕

ア．着定基質設置、母藻投入・設置、食害生物防除・駆除等による藻場の維持・回復・拡大：佐世保市小佐々町等12か所

イ．母藻供給を目的とした藻場造成：対馬、壱岐、五島、県北

(7) 漁場環境保全対策〔資源管理課〕

漁場環境の長期的変化を把握するため、県下各地に調査地点を設け、水産業普及指導センターが水質・底質・藻場等の定期的調査を行いました。また、赤潮の発生等漁業被害のおそれがある場合、適時調査を実施し、漁業者に対し被害の防止や赤潮等発生時の緊急措置に対する指導等を行いました。

(8) 海砂採取の際の水産資源保護と自然環境保全との調和〔監理課〕

ア．海砂採取にかかる許認可事務

海砂採取の許認可にあたっては、水産資源の保護と自然環境の保全との調和を図るため、関係漁協等の同意書を添付させるとともに、関係市町長は知事に対し意見を述べるすることができます。

また、海砂採取の方法や採取する区域等についての規制を行い、採取量についても県内の需要量に見合う量まで制限しています。

・平成22年度 許認可件数 71件

・平成22年度 採取限量 300万m³

・平成22年度 採取量実績 260万m³

課題

事業の実施にあたり、高潮等の自然災害から海岸を防護することとあわせ、生態系や自然景観等周辺の自然環境に配慮した海岸の形成に努めるとともに、海域環境の改善に向けた取組も必要です。

本県の地形的条件から洪水時の流速が早いため、自然環境を保全した河岸等の整備が難しい面もありますが、工法等の工夫により多自然型川づくりに取り組んでいきます。

漁場環境の長期的変化を把握するとともに、陸域から沿岸海域への負荷の低減や環境の積極的な修復改善等を行うことにより、沿岸環境の保全と創造を推進する取組が必要です。

2 地域ぐるみでの裏山・里山・水辺地等の保全

現状・施策

(1) 野生鳥獣の保護管理〔自然環境課・農政課〕

ア．野生鳥獣の生息状況

長崎県は位置的にはアジア大陸に近く、また、かつて大陸と陸続きの時代には野生鳥獣の移動ルートであったという地理的、歴史的特異性により、日本在来の野生鳥獣のほか、大陸系の鳥獣や海洋性の鳥類などを数多く見ることができます。

A．鳥類

これまで 380 種を超える鳥類が記録されており、これは我が国で知られている鳥類の約 6 割にも相当します。対馬や男女群島は、大陸性の渡り鳥の飛来地として知られ、コウライウグイス、オウチュウ、イナバヒタキ、ヤマショウビン、カンムリカッコウといった本土部では観察例が極めて少ない野鳥が旅鳥として記録されています。また、水鳥類の渡来地である本土部の諫早湾周辺ではカモ類が群れをなして越冬します。さらに、国内希少野生動植物種に指定されているアカヒゲをはじめ、カラスバトや海洋性鳥類のカンムリウミスズメ、オオミズナギドリなどの男女群島での繁殖、ミヤマホオジロやマミチャジナイ、シロハラなどの対馬での繁殖も特筆すべき事項です。春、秋の渡りの季節には、ナベヅル、マナヅル等のツル類、アカハラダカ等のタカ類が大群で本県上空を縦断して通過していくのを観察できます。

B．獣類

県内に生息する獣類は 7 目 14 科 38 種 6 亜種が知られています。本土部にはキュウシュウジカ、イノシシ、ホンドタヌキをはじめノウサギ、ホンドキツネ、ホンドイタチ等が生息し、多良山系の一部にはヤマネも生息します。島嶼では五島列島にキュウシュウジカ、イノシシなどが生息し、対馬には国内希少野生動植物種に指定されているツシマヤマネコをはじめ、ツシマテン、チョウセンイタチ、ツシマジカ、イノシシが生息します。

なお、狩猟鳥獣の種類などは、資料編のとおりです。

イ．野生鳥獣の保護管理の推進

野生鳥獣は、生態系を構成する重要な要素であるとともに、学術、生物資源、あるいは自然とのふれあいの観点からも、県民にとって必要不可欠な存在です。このような野生鳥獣のもつ様々な価値は今日広く認識されるところとなっており、県内外を問わず野生鳥獣の保護に対する要請はますます高まっています。

こうした近年の野生鳥獣保護の要請に対応するために各種の施策を講じ、野生鳥獣保護の一層の充実を図っています。

ウ．鳥獣の保護管理対策の強化

A．第10次鳥獣保護事業計画の推進

野生鳥獣の適正な管理を図るため平成18年度に策定した第10次鳥獣保護事業計画（平成19年度～平成23年度）により、野生鳥獣の保護繁殖のための鳥獣保護区や休猟区の指定計画やキジの放鳥計画を定めるとともに、野生鳥獣による農林被害対策のための有害鳥獣捕獲の基準等を策定しました。本計画が終了する平成23年度末には本県内の鳥獣保護区指定数は107箇所、面積は43,784haとなる予定です。

B．鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の生息環境を保全する必要のある地域に指定するもので、国が指定管理する国指定鳥獣保護区と県が指定管理する県指定鳥獣保護区があります。これらの鳥獣保護区は、その性格により森林性鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区及び身近な鳥獣生息地の保護区に区分されます。県下の鳥獣保護区の指定状況は表2-2-2-1、資料14のとおりです

表2-2-2-1 鳥獣保護区指定状況（総括表）（平成23年3月31日）

	国指定		県指定		計	
	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha
森林鳥獣生息地			43	29,571	43	29,571
集団渡来地			4	2,564	4	564
集団繁殖地	1	416	1	2	2	418
希少鳥獣生息地	1	1,173	5	1,300	6	2,473
身近な鳥獣生息地			52	8,758	52	8,758
計	2	1,589	105	42,195	107	43,784

C．鳥獣保護のための調査・事業

県は、野生鳥獣の適正な保護管理を行うための判断材料を得るため、次のような野生鳥獣の生息状況等の調査、事業を実施しています。

a．ツシマヤマネコ生息状況調査

対馬にのみ生息し、絶滅の危機に瀕しているツシマヤマネコの生息状況や生態を把握し、今後の保護増殖事業の資料とするため、生息状況調査を実施しています。

b．ガンカモ科鳥類生息調査

毎年1月中旬に全国で一斉に行われている調査で、県内では45箇所を実施しています。

D．鳥獣保護及び被害対策

野生鳥獣は益害両面の習性をもつものが多いことから、保護対策を進める一方、農林水産物に被害を及ぼすものについては地域の農林水産業の保全と振興に資するため、適切な方法で防除、捕獲を行うように指導しています。また、駆除のための捕獲許可に際しては、被害の発生状況等を十分に考慮し、捕獲の時期や方法、捕獲数等が適切となるよう指導しています。近年農作物被害を増大させている、イノシシ及び対馬のシカ、八郎岳のシカ、五島列島のシカについては、特定鳥獣保護管理計画を策定し数の調整を図るための捕獲を行うこととしています。なお、近年市街地及び倉庫において、糞、羽毛等による被害をもたらしているドバトについても、捕獲箱等による捕獲を行っています。

平成22年度の捕獲状況は表2-2-2-2のとおりです。

表2-2-2-2 有害鳥獣捕獲実績（平成22年度）

鳥 類（羽）						
カラス類	スズメ	ヒヨドリ	ドバト	カモ類	その他	計
12,221	105	873	607	72	750	14,628

獣 類（頭）							
イノシシ	シカ	タヌキ	ノウサギ	タワウソウ	アライグマ	その他	計
28,976	1,979	235	18	8,983	793	391	41,375

E．負傷鳥獣の保護

県民により保護された負傷疾病鳥獣等については、佐世保市亜熱帯動植物園及び長崎県獣医師会に委託して保護、治療を行い、回復後、自然界へ復帰させています。

平成22年度の保護状況は表2-2-2-3のとおりです。

表2-2-2-3 負傷疾病鳥獣保護状況（平成22年度）

負傷鳥獣救護施設（委託先）	取扱件数（頭羽数）
レスキューセンター （佐世保市亜熱帯動植物園）	98
野生動物救護センター （長崎県獣医師会）	200
その他（職員）	83
計	381

F．鳥獣保護員の配置

鳥獣保護員は、鳥獣保護区の管理や一般住民に対する保護思想の普及啓発等鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する業務に従事するとして、知事が法律に基づき委嘱しています。

表 2 - 2 - 2 - 4

自然環境課管内		県北振興局管内		島原振興局管内		壱岐振興局管内	
市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数
長崎市	4	佐世保市	6	島原市	2	壱岐市	1
諫早市	3	平戸市	4	雲仙市	3		
大村市	1	松浦市	3	南島原市	3	小 計	1
西海市	3	東彼杵町	1				
長与町・ 時津町	1	川棚町・ 波佐見町	1	小 計	8	対馬振興局管内	
		小値賀町	1			市町名	人数
小 計	12	小 計	16	五島振興局管内		対馬市	9
				市町名	人数		
				五島市	4	小 計	9
				新上五島町	3		
				小 計	7	合 計	53

エ．適正な狩猟の推進

A．狩猟の現状

狩猟の適正化を推進する観点から、狩猟者の資質の向上と秩序ある狩猟の確保を目的として、昭和54年から狩猟免許試験制度が導入されています。

また、狩猟と鳥獣保護との調整、狩猟事故による被害者救済（ハンター賠償責任保険最低限加入の義務化）を徹底するため、昭和54年から狩猟者登録制度が実施されました。したがって狩猟免許を受けたのち、狩猟しようとする者は、都道府県知事の登録を受けなければ狩猟をすることができないことになっています。

平成22年度の狩猟免許及び狩猟者登録証の交付状況は、表2-2-2-5のとおりです。

表 2 - 2 - 2 - 5 狩猟免状及び狩猟者登録証の交付状況（単位：件）
（狩猟免状 平成 22 年度）

網・わな猟	第 1 種銃猟	第 2 種銃猟	計
1,997	843	20	2,860

（狩猟者登録証 平成 22 年度）

	網猟	わな猟	第 1 種銃猟	第 2 種銃猟	計
県内者	7	1,127	640	20	1,794
県外者	0	6	113	0	119
計	7	1,133	753	20	1,913

B. 休猟区、捕獲禁止区域の設定

休猟区については、狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、3年以内の期間を定めて設定することとしており、平成 23 年 3 月 31 日現在 7 箇所、13,697 ha です。なお、本県の休猟区は、特定鳥獣であるイノシシ、シカが狩猟可能である特例休猟区としています。

捕獲禁止区域については、特定の狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、区域や期間又は猟法を定めて捕獲を禁止しています。

休猟区及び捕獲禁止区域の設定状況は資料 13 及び表 2 - 2 - 2 - 6 のとおりです。

表 2 - 2 - 2 - 6 捕獲禁止区域一覧表

名 称	期 間	面積(ha)
壱岐市コウライキジ捕獲禁止区域	H19.11.1 ~ H24.10.31	13,837
対馬メスコウライキジ捕獲禁止区域	H18.11.1 ~ H28.10.31	70,459
平戸市大島村メスコウライキジ捕獲禁止区域	H19.11.1 ~ H24.10.31	1,552
計 3 箇所		85,848
メスヤマドリ、メスキジは全国一円で捕獲禁止。ただし、メスヤマドリ、メスキジの捕獲を目的に含む放鳥獣猟区を除く。	H19.9.15 ~ H24.9.14	全国一円

C. キジの放鳥

休猟区のうち、キジの増殖を図る必要が認められる箇所については、1箇所当たり 80 羽程度のキジを放鳥しており、例年県下で 320 羽を放鳥しています。

D. 狩猟事故、違反の防止

a. 特定猟具使用禁止区域(銃)の設定

銃猟による危険を防止するため、農林業上の利用が恒久的に行われている地域、野外レクリエーションの場として利用者の多い地域及び銃猟による事故発生のおそれのある区域については、通常 20

年間の期間を特定猟具使用禁止区域(銃)として設定することにしており、平成23年3月31日現在で84箇所、16,710haです。

特定猟具使用禁止区域(銃)の設定状況は、資料14のとおりです。

b. 狩猟者講習会の実施

狩猟免許(有効期間3年)の更新希望者に対し、適性検査及び法令、鳥獣の判別、猟具の取扱いについて、各1時間の講習を実施しています。

c. 安全狩猟のための講習委託

狩猟事故の未然防止、法律の遵守について徹底した研修を行うため、また、狩猟免許試験、適性検査に係る技能試験補助員及び講習講師の応援等、県猟友会へ事業の一部を委託しています。

d. 狩猟期間中の取締りパトロール

事故や違反の防止を目的として、日の出前、日中、日没後の指導取締りを、県警本部とともに実施しています。

オ. 野生鳥獣の保護思想の普及啓発

県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために、県内3ヶ所で探鳥会(バードウォッチング)や自然観察会を開催したほか、愛鳥週間ポスターコンクール等を実施しています。

(2) 中山間地域等直接支払制度の実施〔農村整備課〕

平成22年度は、19市町の農業生産条件の不利地域において、約7,153haの農用地を対象に、農道や用排水路の整備、畦畔の雑草及び耕作放棄地の管理を含め、稲作等を主体とした農業生産活動等が行われました。これらにより、水源のかん養、洪水防止や景観維持など農山村地域の持つ多面的な機能の維持・保全が図られています。

(3) 農地・水・環境保全向上対策〔農村整備課、農業経営課〕

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本であります。しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下によりまして、適切な保全管理が困難となってきております。

また、これら資源を基盤として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国の農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて、地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い「共同活動」と、農業者ぐるみでの先進的な「営農活動」を一体的かつ総合的に支援していきます。

平成22年度は、15,921haの協定面積を締結し共同活動に取り組みるとともに、1,137haの営農活動に取り組んでおります。

(4) 森林の維持・保全 [森林整備室]

ア. 絆の森整備事業

人が自然とふれあう場の提供や野生動物との共存のために森林整備を実施した方に対し助成を行いました。

・森林整備 54ha

イ. 流域育成林整備事業

森林の緑のダムとしての機能を高めるために、造林・保育・間伐等を実施した方に助成を行いました。

・森林整備 2,763ha ・路網整備 178,477m

ウ. ながさき森林環境保全事業

森林が有する公益的機能を高めるために、「ながさき森林環境税」を活用し、ながさき水源の森の整備や間伐のための道路整備に対する助成を行いました。

・ながさき水源の森の整備 542.5ha

・路網整備 121,704m

(5) 中山間ふるさと水と土保全対策 [農村整備課]

農村のため池や用排水路などの農業用施設や、棚田などの農地は、農業生産活動を通じて、水源のかん養や地域の自然、文化などを育ててきました。

過疎化・高齢化がすすむ中山間地域では、このような施設や農地の保全が難しくなっており、県では「長崎県中山間ふるさと活性化基金」を創設し、都市住民も含めた地域ぐるみの保全活動を支援しています。

平成22年度は、保全活動に取り組む地域リーダーの研修会や、都市と農村の交流を促進するため、子供たちの農作業体験に関する助成、都市住民へのキャンペーン活動などを実施しました。

課題

近年、イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農林業被害が顕著です。これには、被害防除施設の整備とともに、有害鳥獣の駆除に従事できる狩猟者の確保と育成、さらには被害対策を講じるための鳥獣生息実態調査が必要です。

多面的な機能強化と併せて、自然景観形成のための「彼岸花」、「水仙」など草花等の植栽を推進します。

農村の水辺空間や農業用の施設、農地などは、多面的機能を持つ、県民共有の財産であり、その保全活動に対して、広く県民に理解を求めていく必要があります。

3 都市環境の保全と創造

現状・施策

(1) 長崎県の屋外広告物行政〔都市計画課〕

屋外広告物には、はり紙や立看板といった簡易なものから広告板や広告塔に至るまで多彩な形態のものがあり、社会への情報発信源として、また、市街地における賑わいの一要素として重要な役割を担っています。

しかし、一方においては、はり紙、はり札等、立看板等や広告旗といった簡易な違法広告物の氾濫や広告物の無秩序な掲出により街の景観が阻害される状態も顕在しています。

本県では、広告物に対して様々な規制・誘導を行うとともに、佐世保市においては、住民の協力を得て、違反広告物除却推進運動（クリーンフェイス運動）を行っています。

また、地域の個性を活かした魅力的な広告景観を形成するため、「広告景観モデル地区制度」を設け、島原市森岳地区、大村市上小路周辺地区、平戸市平戸城下旧町地区をモデル地区に指定しています。

(2) 県民の参加と協力によるまちづくり〔都市計画課〕

良好な都市環境の形成には、都市計画に住民の意見を反映させる事が大切です。住民が積極的に都市計画に参加できるよう、都市計画提案、公聴会・説明会の開催、都市計画案の縦覧、意見書の提出等の手続きが制度化されており、住民との相互協力によるまちづくりが進められるよう努めています。

(3) 都市における自然環境等の保全〔都市計画課〕

ア．都市公園の整備

都市公園は、人々にゆとりとやすらぎを与えるとともに緑のオープンスペースとしての整備を進めており、本県の一人あたりの都市公園面積は12.30㎡/人（H22年度末現在）で全国平均（9.8㎡/人）を上回っています。

平成22年度は、都市公園等国庫補助事業で県立都市公園3公園のほか、長崎・佐世保・諫早・大村・島原の5市6公園ほかにおいて整備を行いました。（事業費）2,112百万円 国費1,036百万円）

表 2 - 2 - 3 - 1 一人あたりの都市公園面積 (単位 : m² / 人)

年度	全国	県
H 1 4	8 . 4 8	1 1 . 0 3
H 1 5	8 . 7 0	1 1 . 3 6
H 1 6	8 . 8 9	1 1 . 8 9
H 1 7	8 . 9 0	1 1 . 9 3
H 1 8	9 . 3 0	1 1 . 8 4
H 1 9	9 . 4	1 1 . 9 2
H 2 0	9 . 6	1 2 . 0 7
H 2 1	9 . 7	1 2 . 1 6
H 2 2	9 . 8	1 2 . 3 0

イ . 緑の基本計画

都市緑地法第 4 条の規定に基づき、都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための緑の基本計画は、平成 2 1 年度末現在で全国で 6 4 1 市区町村が策定しています。

県内においては、平成 2 2 年度末で、長崎市・佐世保市・諫早市・大村市の 4 市であるため、他の市町へ策定を指導しています。

ウ . 県民の緑化意識の高揚

「都市緑化月間」、「春の都市緑化推進運動」等を実施される関係市町の緑化行事を通じて、緑化思想の普及に努めています。

エ . 風致地区

風致地区は、都市における自然的景観を主体とする良好な都市景観を維持するため、市街地の自然景勝地、市街地周辺の丘陵地、景観の優れた水辺地、歴史的意義を有する地域、緑豊かな低密度住宅地等を指定するもので、現在、県内には 7 市において、4 3 か所約 5 , 5 8 0 h a (平成 2 2 年度末現在) が指定されています。

条例により建築等の行為に一定の制限を設け、良好な都市景観を維持しています。

(4) 無電柱化の推進 [道路維持課]

都市災害防止・バリアフリー推進・都市景観の向上を図るため、電柱・電線を取り除く無電柱化事業を推進しています。

(5) 花のある街かどづくり事業〔自然環境課〕

美しい長崎県づくりを推進するために、県都長崎市及び県北部の中心都市佐世保市の玄関口にあたる道路沿線に整備した緑地の維持管理を行っています。

- ・長崎市赤迫 緑地面積：1,634㎡
- ・佐世保市大塔町 緑地面積：3,606㎡

(6) 緑といきもの賑わい事業〔自然環境課〕

平成20年度に策定した「長崎県生物多様性保全戦略」に基づいた各種保全対策を県、市町、民間の各事業主体レベルにおいて推進するため、従来の緑化事業に加え、新たに保全地域等の保全事業、希少野生植物の保護増殖等これまで対象としていなかった事業に積極的に対応することにより、未来につながるよりよい環境づくりを目指しています。

平成22年度の実施状況は表2-2-3-2～表2-2-3-4のとおりです。

表2-2-3-2 平成22年度緑といきもの賑わい事業(県事業)

施設名	所在地	事業内容	事業費 (千円)
長崎こども女性障害者支援センター	長崎市浜口町	壁面緑化、花壇造成	2,205
長崎東高等学校	長崎市立山町	ヒラドツツジ、シダレウメ、張芝他	2,541
虹の原特別支援学校	大村市宮小路	ケヤキ、ハナミズキ、ヤマボウシ他	2,876
北松西高等学校	小値賀町笛吹郷	ヒラドツツジ、ソメイヨシノ他	2,742
久良木湿原	西海市雪浦久良木郷	進入防止柵、銘板	1,897
雲仙岳災害記念館	島原市平成町	シバザクラ、案内板、ベンチ他	7,738
田結港緑地	諫早市飯盛町	クロマツ	2,722
計	7施設		22,721

表2-2-3-3 平成22年度緑といきもの賑わい事業(市町事業)

申請者	対象施設	事業内容	事業費 (千円)	交付額 (千円)
西海市長	老人ホーム緑風園	花壇造成	1,384	691
島原市長	市道中安德線他	高木植栽	3,523	1,000
計	2市町		4,637	1,691

表 2 - 2 - 3 - 4 平成 22 年度緑といきもの賑わい事業（民間団体事業）

申請者	対象施設 (所在地)	事業内容	事業費 (千円)	交付額 (千円)
(社福)福翠会	いちご保育園	張り芝	1,247	300
(学)谷川学園	皆瀬幼稚園	花壇造成、苗木植栽	392	150
(社福)愛隣会	特養老人ホームはさみ荘	屋上緑化	2,100	700
(社福)慈愛会	特養老人ホーム田平ホーム	花壇造成	991	230
(社福)秀峯会	特養老人ホームきじの里	中高木、低木、張芝	2,730	800
(社福)常盤会	ときわ学童クラブ	ビオトープ整備	1,439	750
長崎自然共生フ ォーラム	大村市中岳町南川内	セイタカアワダチソウ 等外来種除去	300	150
ふるさと自然の 会	佐世保市世知原町開作	ミヤマアカネ生息地保 全	333	170
ツシマヤマネコ を守る会	対馬市上県町飼所	木庭作によるツシマヤ マネコ保護増殖	450	250
計（9 団体）			9,982	3,500

（ 印は野生動植物等の保全事業）

（ 8 ）美しいまちづくりの推進〔都市計画課〕

県内では、豊かな自然と複雑な地形、地域固有の歴史や文化を背景として、特徴的なまちなみが数多く形成され、魅力ある景観をいたるところで目にすることができました。しかし、利便性や経済性を優先した高度成長期以降のまちづくりによって、次第に個性と秩序の欠けたまちなみへと変わりつつあり、県土の魅力低下にもつながっていると考えられます。

このため、各地域の自然や歴史、文化、産業などを活かした個性的で魅力あるまちなみ景観の保全と創造を積極的に進めることとし、平成 15 年 4 月に「長崎県美しいまちづくり推進条例」を施行するとともに、市町や県民の活動に対する支援制度を立ち上げ、その運用を開始しました。

この取組みによって、県民が誇りと愛着を持つことができ、多くの観光客に訪れてもらえるような県土づくりを目指します。

制度名	制度の概要	平成22年度の成果
美しいまちづくり 重点支援地区制度	観光地周辺の市街地や歴史資産の残る集落などにおいて、公共施設と民間建築物の修景整備が一体的に行われる場合に、計画づくりから整備まで重点的かつ継続的に支援する。	整備事業費の補助 / 3地区 吉崎市・五島市・南島原市
まちづくり景観資産登録制度	個性的で魅力ある景観を形成しているまちなみや建造物を登録し、その内容を広く周知するほか、登録建造物の所有者による保存・修景行為を、市町と共同で支援する。	景観資産の登録 / 建造物5件 保全事業費の補助 / 6件
美しいまちづくり アドバイザー制度	上記に掲げる場合を始め、住民や市町が良好な景観形成を目指した計画づくりや施設整備を行う場合に、あらかじめ登録した関係分野の専門家を派遣し、必要な助言を行う。	アドバイザーの登録 / 32名 アドバイザーの派遣 / 延べ30回

課題

今後も、屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき、「良好な景観形成及び風致の維持」、「公衆への危害の防止」の観点から適正な指導・監督誘導を行います。また、屋外広告物に関する地域住民の方々への啓発にも努めていきます。

都市公園の整備により都市環境の向上が図られていますが、欧米諸国の主要都市と比較すると低水準であり、今後も整備充実が必要です。

快適な都市環境の形成を図るために、「緑の基本計画」の策定が必要です。

美しいまちづくりの推進に当たっては、行政だけでなく住民の積極的な関与が不可欠であるため、啓発行事やワークショップを開催するなど、一人でも多くの住民に参加してもらえるような取り組みが必要である。

4 自然災害防止対策の推進

現状・施策

(1) 「ながさき水源の森」の認定〔森林整備室〕

水資源に乏しい本県にとって、県土の60%を占める森林は、豊かで良質な水の供給源であり、中長期の水資源対策を考えると、緑のダムとして大きな役割を果たしています。

そこで、各地の水源地・溜地・河川の取水場の上流の森林を「ながさき水源の森」として選定し、公表することにより、県民に緑のダムとしての森林の重要性をPRするとともに、県民の理解と協力のもとに森林を守り育て、重要な水資源を次代に引き継ぎます。

また、手入不足の人工林については、平成19年度からながさき森林環境税による緊急整備を実施しています。

・平成22年度までの認定状況：136箇所、28,276ha

(2) 中山間地域等直接支払制度の実施〔農村整備課〕

平成22年度は、19市町の農業生産条件の不利地域におきまして、7,153haの農用地を対象に、農道や用排水路の整備、畦畔の雑草及び耕作放棄地の管理を含め、稲作等を主体としました農業生産活動等が行われました。これらにより、水源のかん養、洪水防止と景観維持など農山村地域の持つ多面的な機能の維持・保全が図られています。

(3) 土砂の流出抑制〔砂防課、森林整備室〕

ア．砂防事業等〔砂防課〕

自然現象としての山腹等の浸食作用は絶えず進んでおり、この現象のうち人間生活に影響を及ぼすのが土砂災害です。これらの土砂災害を防止・軽減するため砂防・地すべり・急傾斜事業を行っています。

平成21年度実施状況

・砂防事業	35箇所
・地すべり対策事業	20箇所
・急傾斜地崩壊対策事業	50箇所

イ．民有林治山事業等〔森林整備室〕

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から生命・財産を守るために、山地災害対策として山地治山事業、水土保持治山事業、地すべり防止事業等を実施しています。

平成22年度実施状況

・山地治山事業	19箇所
・水土保持治山事業	5箇所
・防災林整備事業	1箇所

- ・ 交付金事業 7 箇所
- ・ 地すべり防止事業 11 箇所
- ・ 水源地域整備事業 10 箇所
- ・ 自然災害防止事業 14 箇所
- ・ 漁場環境保全事業 10 箇所

民有林における山地災害危険地区着手率 30.5%

(4) 治水事業等による安全なまちづくりの推進〔河川課・港湾課〕

ア. 河川・ダム・海岸整備の推進

A. 河川改修事業・ダム建設事業・海岸保全事業

河川改修事業や海岸保全事業により、自然環境の整備と保全を推進しました。

(県内 35 河川・3 ダム・14 海岸)

課題

多面的機能強化のための遊休農地の保全管理を推進します。

本県は人家5戸以上の土砂災害危険箇所数が全国第3位であり、その整備率は、砂防6.9%、地すべり46.6%、急傾斜24.9%となっているため、今後とも事業を積極的に推進していく必要があります。

本県は平地に乏しく、山からすぐ海に至る地形で、県の北部には地すべり地帯があり、多くの離島・半島を有し、台風の常襲地帯に位置しています。そのため、民有林における山地災害危険地区が3,383箇所と多数あり、整備率は30.5%と九州平均43.2%と比べて低いものとなっているため、今後とも事業を積極的に推進し、山地災害危険地の整備を図っていく必要があります。

本県の治水施設の整備はいまだ立ち後れており、今後一層事業の進捗を図る必要があります。

第3節 人と自然とのふれあい促進

1 自然環境教育のフィールドの提供

現状・施策

(1) グリーン・ツーリズムの推進〔農政課〕

ア．グリーン・ツーリズム推進事業の実施

都市農村交流促進のための受入体制づくり等を実施しています。

[県事業]

- ・市町活動に対する指導
- ・グリーン・ツーリズムの普及啓発アドバイザー派遣
- ・子ども農山漁村交流プロジェクトに係る指導等

[市町等事業]

- ・長崎県グリーン・ツーリズム促進事業費補助金

(県 2 / 5、市町 1 / 10)

- ・地域の連携(直売所、体験交流施設等との連携会議の開催等)
- ・受入組織の質の向上(体験プログラムの開発、インストラクターの育成等)
- ・情報発信の強化(パンフレットの作成、ホームページの開設等)
- ・誘客活動(素材集の作成、旅行業者等への営業活動等)

イ．長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会事業の実施

県では平成8年に県グリーン・ツーリズム推進協議会を設立し、市町や農業団体の支援・協力を受けながら本県グリーン・ツーリズムの啓発普及や県内外への誘客活動に努めています。

平成22年度は主に以下の事業を実施しました。

- ・旅行代理店等への誘客活動
- ・バスツアーの実施
- ・安全管理研修会

(2) ブルー・ツーリズムの推進〔漁政課〕

島や漁村に滞在し海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動を受け入れ、漁村地域の特性・資源を活かした活力ある地域づくりを図るため、観光等他産業と連携した地域の取組を支援しています。

(3) 自然に親しむ各種の行事の実施〔自然環境課〕

人々が自然に対する理解を深め、自然を大切にしようとする心とモラルを育成するため、自然公園の健全な野外レクリエーションの場である園地、

ビジターセンター、自然歩道等の施設を活用し、以下の自然に親しむ活動等を通じ、自然教育等の推進やエコツーリズムを担う人材の育成を図っていきます。実績は表 2 - 3 - 1 - 1 の通りです。

表 2 - 3 - 1 - 1 自然に親しむ運動実績（平成 22 年度）

公園名	期日	行 事 名	内 容	開催地	方法
西海 国立公園	新上五島町 9月12日 1月23日 五島市 9月26日 12月5日	西海国立公園「ゴーゴーごと自然公園ガイド養成講座」	地元ガイド養成（H22～23年度の2ヵ年、4回の講座）	新上五島町 五島市	直営
雲仙天草 国立公園	11月3日	ジオパークガイドによる実践「島原半島ジオパークへの旅」	ジオパークガイドによるジオサイト学習ツアー	島原半島	直営

（4）自然とのふれあいを推進する指導者等の育成〔自然環境課〕

自然環境の保護及び自然公園の適正な利用を確保し、自然環境行政を推進するためには、市町及び民間の協力が不可欠です。自然保護活動の基礎となる自然に親しみ、自然を育む心を醸成するには、民間指導者の自主的な啓発活動に負うところが大きいのです。県は長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、自然環境保全地域や自然公園等を巡回し、自然環境の保全及び動植物の保護の状況を把握するとともに、自然保護について指導するため自然環境監視員を委嘱し、県下各地域に配置しています。また、特に、国立公園及び国定公園を保護しその利用の適正化を図るため、自然公園指導員51名が環境省自然環境局長から委嘱されています。

（5）森林とのふれあい〔林政課〕

ア．県民の森

森林とのふれあいを求める県民のニーズが高まっています。

県民の多様化するニーズに対応するため、県民ボランティアからなるインタープリター（森の案内人）を平成12年度から養成し、現在58名が登録し、自然観察、ネイチャーゲーム、木工クラフト、オリエンテーリング及び星空観察など得意な分野を重点的にきめ細かく解説指導しています。

なお、平成22年度の活動延べ回数は47回で、県民の森利用者数は、年間13万7千人となっています。

課題

平成20年度から、小学生を対象に農山漁村での宿泊体験「子ども農山漁村交流プロジェクト」が実施されており、受け入れに対応できる地域の育成が必要です。

グリーン・ツーリズム実践者組織の自立を視野に入れた誘客活動や効果的な情報発信が課題です。

設立当初の実践組織については、人材育成や体験プログラムの開発など受入体制の充実が必要です。

ブルー・ツーリズムは海上での活動が多いため、気象条件に左右されやすいこと、船舶からの転落など危険性が高いこと、漁業に関するさまざまな制約があることなどに十分な配慮が必要です。

今後、重点的に自然学習のための魅力あふれる活動プログラムづくり等を行う必要があります。

魅力あふれる県民の森づくりに取り組んでいますが、交通の便、施設の老朽化などで利用者数が伸び悩んでおり、更なる改善が必要です。

2 自然公園等の利用施設の整備促進

現状・施策

(1) 自然公園の利用状況〔自然環境課〕

自然公園等の利用者数を把握することは、公園計画の策定及び施設整備等の基礎資料となり、自然公園行政の推進に欠くことができないものであり毎年調査を実施しています。平成22年の利用者数は、13,205千人で対前年比微増となっています。

表2-3-2-1 公園別利用者数調

区分	公園名		利用者数(千人)		対前年比 (%)
			平成21年	平成22年	
国立公園	雲仙天草(雲仙のみ)		2,785	2,536	91
	西海	平戸・九十九島	2,912	3,078	106
		五島列島	1,542	1,482	96
		小計	4,454	4,559	102
	計		7,239	7,095	98
国定公園	壱岐対馬		1,255	1,367	109
	玄海(北松浦のみ)		104	72	69
	計		1,359	1,439	106
県立 自然公園	野母半島		1,841	1,814	99
	多良岳		703	811	115
	大村湾		926	931	101
	島原半島		517	504	98
	西彼杵半島		448	424	95
	北松		169	187	111
	計		4,604	4,671	102
合計			13,202	13,205	100

(2) 国立公園・国定公園・県立自然公園の利用施設〔自然環境課〕

自然公園は人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として、ますますその重要性が高まっており、地域にふさわしい利用施設を計画的に整備し、快適で適正な利用の推進を図ることにしています。公園施設については、自然環境に配慮しつつ、自然とのふれあいを求める県民のニーズに応え、安全で快適な利用を推進するため、自然公園の利用計画に基づき国直轄、自然環境整備交付金、県単独、県費補助事業等により園路、園地、休憩所、公衆便所、野営場、駐車場等公共的な施設の整備を年次計画によって実施しています。

なお、平成22年度における自然公園の整備状況は、表2-3-2-2のとおりです。

表2-3-2-2 国立・国定・県立公園の整備状況（平成22年度）

国直轄事業（国費100%）

公園名	市町名	事業名	規模及び構造	事業費 (千円)
西海国立公園	佐世保市	鹿子前園地	園地、用地測量	19,000
西海国立公園	五島市	九州自然歩道	歩道、トイレ	52,000
雲仙天草国立公園	雲仙市	エントランス整備	測量設計、標識	22,000
計				93,000

自然環境整備交付金事業（国費45%）

公園名	市町名	事業名	規模及び構造	事業費 (千円)
長距離自然歩道	五島市	九州自然歩道	設計、歩道、標識等	155,740

県単独事業（県費100%）

公園名	市町名	事業名	規模及び構造	事業費 (千円)
西海国立公園	佐世保市	利用ポイント標識	標識	8,609
野母半島県立公園	長崎市	こしき岩公園	測量・設計	2,320
多良岳県立公園	諫早市、 大村市	五家原岳園地	標識、園路改修他	7,116
大村湾県立公園	川棚町	大崎自然公園	照明施設、防護柵改修	12,902
計				30,947

（3）九州自然歩道の整備〔自然環境課〕

九州自然歩道の利用を促進するために、既設ルート（南島原市口之津～佐世保市栗ノ木峠）について歩道の改修と老朽化した案内板や標識等の補修等を実施しています。

また、世界遺産暫定一覧表に登録された「長崎の教会群とキリスト教関連資産」を結ぶルート（下五島、上五島、平戸、佐世保）を九州自然歩道に加え、五島、平戸等の美しい自然とふれあいながら教会群を巡ることのできる歩道の整備を実施しており、平成22年度は福江島において、歩道、標識類、休憩施設等を整備しています。

図 2 - 3 - 2 - 3 九州自然歩道ルート



(4) 雲仙公園〔自然環境課〕

ア．雲仙公園の概要

雲仙は島原半島の中央部に位置し、雲仙火山の主峰をなす普賢岳(1,359m)、国見岳(1,347m)、妙見岳(1,333m)、九千部岳(1,062m)等が急峻な山岳地形を形成していますが、平成2年にはじまった火山活動により新たに平成新山(1,486m)が加わりました。中腹部には雲仙地獄と呼ばれる噴気地帯があり、周辺には旅館、ホテルを中心とした雲仙温泉街が形成されています。

県では明治44年、雲仙地獄周辺の官有地を県営温泉公園とし、雲仙の優れた自然を活用して観光客、特に外国人客の誘致を図るため、全国に先駆けて自然公園の整備、管理を開始しました。大正2年には、県営施設として開設された日本最初のパブリックゴルフコースとして雲仙ゴルフ場が開設されました。昭和9年、国立公園制度の発足とともに、雲仙はわが国第1号の国立公園に指定されました。戦前は外国人保養地として、戦後は九州を代表する温泉宿泊地として発展してきましたが、平成2年11月に普賢岳が198年ぶりに噴火し、度重なる火砕流等により大きな被害が発生しました。

イ．雲仙公園の利用施設の整備と管理

雲仙公園のレクリエーション利用に供するため自然公園等整備事業により園地、駐車場、自然歩道、野営場（キャンプ場）等を整備しています。雲仙温泉地区の国有地においては、環境省が直轄事業としてビジターセンター、雲仙地獄探勝歩道を整備し、その他に国庫補助事業として県が田代原野営場、池ノ原園地、宝原園地等の整備を行ってきました。これらの施設の管理は、直轄事業分については、（財）自然公園財団などで、国庫補助事業分については、県で行っています。

県で設置している自然公園の有料施設のうち、田代原野営場（雲仙市）、雲仙テニスコート（雲仙市）、論所原野営場（南島原市）については、指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っています。

A．仁田峠循環自動車道路（平成21年4月1日から雲仙市道小浜仁田峠循環線）

昭和11年に仁田峠～終点（現在の下り線）5,802m・幅員4.0mが完成し、昭和12年には定期バスが運行を開始しました。さらに昭和31年に池ノ原～仁田峠間（現在の上り線）4,438m・幅員4.0mが整備され、総延長10,240mのうち一部国道に移管され、現在の8,200mの区間となっています。

平成21年4月には雲仙市へ移管され、一般市道として通行料が無料となり、平成21年度の通行台数は148,586台と対前年度比50%増、平成22年度も116,369台、20年度比18%増となっています。

表2-3-2-4 仁田峠循環自動車道路利用状況（台数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
平成22年度	7,564	23,993	5,278	5,126	10,847	7,796	
平成20年度	6,665	18,864	2,939	5,228	8,179	5,411	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成22年度	11,529	32,815	3,373	950	2,930	4,168	116,369
平成20年度	8,856	27,116	3,710	2,836	3,859	5,311	98,974

課題

今後とも老朽化した既存施設についてバリアフリー対策も含めた再整備や、自然公園の景観を楽しむための展望を中心とした園地整備、自然観察や野外体験等、自然学習の場としての施設整備を進める必要があります。また、「エコツーリズム」といった新しい形態の公園利用にも十分対応できるよう、より一層質の高い施設の整備を進める必要があります。

第4節 歴史的環境の保全と創造

1 歴史的環境の保全と創造

現状・施策

(1) 文化財の保護〔学芸文化課〕

本県には他県に見られない個性豊かな歴史や文化があります。文化財は、わが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎となす国民の貴重な財産です。

こうした文化財を保存・継承することは重要なことであり、「文化財保護法」や県・市町の「文化財保護条例」で保護の必要性、方法が定められています。

文化財には、有形文化財、無形文化財等いくつかの種類があります。

その中で国においては、歴史上、学術上価値の高い有形の文化的所産を総称して有形文化財と呼び、その中で特に重要なものを「重要文化財」、さらに価値が高いものを「国宝」としています。また、貝塚、古墳、城跡、その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いものを「史跡」に、庭園、海浜、山岳、その他の名勝地で学術上又は鑑賞上価値の高いものを「名勝」に、動植物及び地質鉱物で学術上価値の高いものを「天然記念物」としています。さらに、県、市町においても同様に価値の高いものを指定しています。

それ以外にも、日本の伝統的な集落や町並みの景観を保存すると同時に、現代の生活の場としても整備し、次代に伝えていくため、市町が「伝統的建造物群保存地区」を定め、国はその中から価値の高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」として選定しています。

さらに、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものを「重要文化的景観」として選定しています。

これらの指定文化財等については、保護・保存に影響を与えるような行為について制限を行い、定期巡視等も実施するなど、保護に努めています。

なお、平成23年4月1日現在、県内の国、県指定文化財等（有形文化財（建造物のみ）・史跡・名勝・天然記念物・重要伝統的建造物群保存地区）の件数は表のとおりです。

表2-4-1-1 指定文化財の指定状況（平成23年4月1日）

	有形文化財 （建造物）	史跡	名勝	天然記念物	重要伝統的建造 物群保存地区	重要文化的 景観
国	32件 （国宝・重要文 化財）	28件 （特別史跡 を含む）	4件 （特別名勝を 含む）	36件	4件	2件
県	31件	89件	1件	103件	-	-
合計	63件	117件	5件	139件	4件	2件

第3章 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

第1節 環境教育・環境学習等の推進

1 学校等における環境教育・環境学習等の推進

現状・施策

(1) 総合的な学習の時間を中心とした体験的・実践的な環境教育の推進
〔義務教育課・高校教育課〕

ア．年間指導計画に位置づけた取組

県内すべての公立小・中・高等学校では、関連する教科等（社会科、理科、生活科、技術・家庭科、家庭科、保健体育、特別活動）で環境教育に取り組んでいます。

また、「総合的な学習の時間」でも取り組んでいる学校が、小学校315校、中学校102校、高等学校14校ありました。

(2) 環境教育に関する教職員研修の充実 〔義務教育課・高校教育課〕

ア．県教育センター研修への参加

環境教育入門講座

小、中、高、特別支援学校教員15名が参加し、環境教育に関する知識・技能について研修し、指導力の向上を図るとともに、学校教育の中で実践できる環境教育の在り方を探りました。

イ．全国的な研修への参加

全国環境学習フェア・環境教育リーダー研修基礎講座・環境教育指導者養成研修

環境教育に意欲的に取り組んでいる小・中・高等学校の教員等7名が参加しました。

(3) 環境教育・環境学習等の推進状況 〔未来環境推進課〕

ア．こどもエコクラブの結成支援

環境学習・環境保全活動を推進するため、こどもエコクラブの結成を支援し、平成22年度は73クラブ(3,588人)が登録されました。このうち、学校において登録しているクラブ数は17校ありました。

イ．環境副読本の作成、配布

中学校における環境教育の学習参考資料として「私たちのくらしと環境」を20,000部作成し、県内の中学1年生全員に配布しました。

課題

環境教育は県内のすべての小・中・高等学校で実施されていますが、身近な環境問題を取りあげ、地域人材や施設を活用した体験的環境学習を工夫することが課題です。

こどもエコクラブ事業では、学校を中心とした結成の拡大を図る必要があります。

2 社会における環境教育・環境学習等の推進

現状・施策

(1) 環境アドバイザー派遣事業〔未来環境推進課〕

公民館、学校などが自主的に開催する研修会等に有識者・実践活動家などを講師として派遣しています。平成22年度は、地球温暖化、生ゴミリサイクル、水生生物調査、星空観察など多岐にわたるテーマの研修会等に52回の講師派遣(受講者数:2,538人)を行いました。

(2) こどもエコクラブ〔未来環境推進課〕

環境省の呼びかけで平成7年度からはじまった、幼児から高校生ならだれでも参加できる環境活動のクラブです。平成22度は県内で73クラブ、3,588人が活動しました。

(3) 人と自然の関係を認識できる体験学習の場の提供〔生涯学習課〕

県内の各青少年教育施設の主催事業や各種のプログラムの中で、自然体験活動・生活体験活動を通し自然の偉大さ・厳しさ・素晴らしさや環境保全の大切さに気づくことのできる学習の場を提供しています。

(4) 環境学習のリーダー育成〔生涯学習課〕

「子ども体験活動指導者講座」(参加者51名)を実施し、環境教育・環境学習についての高い意識をもった体験活動の指導者を育成しています。

課題

学校、家庭、企業、地域社会における環境保全意識の高揚を図る環境教育・環境学習の推進により、環境に配慮した行動を自主的に実践できる人づくりが必要です。

第2節 自主的な環境保全行動の促進

1 県・市町の環境保全に向けた取組の推進

現状・施策

(1) 県の取組〔未来環境推進課〕

県は、事業者であり消費者であるという立場に立ち、「環境保全のための率先実行行動計画大綱」（平成8年3月制定）を作成し、省資源や省エネルギーなどの率先的な取組を行ってきました。その後、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成12年3月に地球温暖化防止を目的とした「第一次長崎県温暖化対策実行計画」を作成し、省資源・省エネルギーやリサイクルの推進、廃棄物の減量、グリーン購入などの目標を掲げて環境保全に向けた行動に取り組んできました。

平成22年度には、同計画の見直しを行い、「第3次県庁エコオフィspran」を策定し、更なる取組みの推進を図っています。

(2) 市町の取組〔未来環境推進課〕

市町においても、県と同様な地球温暖化防止のための実行計画を策定し、率先的な環境保全行動を行っています。

課題

事業者として環境保全のための行動をさらに推進していくとともに、行政として事業者・県民と一体となった取組やそのための体制づくり、情報提供を進めていくことが重要です。

2 県民の環境保全に向けた取組の推進

現状・施策

(1) ゴミゼロながさき推進会議〔未来環境推進課〕

平成15年2月、「ゴミゼロながさき推進会議」において、「ゴミゼロながさき実践計画」を策定しました。本計画は、本県の将来像である「ゴミのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』を形成するため、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取り組みを示した、具体的な活動方針です。

同会議の構成団体は、毎年、実施計画を作成し、取り組むとともに、本計画の進捗状況をPDCAサイクルにより管理・評価し、必要に応じて取り組み内容を見直すこととしています。

県としては、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、平成15年度から「ゴミゼロながさき推進事業」を展開しています。

その啓発事業の一環として、「ゴミゼロ」に関するシンボルマークを定め、公募により選考した標語等を活用し、広く啓発しています。

シンボルマーク：



平成22年度最優秀作品

標語 響かせよう 長崎の鐘 エコの鐘

川柳 ゴミゼロの 長崎さるく 気持ち良さ

なお、本計画は平成18年度に見直しを行い、平成22年度までに一般廃棄物の1人1日あたりの排出量を平成11年度の値に比べて120g削減すること、再生利用率を24%に向上させることを目標とし合計221の具体的な実践行動を掲げています。

また、新しい実践計画では「ゴミゼロ県民運動」として 買い物袋持参運動（マイ・バッグ・キャンペーン）、生ごみの発生抑制に関する活動、事業系古紙リサイクルの推進を柱として、各構成団体等が連携・協力した取組を実践することとしています。

(2) 長崎県保健環境連合会〔未来環境推進課〕

県は、環境美化団体組織の充実強化と県下各地区での環境保全活動の推進を図るため、各市町の自治会組織等で構成する長崎県保健環境連合会の活動を支援しています。

同連合会では、昭和 61 年度から「保健環境推進委員制度」を設け、地域環境保全活動のリーダーを育成するとともに、県と共催して「美しいふるさと推進大会」（11月、西海市）を開催するなど県民参加による環境保全活動を積極的に展開しました。

また、地域における環境美化活動の輪を広げ、活性化し、定着させることを目的に循環型社会の形成や地球温暖化対策を推進する活動を支援するための補助金交付を行ったほか、6月の空きかん回収キャンペーンや8月のクリーンながさき推進月間を中心として、各市町保健環境連合会と各種民間団体等が協力し、ごみの減量化やリサイクルの推進に関する活動をはじめ、清掃活動や緑化活動等の実践活動を展開しました。

（3）マイ・バッグ・キャンペーン〔未来環境推進課〕

毎年10月を買い物袋持参運動の強化月間として、市町、消費者団体、県内小売店舗等と連携したマイ・バッグ・キャンペーンを展開しています。

また、九州知事会の政策連合事業として九州7県が「九州統一マイ・バッグ・キャンペーン」を展開し、標語の募集、ポスターの作成・配布等を行い、県内における一斉行動参加店におけるマイ・バッグの持参率は約23%でした。

（4）生ごみ減量化・リサイクル推進リーダーの支援〔未来環境推進課〕

県内57名の生ごみ減量化リーダーの活動を支援するため、地区幹事会及び全体交流会を開催し、事例発表や意見交換を通してネットワークの強化を図りました。

各リーダーがそれぞれの地区の幼稚園、小中学校、自治会等で生ごみ堆肥化、元気野菜づくりの実践指導を行い、延べ679回の活動実績がありました。

（5）事業系古紙リサイクルの推進〔未来環境推進課〕

長崎市中心部の約150事業所で構成する「ながさきオフィスエコクラブ」で、シュレッダー済古紙等のリサイクルが実施され、約270トンの事業系古紙が回収、リサイクルされました。

（6）NPO・ボランティア活動の支援〔男女参画・県民協働課〕

県民ボランティア活動支援センターにおいて、環境の分野をはじめとしたボランティアやNPO活動の支援を行いました。

ア．平成22年度利用人数：35,151人

イ．環境保全に取り組むNPO法人数：108法人

(7) 環境アドバイザー派遣事業 (再掲) [未来環境推進課]

公民館、学校などが自主的に開催する研修会等に、有識者・実践活動家などを講師として派遣しています。平成 22 年度には、地球温暖化、生ゴミリサイクル、水生生物調査、星空観測など多岐にわたるテーマの研修会等に 52 回の講師派遣 (受講者数 : 2,538 人) を行いました

(8) エコシートの作成、配布 [未来環境推進課]

二酸化炭素の排出量が増加の傾向にある民生 (家庭) 部門における排出抑制のため、家庭における節電やエコドライブ、省エネ家電への買い換えによる効果が確認できるエコシートを、県内の各世帯に配布し、日常生活における省エネ・エコライフを呼びかけました。

(9) ポスター展の開催 [未来環境推進課]

「地球環境保全」をテーマに、小・中学生による環境保全ポスターを募集 (応募数 : 1,556 点) し、入賞作品 (52 点) について公表するとともに、美術館 2ヶ所で展示会を開催しました。

また、優秀作品は実用的なカレンダー型ポスターとして印刷し、各学校等へ配布し、さらに作品は、環境副読本や環境白書の表紙として使用しました。

(10) ごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定 [未来環境推進課]

文化遺産の存在する地域や良好な自然環境を形成している地域を対象に、未来環境条例に基づき、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」を指定し、県民や事業者へ環境美化の取り組みを呼びかけています。

課題

豊かで美しい自然を守り、清潔で快適な生活環境を求める意識の高揚とともに、環境保全のために自主的に実践活動に参加しようという意識改革を促していくことが必要です。

廃棄物の減量化・リサイクルを推進するためには、県民、事業者、行政が役割分担に応じて、より強力連携しながら確実に取組を実施していくことが重要です。

そのため、「県民のゴミゼロ意識の確立」等を柱に、自主的実践行動として、家庭でできるごみの減量化やマイ・バッグ運動 (買い物袋持参運動) の推進等が必要です。

3 事業者の環境保全に向けた取組の推進

現状・施策

(1) エコショップの認定〔未来環境推進課〕

簡易包装の実施や買い物袋の持参の奨励、トレイなどの店頭回収、再生原料を使用した製品の販売など、環境に配慮した事業活動を実施している小売り店舗等をエコショップとして認定しています。平成22年度は、新たに41店舗を認定し、平成10年度からの認定店舗は、2,728店舗(平成22年度末現在)になります。

また、これらの店舗には、エコショップを示す認定書を配布しています。

(2) 優良団体の表彰〔未来環境推進課〕

ごみの減量化やリサイクルの推進、環境美化に取り組む団体を表彰し、各活動の促進を図り、広く周知することにより、県民・事業者の意識の高揚につなげ、ごみの減量化や環境美化を推進しています。

課題

事業者の取組状況の把握と環境保全活動の拡大を図る必要があります。

第4章 地球環境保全を目指す地域的取組と国際的取組

第1節 地球温暖化の防止

1 温室効果ガスの排出・吸収源対策

現状・施策

(1) 温室効果ガスの排出量〔未来環境推進課〕

我が国における平成20年度(確定値)の温室効果ガスの総排出量は12億8,200万トン(二酸化炭素換算)で、京都議定書の規定による基準年(平成2年)の排出量(12億6,100万トン)と比較して約1.6%の増加となっています。

このうち、二酸化炭素排出量は、12億1,400万トンで基準年と比較して6.1%の増加となっています。

本県の平成20年度の温室効果ガス総排出量は897万トンであり、二酸化炭素がその91.6%を占めています。

また、基準年の排出量931.7万トンと比較すると3.7%減少しており、前年の平成19年度の排出量974万トンとの比較では7.9%の減少となっています。(表4-1-1-1)

なお、県民一人あたりの二酸化炭素の年間排出量は5.70トンとなっています。

表4-1-1-1 長崎県内の温室効果ガス排出量

	京都議定書の基準年	H19年度	H20年度	構成比 H20年度	基準年比	前年度比
二酸化炭素(CO ₂)	835.2	896.9	822.1	91.6%	-1.6%	-8.3%
二酸化炭素(CO ₂)を除く5ガス	96.5	77.2	75.1	8.4%	-22.2%	-2.7%
メタン(CH ₄)	24.1	22.3	22.1	2.5%	-8.3%	0.9%
一酸化二窒素(N ₂ O)	32.2	28.2	28.5	3.2%	-11.5%	1.1%
代替フロン等3ガス	40.2	26.7	24.5	2.7%	-39.1%	-8.2%
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	24.9	15.0	17.3	1.9%	-30.5%	15.3%
パーフルオロカーボン類(PFC)	7.0	7.0	3.9	0.4%	-44.3%	-44.3%
六ふっ化硫黄(SF ₆)	8.3	4.7	3.3	0.4%	-60.2%	-29.8%
合計	931.7	974.1	897.2	100.0%	-3.7%	-7.9%

表 4 - 1 - 1 - 2 本県の二酸化炭素排出量の推移 (単位：万t-CO₂)

	基準年 (H2)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	構成比 (H20)	増減率 基準年比	増減率 基準年
産業部門	140.5	111.7	118.9	118.8	128.4	133.1	113.1	13.8%	-19.5%	-15.1%
民生業務 部門	177.9	170.8	179.2	190.7	185.5	201.0	180.6	22.0%	1.5%	-10.1%
民生家庭 部門	126.7	120.1	133.8	139.4	133.0	137.1	126.7	15.4%	0.0%	-7.6%
運輸部門	234.2	307.2	288.7	268.0	268.7	260.7	249.6	30.4%	6.6%	-4.2%
エネルギー 転換部門	131.8	137.9	127.4	138.7	129.3	131.2	119.3	14.5%	-9.5%	-9.1%
廃棄物 部門	18.8	31.6	29.7	29.5	29.2	28.8	28.2	3.4%	49.8%	-2.2%
水道部門	5.3	3.8	4.1	4.6	4.7	5.0	4.6	0.6%	-12.4%	-7.2%
合 計	835.2	883.2	881.9	889.7	878.8	896.9	822.1	100.0%	-1.6%	-8.3%

(2) 地球温暖化対策協議会の設置 [未来環境推進課]

ア. 長崎県地球温暖化対策協議会 (H16.12.22設立)

県民、事業者等あらゆる主体が自ら考え、自ら行動することを基本として、幅広いアイデアの集約及び課題の検討などを行い、各主体が共有できる目標を設定し、実行することを目的として設立されました。

その後、二酸化炭素排出量の削減と吸収源の確保を目的とした「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」を策定しました。

計画策定年月日：平成18年3月

計画の性格：県内の多様な主体がパートナーシップを旨としながら、主体的に地球温暖化に対して実施しようとする行動を宣言したものであり、また、県民の自主的で主体的な行動提案と行政の施策との連携を図ることにより、県民全体の運動として進めていくことを目指したものです。

計画の柱：

- ・ 二酸化炭素の排出抑制対策
節電や省エネに取り組む「自発的もったいない運動」の展開など
- ・ 吸収源の確保対策
県民総参加による森林整備、県産材の利用促進など
- ・ 共通基盤的対策
環境教育の推進、研究開発の支援など

また、「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」に掲げる取組の柱である「自発的もったいない運動」の県民への普及・啓発と、取組の推進を目的とした、長崎県もったいない運動推進大会を開催しています。

イ．市町地球温暖化対策協議会等

市町においても、県と同様に地球温暖化対策協議会または地球温暖化対策に関する実践を行う組織を設置しており、平成21年度末時点で全市町で設置されています。県としても地域での活動が重要と考えているため、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議を開催するなど、県と市町の協議会間の連携を推進しています。

(3) 未来環境条例に基づく温室効果ガス排出抑制対策〔未来環境推進課〕

ア．特定事業者による対策

県内に所在する全ての事業所の原油換算エネルギー使用量を合算した量が年間1,500KL以上である事業者に対し、自主的な温暖化対策を促すため、温室効果ガス排出削減計画書及び削減報告書の提出を義務づけています。

平成20年度は105事業者から削減計画書が提出され、計画による削減量は今後3年間で推計約11万トンとなっています。

イ．駐車場設置者による対策

一定規模以上の駐車場設置者に対し、利用者に駐車時のアイドリング・ストップの実施を呼びかけるよう義務づけています。

(4) 地方公共団体の事務・事業に係る温室効果ガス排出抑制計画

〔未来環境推進課〕

ア．県の計画

県は、「第1次長崎県温暖化対策実行計画」の第3次計画となる「県庁エコオフィスプラン」を平成23年3月に策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

平成22年度の実績は表4-1-1-3のとおりです。

二酸化炭素排出量は、平成21年度比で3.1%削減できました。今後とも目標達成に向け、取り組むこととしています。

イ．環境物品等調達方針の策定

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、県の機関による環境の負荷の低減に資する製品等(環境物品等)の調達を実施しています。

平成22年度は、19分野226品目について実施し、19分野の単純平均で98%の調達率を達成しました。

表4 1-1 3 県庁エコオフィスプランの平成22年度実績

項目		21年度	22年度	増減率	27年度(目標年度)		
		(基準年度)	(実績)	(%)	目標値	増減率(%)	
二酸化炭素排出量	トン	56,697	54,945	3.1	51,027	10	
内訳	燃料関係	トン	30,149	29,320	2.7	27,134	10
	電気使用関係	トン	26,548	25,625	3.5	23,893	10
燃料	ガソリン	kl	2,463	2,377	3.5		
	軽油	kl	7,248	7,144	1.4		
	灯油	kl	460	517	12.4		
	ジェット燃料	kl	49	28	42.		
	A重油	kl	940	714	24.		
	潤滑油	kl	15	12	21.		
	LPG・LNG	t	104	103	1.3		
	都市ガス	千m ³	652	727	11.5		
電気使用量	千kWh	70,983	67,808	4.5			
コピー用紙使用量	千枚	124,404	128,518	3.3	124,404	±0	
廃棄物発生量	トン	1,816	1,960	7.9	1,326	27	
廃棄物資源化率	%	47.8	44.9		60		

(5) 長崎県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員との連携・協働〔未来環境推進課〕

センター、推進員と連携・協力して、普及啓発活動を実施しています。平成22年度は、12月の地球温暖化防止月間に長崎市で長崎県エコフェスタ2010を開催したほか、7月～12月の計26回にわたり、地球温暖化防止ラジオキャラバンを実施しました。また、推進員が実施する地域学習会の支援や推進員研修会の開催などを行いました。

(6) 公共交通機関の利用促進〔新幹線・総合交通対策課・未来環境推進課〕

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のためラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みました。

また、長崎県地球温暖化対策協議会と合同で、12月に県下一斉ノーマイカーデー運動を実施しました。

平成22年度は、約370社(者)、約11,500人が参加し、約57トンの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

(7) EV(電気自動車)導入によるCO₂削減

〔EVプロジェクト推進室〕

電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)の普及のためのモデル事業の実施地域として国の認定を受けた「長崎県EV・PHVタウン」構想を推進するため、五島地域において、次世代E

V社会モデルの構築を目指す「長崎EV&ITSプロジェクト」を推進するとともに、EV等の導入を行う市町や民間企業等に対する補助を実施しました。

平成22年度は、185台のEV・PHVが普及し、約89トンの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

課題

温室効果ガス排出量の削減のために、事業者や県民と一体となった取組が必要です。

交通渋滞は依然として解消していないため、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進について、継続して啓発に努める必要があります。

2 省エネルギーの推進・エネルギーの有効利用

現状・施策

(1) エネルギー使用量の現状〔未来環境推進課〕

本県における近年の燃料等エネルギー消費は、電力使用量が増加していますが、重油やガソリンの消費量などは減少傾向が見られます。

(2) エコシートの作成、配布(再掲)〔未来環境推進課〕

二酸化炭素の排出量が増加の傾向にある民生(家庭)部門における排出抑制のため、家庭における節電やエコドライブ・省エネ家電の買い換えによる効果が確認できるエコシートを県内の各世帯に配布し、日常生活における省エネ・エコライフを呼びかけました。

(3) 新エネルギーに対する取り組み〔産業技術課〕

平成12年2月に、新エネルギー利用の促進と、それに伴う県内産業の活性化を目的に「長崎県地域新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーへの取組について、県民等に対する普及、広報活動を行っています。

併せて、新エネルギー導入に対する支援について、NEDO(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)等が実施している補助制度の普及啓発を図っています。

(4) 風力発電〔産業技術課〕

本県は地勢的に風況がよく風力発電に適しているといわれ、特に市町において直営・第三セクターにより発電所が建設され公共施設の電源、あるいは売電がなされています。また近年は売電を目的として民間事業者の参入も相次いでおり、九州でも有数の風力発電地域となっています。

(5) 太陽光発電〔産業技術課〕

民間事業者用の太陽光発電システムの設置を補助します。

(6) 住宅用太陽光発電設備及び省エネ設備の設置促進事業

〔未来環境推進課〕

住宅用の太陽光発電システム及び省エネ設備の設置に対する補助を実施しました。

(7) 市町施設省エネ設備等整備促進事業〔未来環境推進課〕

市町施設への太陽光発電設備や省エネ設備整備に対して設置費用を補助しました。

課題

新エネルギーの導入やエネルギー消費効率の高い機器の購入、省エネルギーシステムの導入、さらに県民の省エネルギー意識の高揚と取組の実施が必要です。

風力発電・太陽光発電は環境負荷が少なくクリーンな発電方式ですが、風況・日射量など自然条件に左右され供給が不安定です。また、原子力・化石燃料による大規模発電と比較すると発電コストが割高なことから、今後は普及促進を図ることにより、生産コストの低廉化、技術革新による供給安定化が必要です。

大規模な風力発電施設については、自然景観に大きな影響を与え、バードストライク等による野生生物への影響も懸念されることから、立地選定にあたっては十分な配慮が必要です。

第2節 オゾン層の保護・酸性雨対策等の推進

1 オゾン層の保護対策の推進

現状・施策

(1) フロン対策の推進〔未来環境推進課〕

平成14年4月に施行された「フロン回収・破壊法」により、業務用冷凍空調機、カーエアコンからのフロン回収が義務付けられました。(現在カーエアコン内のフロン類については自動車リサイクル法により規制されている)

これに伴い、法の確実な施行を促すため、フロン回収業者に対する監視・指導を行いました。

表4-2-1 1 業務用冷凍空調機器からのフロン回収実績
(平成22年度)

フロンの種類	回収台数(台)		回収量(kg)	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFC	41	344	59.2	4486.5
HCFC	891	2,499	10,307.2	14,799.4
HFC	860	633	3,880.5	1,258.1

課題

CFC等のオゾン層破壊物質は既に生産が規制されていますが、過去に生産され、家庭用冷蔵庫、冷凍空調機器、カーエアコン等の機器に充填された形で存在しているCFCについて、機器が廃棄される際に回収・処理を進めることが必要です。

家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン回収・破壊法が施行され、製品中からのフロン回収が義務づけられるとともに回収にかかる制度が設けられました。また、平成19年10月にはフロン回収・破壊法は改正されており、今後は、法の内容やユーザーの費用負担等について、事業者・ユーザーへ周知し、より円滑な回収・処理を進めることが必要です。

2 酸性雨対策の推進

現状・施策

(1) 酸性雨調査〔環境政策課〕

雨水自動採取装置による1降雨の調査を3市3地点で実施しました。pHの年平均値及び1降雨の酸性雨出現率を表4-2-2-1に示します。この3地点での1降雨のpHの年平均値は4.60～4.78の範囲にあり、この値は、環境省が全国31地点で実施した酸性雨対策調査結果(平成21年度の年平均値)の範囲内(4.50～5.18)でした。また、4地点での1降雨時の酸性雨出現率及びpH年平均値の経年変化を表4-2-2-2に示します。

3地点以外にも、県では環境省が設置している酸性雨測定所(対馬)の管理及び運営を行うとともに、検体の採取・成分分析も行っています。

表4-2-2-1 酸性雨の出現状況及びpHの年平均値(平成22年度)

調査地点	降雨数	pHの平均値	酸性雨出現率(%)	強酸性雨出現率
		1降雨	1降雨	1降雨
長崎市クリーンセンタ	85	4.72	96.5	8.2
佐世保市保健所	61	4.60	95.1	8.2
県央保健所	84	4.78	95.2	7.1

1降雨：雨の降り始めから降り終わりまでの一連の雨をいいます。
 酸性雨：pH値が5.6以下の雨をいいます。
 強酸性雨：pH値が4.0未満の雨をいいます。

pHについて

酸性 中性 アルカリ性

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

強酸性雨

酸性雨

表 4 - 2 - 2 - 2 1 降雨の酸性雨出現状況及びpHの年平均値の経年変化

調査地点		年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
式見 ダム	酸性雨出現率(%) (pH 5.6)		94.3	95.9	97.8	92.5	95.8	97.3			
	強酸性雨出現率 (pH < 4.0) (%)		8.0	6.1	9.9	1.5	9.5	1.4	(廃止)	(廃止)	(廃止)
	pHの年平均値		4.7	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6			
長崎市 クリーン センター	酸性雨出現率(%) (pH 5.6)		97.7	97.1	95.7	97.3	98.3	93.2	95.0	94.8	96.5
	強酸性雨出現率 (pH < 4.0) (%)		11.5	4.4	7.1	4.0	6.8	5.4	4.0	3.1	8.2
	pHの年平均値		4.6	4.7	4.7	4.6	4.6	4.5	4.6	4.8	4.7
佐世保市 保健所	酸性雨出現率(%) (pH 5.6)		96.1	92.6	96.3	94.5	97.4	97.4	100.0	97.0	95.1
	強酸性雨出現率 (pH < 4.0) (%)		5.3	2.9	13.4	8.2	13.0	18.2	7.5	12.1	8.2
	pHの年平均値		4.6	4.7	4.6	4.6	4.5	4.4	4.5	4.6	4.6
県央保健所	酸性雨出現率(%) (pH 5.6)		93.5	98.6	100.0	93.0	94.3	97.4	95.1	96.0	95.2
	強酸性雨出現率 (pH < 4.0) (%)		1.6	1.4	6.3	4.2	5.7	1.3	3.7	5.3	7.1
	pHの年平均値		4.9	4.8	4.8	4.7	4.6	4.6	4.7	4.7	4.8

課題

酸性雨の原因物質は、自動車、家庭から出るゴミの焼却、重油や石炭を燃やして発電する火力発電所等から発生します。酸性雨の発生を防ぐには私たち一人一人が資源やエネルギーのむだ使いをなくすことが重要です。

第3節 海洋汚染の防止

1 漂着油、漂流・漂着ごみ対策の推進

現状・施策

(1) 漂着油による汚染対策

〔危機管理課、廃棄物対策課、資源管理課〕

例年、離島をはじめとした県内各地の海岸で、船舶事故や原因者不明の漂着油事故が発生しています。

このため県は、「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づき、関係部課と連携して、油流出事故発生時における情報の収集や関係漁協等への情報提供及び指導を行いました。

(2) 漁場油濁被害救済基金への負担金拠出 〔資源管理課〕

原因者不明の漁場油濁による漁場被害について救済金の支給と油の防除に要した費用の支払い等を行うために設立された(財)漁場油濁被害救済基金に対し、負担金を支出しました。

(3) 漂着ごみ対策

〔廃棄物対策課、港湾課、漁港漁場課、農村整備課〕

本県は日本列島の西端に位置し、海岸線総延長約4,200kmと北海道に次ぐ全国第2位の長さを有し地形的な特性から、国内外からの様々なごみが毎年多く漂着しています。

このため国に対して漂着ごみ対策に係る政府施策要望等を行うとともに、平成21年7月に制定された海岸漂着物処理推進法に基づいて「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定(平成22年10月)し、継続して漂着ごみ対策を実施しています。

平成22年度は、市町あてに漂着ごみの回収処理費用、発生抑制対策費用を補助するとともに、県管理海岸においても海岸清掃を実施しました。

(4) 海浜の環境美化対策 〔資源管理課〕

「自分たちの海は自分たちで守ろう。」という漁業者の自発的な活動から始まった浜そうじを全県的な運動に発展させるため、平成6年から長崎県漁業協同組合連合会などの水産関係団体と市町、県が一体となって海と渚の環境美化を推進し、水産業の振興に寄与するため、「長崎県海と渚環境美化推進委員会」を組織し、7月15日から8月13日までの30日間の推進期間中にポスター・新聞等による環境美化キャンペーンを行うとともに、県下一斉浜そうじを実施しました。

また有明海の漁場環境を改善するため、本県と佐賀・福岡・熊本の有明海沿岸4県で組織する「有明海沿岸4県漁場環境保全総合美化推進事業推進協議会」が、有明海の漁場環境保全に関する啓発活動、並びに夏季を中心に漁船による漂流ごみの回収や海浜清掃を行いました。

課題

「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づき、本県沿岸に漂流もしくは漂着した油等により、沿岸汚染又は汚染のおそれがある場合、これの拡大を防止又は防除するなど、総合的な汚染対策を実施する必要があります。

本県における漂流・漂着ごみ問題に関し、国、県、市町、住民団体等が適切な役割分担と相互協力によって対策を実施する必要があります。

漂着ごみ問題に対する県民の意識の高揚とモラルの向上や本県の特徴である外国由来のごみ対策等が課題となっており、啓発や環境教育の充実、国に対しての要望等、更に漂着ごみの発生抑制対策に取り組む必要があります。

第4節 国際的取組の推進

1 環境保全のための国際協力の推進

現状・施策

(1) 日韓海峡沿岸環境技術交流事業〔未来環境推進課〕

九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）及び山口県と韓国南岸1市3道（釜山廣域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）による「日韓海峡沿岸環境技術交流会議」での合意事項に基づき、日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する共同事業を実施しています。

平成22年度から23年度にかけては、日韓8県市道の行政、研究機関等により、日韓2都市（22年度：長崎市、23年度：済州特別自治道）において環境シンポジウムを開催し、地球温暖化や廃棄物等の環境分野に係る行政施策や調査・研究等について発表を行いました。

(2) 「2010 NAWPAP 国際海岸クリーンアップ（ICCC）と海洋ゴミ管理ワークショップ」の開催（主催：北西太平洋地域海行動計画（NAWPAP）等）〔廃棄物対策課〕

平成22年3月に平戸市において漂着ごみに係る国際会議が開催されました。関係国に対して長崎県の実情や取り組みを紹介するなど各国の対策等が議論され、また、平戸市田の浦海岸を地域住民と協力して清掃を行いました。

課題

これまでの共同調査研究の成果を行政施策に十分反映させる必要があります。

第5章 環境保全のための共通の基盤的施策の推進

1 適正な土地利用の推進

現状・施策

(1) 長崎県土地利用基本計画の基本方向に沿った環境に配慮した土地利用の推進〔土地対策室〕

土地利用関係各課との調整を図り、長崎県土地利用基本計画の変更を行いました。

・変更内容

森林地域 2ha縮小

(2) 市町国土利用計画策定への支援〔土地対策室〕

市町が行う国土利用計画策定支援のため取組事例の情報提供等を行いました。

2 調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実

現状・施策

(1) 調査研究・技術開発の推進〔科学技術振興課〕

本県では科学技術振興局の環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センターが連携し、多様なニーズに対応するため技術分野を融合した産学官連携による研究を進めています。

県研究機関が平成22年度に実施した環境関連の研究テーマは次のとおりです。

戦略プロジェクト研究

- ・環境と調和した持続可能な農業・水産業の実現に資する研究

環境保健研究センター

- ・底生水産生物を利用したメンテナンスフリー型内湾環境修復技術の開発

- ・余熱利用型BDF製造装置の開発

- ・諫早湾干拓調整池に係る水質浄化研究

工業技術センター

- ・アコヤ貝真珠層タンパク質を配合したスキンケア商品の開発

- ・植物バイオマスを活用した熱硬化性樹脂の開発

窯業技術センター

- ・新規なリン吸着材を活用した排水高度処理システムの構築

- ・低温反応プロセスを用いた無機系廃棄物からの機能性材料の開発

- ・溶融スラグ・廃ガラス等を活用した水熱反応による吸着材の開発

総合水産試験場

- ・温暖化に対応した藻類増養殖技術開発

農林技術開発センター

- ・環境保全・省力・低コストのための水稻疎植栽培技術の確立

- ・人工林資源の循環利用を可能にする技術の開発

- ・施肥合理化技術の確立

- ・温暖化に対応した落葉果樹の生育調整技術と省エネルギー施設栽培の開発

- ・気候温暖化に対応したカンキツ栽培技術の開発

- ・温州ミカンにおける天敵利用技術の開発

- ・温暖地・暖地向け病害・線虫抵抗性、高品質、多収のバレイショ品種の育成

- ・乳牛のバレイショ給与技術の確立

- ・菌根菌を活用した海岸材の造成・更新技術の開発

- ・低・未利用食品残さの高度化利用技術の開発
- ・加工適性が優れ青枯病抵抗性の暖地向け加工原料用バレイシヨ品種の開発

(2) 放射能調査研究〔未来環境推進課〕

本県では、昭和36年度以降、文部科学省（従前は科学技術庁）の委託として環境放射能水準調査を毎年実施しています。

この調査では、全ベータ線放射能調査（降雨ごとの測定）、核種分析調査（線の存在核種ごとの放射能濃度の測定）、空間線量率調査（月1回のサーベメータによる測定と併せて、環境モニタリングポストによる毎時自動連続の測定）を行いました。

この調査結果（資料編参照）から異常な環境放射能は検出されませんでした。

また、原子力艦の寄港に伴う放射能調査についても、昭和39年度以降、文部科学省、佐世保市等により毎回実施しています。更に、文部科学省により入港時以外に、3か月に1回、定期的な海水、海底土及び海生生物等調査も行われています。

平成21年は原子力潜水艦等が8回寄港しましたが、「原子力軍艦放射能調査専門家会議」等において検討、評価が行われ、従来の佐世保港における放射能水準に比して、有意な差は認められないという結果が出されました。

(3) 自然公園指導員等の資質の向上と確保〔自然環境課〕

県内には自然環境行政を推進するために自然公園指導員、自然環境監視員、鳥獣保護員を配置しています。

自然公園指導員は地域からの推薦を受けて環境省自然環境局長が2年の任期で委嘱するもので、国立公園、国定公園において利用者に対する適正な利用推進のために、植物採取等の監視や山火事防止等の利用マナーの指導や自然解説等を実施しており、県下で51名が活動されています。

自然環境監視員は長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき知事が2年の任期で委嘱しており、自然環境の保全や動植物の保護の状況等の監視・指導と情報収集等を実施しており、県下で83名が活動されています。

鳥獣保護員についても知事が1年の任期で委嘱しており、鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域等で野生鳥獣の生息状況の調査、狩猟者等の指導及び野生鳥獣保護に関する普及啓発活動を実施しており、県下で53名が活動されています。委嘱に際しては説明会を開催し、知識の向上を図っています。

課題

試験研究課題は環境保全を前提に実施されていますが、特に土壌肥料や病害虫部門では環境に優しい農業技術確立を目指した課題に今後も積極的に取り組みます。

産学官共同研究の推進とともに、地域における持続的発展が可能な環境と共生する技術の導入、普及を目指すことが今後の重要な課題となります。

また、地道ではありますが、従来 of 監視観測体制の充実強化も必要です。

文部科学省の委託による環境放射能水準調査や原子力潜水艦の寄港に伴う放射能調査についても今後、県民の生活環境の保全上の観点からも必要です。

自然公園指導員等は地域の自然環境の知識が豊富で、自然に対する造詣が深い人物が委嘱されていますが、自然環境を取り巻く社会状況の変化も激しいので、各人の資質向上を図ることが課題です。

自然公園指導員等には委嘱に際して定期的な業務報告が義務付けられており、報告書等を通じた情報交換により、よりよい自然公園利用や野生生物保護思想の普及啓発を進める必要があります。

3 環境配慮の推進

現状・施策

(1) 環境アセスメント審査〔環境政策課〕

環境影響評価（環境アセスメント）とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らが事業の実施前に、その事業が環境に与える影響について、調査・予測及び評価を行うとともに、その過程と結果を広く公表し住民や知事などから意見を聴き、これらを踏まえて環境の保全のための対策を検討するなどして、その事業を環境の保全上、望ましいものにしていく制度です。

ア．環境影響評価の審査

環境影響評価法及び長崎県環境影響評価条例に規定する対象事業の環境影響評価の審査を行いました。

審査件数

	審査終了				審査中 H21年度末
	S55～H18	H19	H20	H21	
道路	15				1
ダム	2				1
鉄道	2				
飛行場	1				
発電所	12				1
廃棄物・下水道	14				1
工場・事業場	0				
埋立・干拓	65		1		1
工業団地等	8				
ゴルフ場等	13				
その他	2				
港湾計画	19				
合計	153	0	1	0	5

イ．環境影響評価制度の推進

昭和55年制定以来19年が経過していた長崎県環境影響評価事務指導要綱を全面的に見直しを行い、長崎県環境影響評価条例を制定（平成11年10月19日公布、平成12年4月18日全面施行）しました。

平成17年12月27日に風力発電施設を条例対象事業に追加するため、条例施行規則の改正を行いました。

改正後の制度啓発のため、説明会を実施するとともにリーフレット改訂版を作成し、配布しました。

平成23年4月22日に公布された環境影響評価法の改正（平成

25年4月完全施行予定)に伴い、改正法の趣旨に則り長崎県環境影響評価条例を改正することとしています。

また、平成23年11月16日に公布された環境影響評価法施行令の改正(平成24年10月1日施行)により、風力発電が環境影響評価法の対象事業に追加されたことから、長崎県環境影響評価条例の規模要件について改正することとしています。

課題

環境アセスメントに関する情報を「ながさきの環境ホームページ」で公開しており、制度に関する情報提供を継続する必要があります。

4 環境情報の整備と交流

現状・施策

(1) 「ながさきの環境ホームページ」の整備・充実〔環境政策課〕
環境関連情報を発信するため、平成14年度に「ながさきの環境ホームページ」を開設しました。

県民・事業者のニーズにこたえるため、環境情報の収集などに努めるほか、わかりやすい内容への工夫、迅速な情報提供及び各種意見交換を行うため、「ながさきの環境ホームページ」の一層の整備・充実に努めました。

「ながさきの環境ホームページ」アクセス数

平成18年度：34,514件

平成19年度：52,236件

平成20年度：57,419件

平成21年度：51,017件

平成22年度：55,725件

(2) 環境保健総合情報システム〔科学技術振興課〕

本県で観測され、保管されている環境保健情報を広く活用してもらうために、大気汚染速報値提供システム、オキシダント高濃度予報システム及び大村湾水質予測体験学習システムを整備し、ホームページにおいて公開しています。

課題

環境の情報・環境施策情報・環境イベント情報などの環境関連情報の幅広い収集と迅速な発信が必要です。

5 公害苦情と公害紛争の適正処理

現状・施策

(1) 公害苦情受付〔環境政策課〕

県や市町の公害担当部署には、公害紛争処理法第49条第2項に基づく公害苦情相談員や公害苦情担当職員が配置されており、その受付、処理にあっています。

表5-5-1 公害苦情受付件数

		平成20年	平成21年	平成22年
公 害 の 種 類	合 計	946	1,083	994
	小計	614	640	594
	大気汚染	195	270	212
	水質汚濁	117	135	109
	土壌汚染	15	1	1
	騒音	128	107	114
	振動	2	3	3
	地盤沈下	1	0	0
	悪臭	156	124	155
	典型7公害以外	その他	332	443

(2) 公害紛争処理〔環境政策課〕

公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法に基づき、公害審査委員候補者を委嘱し、あっせん、調停等公害紛争を処理する体制を整えています。

平成22年度は、土壌汚染に係る調停事件を1件受け付け、平成23年度に繰り越して手続きを進めています。

(3) 公害事犯〔警察本部生活環境課〕

警察では、県民の健康を害し、日常生活に直接被害を与え、環境を破壊する産業廃棄物の不法投棄など環境破壊行為を「環境犯罪」と位置づけ、その対策を推進中です。

特に、組織的、計画的に行われる産業廃棄物や有害廃棄物の不法投棄事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯を重点に取締りを実施しました。

平成21年中の検挙事例としては、大村市内に所在する産業廃棄物処理会社の代表者等が、平成17年12月ころから平成18年4月ころまでの間、同社の産業廃棄物最終処分場に隣接する他人所有の山林

等に、廃プラスチック等を不法投棄した事案で被疑者3人を逮捕しています。

また、南島原市有家町所在の解体業者が、家屋解体工事に伴い排出された畳等の産業廃棄物等不法に焼却した事案で、経営者等を廃棄物処理法違反で検挙しています。

表5 - 5 - 2 過去5年間の廃棄物事犯検挙状況

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
検挙件数(件)	53	25	36	43	41
検挙人員(人)	75	31	43	63	56

課題

関係法令で厳正に対処できる場合を除いては、繰り返し発生する事例が多く当事者間で納得、理解を得るまでの相談等協議を重ねる必要があり、その解決に時間を要することが多くみられます。

6 環境管理システムの促進

現状・施策

(1) 環境マネジメントシステムの取組〔環境政策課〕

近年、環境保全に対する関心の高まりから、全国的に環境マネジメントシステムの構築に取り組む企業が増えています。

県自らも1事業者という認識に立ち、平成15年3月にISO14001を認証取得(平成18年3月更新)し、継続的な環境負荷の低減に努めています。

平成21年度からは、これまでのISO運用の実績をもとに、より効率的、効果的な環境マネジメントシステムとするため、地方機関まで適用範囲を広げた独自の環境マネジメントシステムを構築しました。

(2) ISO14001等の認証取得促進

ISO14001等の認証取得を目指す県内の中小企業に対し、認証取得のための研修会を開催しました。

研修会開催等〔産業振興課〕

- ・平成22年度ISO認証取得のための研修会の開催実績
内部監査員養成講座：5回(内 ISO14001：1回)

課題

循環型社会の形成を図るため、環境マネジメントシステムの手法を用いて、継続的に環境負荷の軽減に努める必要があります。

県自らも、システムを活用したエコ・オフィス活動に、組織全体で継続的に取り組むことが必要です。

7 誘導的措置の活用等

現状・施策

(1) 廃棄物の発生抑制・減量化に対する誘導的措置

ア．一般廃棄物の発生抑制・減量化目標の設定

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

平成18年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」において、ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するため、将来の目標値を設定しました。

(現 状)	平成11年度の排出量	63	万トン
	県民一人一日当たりの排出量	1,120	g/人日
(目 標)	平成22年度の排出量	56.3	万トン
	県民一人一日当たりの排出量	1,053	g/人日

イ．ごみ処理の有料化 〔廃棄物対策課〕

最終処分場が逼迫している中、家庭のごみの減量化を進めるためには、ごみ処理の有料化が効果的な手法の一つです。また、受益者負担の原則を周知することで、地域住民への啓発効果もあり、本県でもほとんどの市町において導入されています。

ウ．産業廃棄物税の導入 〔未来環境推進課〕

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図るため、平成17年4月から「産業廃棄物税」を九州各県（沖縄県は平成18年4月から）と同時に導入しており、税務部局と連携し、その円滑な運営を行っています。

なお、その税収を有効に活用するため、庁内関係部局で構成する「産業廃棄物税収活用プロジェクトチーム」において、具体的事業の検討・調整を行い、平成22年度は以下の事業を実施しました。

長崎県における産業廃棄物税の収用使途事業（平成22年度）

決算額計・・・・・・・・・・90,874千円

ゴミゼロながさき環境産業支援事業

- ・平成22年度予算額（決算：13,703千円）
- ・県内排出事業者等による産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進に資する施設設備整備に対し補助する。（継続）
- ・補助実績 1事業

リサイクル製品活用促進事業

- ・平成22年度予算額（決算：851千円）
- ・リサイクル製品等認定制度を創設し、認定を行い、県事業における率先利用を図るとともに県民への普及促進を図る。（継続）

堆肥広域流通モデル事業

- ・平成22年度予算額（決算：26,881千円）
- ・畜産地帯において、耕種農家のニーズに即した堆肥の生産や運搬・散布サービスを行う堆肥ヘルパー組織をモデル的に育成することにより、堆肥の広域的な流通や利活用を促進する。（継続）

余熱利用型BDF製造装置の開発

- ・平成22年度予算額（決算：4,782千円）
- ・温泉熱を利用し、旅館ホテル業から排出される廃食用油のBDF製造利用システムを構築する。（継続）

エコフィード利活用促進事業

- ・平成22年度予算（決算：6,003千円）
- ・食品製造業から排出される食品残さを畜産飼料化することにより、循環型社会構築の推進及び畜産農家における飼料費の低減を図る。（継続）

溶融スラグを用いた多孔質材料の開発

- ・平成22年度予算（決算：1,500千円）
- ・都市ゴミや下水汚沈由来の溶融スラグを原料とした軽量多孔質材料を開発し、スラグの有効利用を促進する。（継続）

BDF普及促進事業

- ・平成22年度予算額（決算：6,105千円）
- ・県内におけるバイオディーゼル燃料製造事業の適性化と普及促進を目

的とする研究会を組織とともに、長崎県版のBDF普及促進マニュアルを策定する。(継続)

産業廃棄物排出事業者研修会

- ・平成22年度予算額(決算:721千円)
- ・産業廃棄物の排出事業者等に対し、適正処理などに関する認識を深めるための研修会を開催する。(継続)

廃棄物不適正処理監視事業

- ・平成22年度予算額(決算:30,328千円)
- ・産業廃棄物処理業者等に対する立入検査体制を強化するため、本土地区の4県立保健所に産業廃棄物適正処理推進指導員を10名配置する。

長崎県産業廃棄物税条例の概要

- | | |
|----------|--|
| 1. 目的 | 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する経費に充てる。 |
| 2. 納税義務者 | 焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者 |
| 3. 課税客体 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 |
| 4. 課税標準 | 焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 |
| 5. 税率 | 焼却施設への搬入 800円/トン
最終処分場への搬入 1,000円/トン |
| 6. 税収の用途 | 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理を図る施策に要する費用に充てる。 |

エ. 長崎県リサイクル製品等認定制度の創設〔未来環境推進課〕

リサイクル製品等の普及拡大と環境産業の育成を目的として、平成20年3月に長崎県リサイクル製品等認定制度を創設しました。

認定製品等は、県の環境物品等調達方針において優先使用を明記するとともに、県の公共工事等における利用促進を図っていきます。

また、認定製品等の利用を市町に推奨するとともに、認定製品等の情報をホームページ等で公開することにより、市町及び民間の利用拡大を目指します。

平成22年度の認定件数は、21件でした。

(2) 誘導的措置の実施状況〔環境政策課、未来環境推進課〕

経済的措置として、生活排水対策重点地域において市町が行う啓発事業に対する補助事業を諫早湾流域及び有明海流域において実施しました。

非経済的措置として、エコショップの認定制度があり、「エコショップ」であることを証明する「エコショップ認定証」を各認定店舗に配布し、消費者に環境にやさしい小売店への誘導を図りました。

(3) エコファーマーの認定〔農業経営課〕

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、土づくり、化学肥料・農薬の一体的低減を行う農業者をエコファーマーとして認定し、環境と調和した農業の推進を図りました。

(平成23年3月末)

地域	エコファーマー認定者数	割合(%)
長崎	660名	9
県央	1,976名	27
島原	2,412名	33
県北	957名	13
五島	594名	8
壱岐	592名	8
対馬	57名	1
合計	7,248名	100

課題

再生資源を用いたリサイクル製品はバージン資材を用いた製品と比べてコスト高になるため、公共工事等での優先使用や技術開発に対する支援制度の整備等をはかる必要があります。

また、リサイクル製品等認定制度における品質、環境安全性等に関する技術基準の整備を推進し、リサイクル認定製品の品目拡大と普及を図る必要があります。

さらに、中小企業には、リサイクル等の分野の技術やノウハウに長けた人材が少ないので、この面での公的試験研究機関の支援が必要です。

廃棄物の発生抑制・減量化を進めるための経済的手法として、地域の実情に応じたデポジット制度の導入について検討していく必要があります。

近年、風力発電・太陽光発電に対する事業者・住民の関心が高く、NEDO・NEF共に助成条件が厳しくなっています。また、風力発電については、九州各地で九州電力に接続し売電することが各風力発電間での競争になっています。

エコファーマーの育成を引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

8 規制的措施の活用

現状・施策

(1) 環境基準の類型指定〔環境政策課〕

大村湾においては、昭和49年度に公害対策基本法（現在、環境基本法）に基づき、大村湾の水質環境基準を海域A類型（化学的酸素要求量：COD2.0mg/L以下）に指定し、以降CODの汚濁負荷量削減を主目的に、工場・事業場排水対策、生活排水対策等各種の対策を推進していますが、閉鎖性水域は窒素、磷による水質の富栄養化が懸念されるため、平成12年4月に全窒素・全磷に係る環境基準の水域類型の指定をおこないました。

その他、平成12年度に長崎湾、佐世保湾、伊万里湾を全窒素・全磷に係る環境基準の類型指定を行いました。

また、諫早湾干拓調整池については、平成20年4月に一級河川である本明川の一部となったことから、同水域を平成21年1月16日付けで、湖沼としての環境基準の類型指定（B類型）を行いました。

(2) 排水基準の見直し〔環境政策課〕

平成20年度に諫早湾干拓調整池の湖沼としての環境基準の類型指定に伴い、環境基準の基準の達成を図るため、本明川流域における事業場等からの排水基準を強化するため、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準（いわゆる上乘せ規制）を適用し、新たにCOD（化学的酸素要求量）規制を追加しました。

なお、排水基準の適用は、施行後3年間の猶予期間が設けられています。

また、同じく平成20年度には大村湾の水質汚濁対策を強化するため、水質汚濁防止法の規定に基づき、環境基準が適用される事業場として産業廃棄物最終処分場を指定施設として追加（いわゆる横だし規制）しました。

課題

規制的な措置の効果を高めるために、その周知や指導を強化していくことが必要です。

これらの規制的な措置に加えて、私たちの生活様式を見直し、環境と調和した持続可能な経済活動を促す誘導的措置の活用が必要です。

